

朝鮮の部落中最も特色あるものは、同性のみの集團、又は大部分が同性で少數の他性を交へた所謂同族部落の多いことで、その數は全鮮に數千の多きを算して居る。斯くの如く同姓の集團して生活せることは、部落民の一致團結には都合が良く、一面自治的働きに便利であるが、從來は往々その集團的勢力を以て、官治即ち地方の行政官や警察官に拮抗したやうな例もあり、殊に地方に在りては兩班の勢力が強く、潜かに附近の常民に對し、昔の儘の私刑制裁を行ふやうな場合もあつたのである。

第七章 市街地

朝鮮に於ては古來農を以て國を立て、現に全人口の約八割が農業に従事して居る關係上、人口は多く地方農村に散在し、従つて大都會及び市街地少く、人口五萬人以上の都會は、京城府、平壤府、木浦府、釜山府、大邱府、仁川府の僅に六箇所に過ぎず、人口一萬人以上五萬人未滿の市街地二十五箇所、人口五千人以上一萬人未滿の市街地五十三箇所、人口三千人以上五千人未滿の市街地八十七箇所、以上合計百七十二箇所である。これを第二回國勢調査の行はれた大正十四年十月一日現在、内地に於ける市の數百一、人口一萬人以上の町の數三百四十七、合計四百四十八箇所に對照すると

その懸隔の甚だしきことが認められるが、併合當時と今日とを比較すると、各市街共、人口數に於ても、街衢の體裁に於ても、商取引高に於ても、面目を一新して居る。

主要市街地を地勢別に、平野地、臨海地、沿河地、山岳地に分類し、尙ほ鐵道の便ある市街地を示すと、平野地百七箇所、臨海地二十八箇所、沿河地二十四箇所、山岳地十一箇所にして、その中に鐵道の便ある市街地は百二箇所ある。朝鮮の市街地は概して消費的都邑にして、商工業の殷盛を極めて居る所は少數である。然しながら産業の發達、交通の進歩に伴ひ、地方都邑の經濟力も著しく膨脹しつつある。市街地の主なるものに就いてその大體の分類をして見ると、李朝以來商業地として發達した都邑は、僅に開城のみにして、政治的關係によりて發達したる都邑には、京城、水原、清州、公州、全州、光州、大邱、慶州、東萊、晋州、海州、平壤、義州、春川、咸興、會寧などがある。貿易によりて發達した都邑としては、仁川、釜山、群山、木浦、馬山、鎮南浦、元山、城津、清津、雄基等を數へ、羅津は敦圖線の終端港と決定して以來遽かに有名となり、新興の活氣に燃えて居る。鐵道の開通によりて急速に發展したる都邑としては、永登浦、天安、烏致院、大田、金泉、裡里、松汀里、新幕、沙里院、新義州、鐵原、南陽を算し、前記の貿易港以外に、漁業の根據地として發展した都邑として、麗水、三千浦、統營、方魚津、甘浦、九龍浦、浦項等があり、鎮

慶尚北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道
△△ 豐榮華慶新義金慶大	△ 羅咸海長靈和潭松光	△△△ 屯新裡淳南全	△△ 大公德
基州陽山寧城泉州邱	州平南興光順陽里州	里里里昌原州	田州山
△△△ 寧慈若玄永尙醴善高	△ 榮靈高珍兵順光	△△△ 扶錦茂泰井金	△△ 天鳥瑞
海仁木風川州泉山靈	浦岩興島營天陽	安山朱仁州堤	安院山
△ 浦	△△ 金成朝禾濟法麗木	△ 群	
項	寧德天北 聖	山	
△△ 倭安	求		△△ 江論
館東	禮		景山
一五	三五	三	八

忠清北道	京畿道
△ 槐清	△△△ 利安開江水
山州	川城城華原
△△ 忠堤永	△△ 孔阿東往永
州川同	德峴幕十登
	里里里浦
	△ 仁
	川
	△ 鷲
	△ 驪
	染島
	津州里城
五	三五

海は要港、羅南は師團、兼二浦は製鐵所、勝湖里はセメント工場、寺洞は灰坑、興南は窒素工業會社の所在地として最近發達した都邑である。近來平壤附近は鑛業及び製造工業の勃興に依り戸口の激増を見つゝあるが、また咸興地方も、窒素工業、水力電氣、その他諸工業の勃興によりて一大發展を來し、その奥地の松興里の如きも、この數年來戸口の増加が著しく、京城附近の永登浦も、皮革、麥酒工業等により將來の發展が期待されて居る。この外、東萊、溫陽、信川、朱乙、溫井里、陽徳の如きは溫泉地として市街地を形成し、更に近年に及び都會地の發展と、鐵道の開通、水利事業の普及、鑛山の開掘、漁業の發達等により、市街地の附近やその他に新興の部落が續々と勃興して居る。

主要市街地地勢別

平野地 臨海地 沿河地 山岳地 計

江 原 道	平 安 北 道	平 安 南 道	黃 海 道	慶 尙 南 道
△△ 平鐵春	△ 博	△△ 勝寺	△△ 南信	△△ 金東晉
康原川	川市州川	湖洞	川川岳幕興州	海萊州
△ 大原金	△ 車鐵替	△△△ 肅价中	△△△△ 長黃沙延載	△ 進
和州化	館山馬	川川和	淵州院安寧	永
江 陵	龍 巖 浦	△ 鎮 南 浦	長 連	△ 鎮 三 方 蔚 統 馬 釜 千 魚 海 浦 津 山 營 山 山
	江 北 下 界	△ 安 箕 林 州	△ 兼 二 浦	△ 密 陽
	寧 岳 邊	△ 造 楚 熙 北 大 榆 洞	谷	
七	六	〇	四	三

咸 鏡 北 道	咸 鏡 南 道
△△ 鏡羅	△△△ 洪北咸
城南	原青興
	△△ 新定
	上平
△△△ 羅雄清	△△△△△ 興遮新新元
三 津基津	南湖南湖山
△△△△ 南穩鍾吉	△△ 永端
三 陽城城州	興川
△△ 茂會	新惠
山寧	吧山
三	坡鏡
二	四

備考 △は鐵道の便ある市街地にして、その數百二箇所に及ぶ。

右の市街地に就いて見るに、各市街地とも朝鮮人は、内地人よりも多數に在住するが、たゞ新市街地たる大田、及び軍港地たる鎮海は内地人の數が、遙かに朝鮮人の數よりも多い。また現在内地人の一名も住んで居ない市街地は、濟州島咸德里である。外國人(主として支那人)は京城、仁川、平壤、鎮南浦、新義州、北鎮、元山、清津等に多く居住し、その他の市街地に居住する者は極めて少數である。而して近來教育の普及と農村經濟の窮乏に伴ひ、年と共に人口の都市集中傾向を大ならしめて居るが、これに對して都市の經濟力が充實せず、各種の社會施設も未だ不充實なる結果、勢ひ失業者や、浮浪者や、乞食等の數が著しく増加し、延いて各種の犯罪をも發生せしめつゝあることは、洵に憂慮すべき現象である。朝鮮に於ては、いづこを見ても、市街及びその附近に、甚だしき不良住宅や、土幕、土窟生活者が多いが、斯くの如きは、獨り都市の美觀を害し、文明國としての體面を傷けるのみならず、衛生上、風紀上放任し難き問題である。

第二編 政治、行政

第一章 併合の由來と統治方針

一八

日韓併合が行はれてから茲に二十五年此の間當局者は、聖旨を奉體して、文化の向上及經濟の發展竝に人民の安寧及福祉の増進に意を用ひた結果、庶績舉り、各般施設の發達著しく、之を本府始政以前に比すれば、殆んど隔世の感がある。

抑内地と朝鮮とは古來其の關係が極めて密接で、多くの歴史的交渉を有し、又位置に於ても僅に一衣帶水を隔て、相對し、兩民族中其の血液の通つて居るものが少くなく、人種を同うし、且文明を同うして居るので、元來融合し易い素質を備へて居る。殊に支那の儒教や印度の佛教其の他諸般の文物制度等も、朝鮮を経て我國に傳はり、其の文明を進めたことは史實に明かである。

明治維新以來、我が朝廷は屢使を朝鮮に遣はし、一時中絶せる好を修めんとしたが、朝鮮では我が使節を卻けた、同八年九月我が軍艦雲揚號が江華島に於ける朝鮮砲臺から砲撃されたこともあつて、國論が沸騰したけれども、帝國政府は隱忍し、修好通商を求むる爲に黒田清隆を特命全權辦理大臣に任じ、同九年日韓修好條約を結び、朝鮮の獨立自主權を明かにし、同十三年帝國公使館を京城

に設置した。是より先、朝鮮に在つては王妃閔氏の一族が權勢を得、國王李熙の父大院君及其の黨與たる守舊派との間で權勢を争ふた。此時清國は閔氏の一族を援けて其の勢を朝鮮に張らんとしたので、我が公使館竝に居留民は前後二回に互り暴徒や清兵から襲撃された。

越えて明治二十七年四月、親日派の金玉均が上海に於て刺殺され、韓廷が之を八道に梟するや、偶東學黨が亂を起し、其の勢が猖獗で、韓廷は自ら之を鎮定する力がなかつたので、援を清國に請ひ、清國は屬邦保護を名として兵を出した。是に於て日本は朝鮮を清國の屬邦と認めざると共に、公使館及居留民保護の目的で兵を出した。偶韓國政府も亦自ら覺る所あり、其の自主獨立に矛盾した清國との條約を廢棄し、牙山に屯せる清兵の掃蕩を日本公使に依頼したので、遂に清國と戰を交へたが、勝利は我に歸し、明治二十八年四月、日清兩國間の和議成り、清國は遂に朝鮮の自主獨立を確認した。

是より先、韓廷に於ては明治二十七年日本公使大島圭介の勸告に依つて内政の改革を行つたが次いで井上馨は公使として朝鮮に赴任し、諸政の改革を促した。此の時韓廷は日本政府より三百萬圓を借受けて其の經費に充てた。又各部に顧問として聘用された日本人もあつたが、其の後閔族か益勢を振ひ、翌年七月露國公使ウエバーと結ぶや、露國は獨り極東に於ける勢を撞にし、清國より旅

順、大連を租借し、滿洲を占領地の如く取扱ひ、漸く兵を北韓に進めたので、日露の國交茲に斷絶し、明治三十七八年役となり、其の結果、勝利は我に歸した。

帝國は明治初年以來、韓國の自主獨立と進歩開發とを援け來つたが、衰弊の極、其の治安が保たれず、不斷強國の壓迫を受け、國礎動搖して常に東洋禍亂の因を爲して居た。是に於て帝國政府は其の禍根を絶ち、韓國の秩序を維持し、東洋の平和を保障し、兩國共同の利益を増進せんが爲には韓國を保護の下に置き、其の施設の革新を圖らしむるの外なきを認め、日露役後、韓國政府と協商し、新に統監府を設置することとなり、關係各國も帝國の韓國に於ける優越權を認め茲に保護政治の基が確立した。斯くて明治三十八年十二月統監府を設置して政務を刷新し、特に産業、教育、金融等請般施設の改善に着手せしめ、又無利子無制限の立替金を韓國政府に提供し、施設改善に伴ふ政費の膨脹に應ぜしめた。

帝國政府の韓國に對する指導保護の厚きを加ふること前述の如くであつたけれども、其の治安は未だ維持せらるゝに至らず、各地匪賊蜂起して人民の生命を害ひ財産を掠め、多年稅政の餘弊は容易に改むることが出來ず、之に根本的革新を加へ、庶績を擧げ、民衆の福利を増進せんが爲には、彼我兩國合體して局面の展開を圖るの外なく、韓國有識者の多數も亦現状打破の避くべからざるを

認め、當時同國に於ける知識階級の一團で輿論を代表する一進會の如きは、自ら進んで日韓併合を提唱し、韓國皇帝及日韓政府に對して、兩國の併合が兩國民發展の爲にも東洋平和維持の爲にも、最も適當な處置であることを建白した。爾來半島の民心は漸く併合の議に傾き、帝國の輿論も亦之を是認するに至つたので、廟議茲に一決し、兩國永遠の福祉を増進し、東洋將來の平和を確保する爲には、併合を斷行するの外なきことを韓國政府に提議したところ、韓國政府の意嚮亦之に一致し韓國皇帝に於かせられても、大局に鑑み之を納れたまひ、明治四十三年八月二十九日、併合の大業成り諸外國も亦齊しく之を認むるに至つた。

第二章 混沌時代の朝鮮

半島統治史上永遠に記念すべき朝鮮總督府が設置せられてより早くも二十有九年の星霜を閲した。その間諸般の制度は幾度となく制新せられ、文化の順調なる發展産業經濟の異數なる發達は、往年宮府混淆して財用給せず朋黨の禍亂相次いで起り、國政紊亂の極に達した韓末のそれに比すれば何人と雖も其の長足の進歩に一驚せざるを得ないであらう。

今や併合當時に下し賜へる一視合仁の聖旨は山間僻陬の住民に至る迄悉く之れを奉體し官民一致

して同胞の安寧と福祉の増進に努め凡ゆる方面に於て内地同様のレベルに迄到達すべく各其の職分に向つて専念邁進しつゝある状態である。然るに斯の如き文化の地「朝鮮」を形成するに至る迄には幾何の努力と犠牲とが拂はれた事であらうか、近世朝鮮史を繙く者は容易にその詳細を極め得るであらう、即ち帝國は朝鮮自體の爲めばかりでなく、惹ひては東洋平和を確保する爲めに常に正義のもとに戦ひ凡ゆる辛酸を嘗め有形無形の貴重なる犠牲を餘儀なくされて來た、その發端ともいふべきは明治八年九月朝鮮江華島の砲臺が我が軍艦雲揚號を砲撃した事件に始まる、こゝに於て我政府は黒田特命全權辯理大臣を派遣し韓國政府と接衝せしめた結果、日韓修好條約を締結したのであるが、これは兩國の親善修交を約した條文なるのみならず支那の支配下に在つた韓國をして明かに獨立國たるの體面を得せしめたものであつた。

然るに此事あつて以來韓國を中心する帝國の外交は漸く繁鎖の度を加へ來たつた。即ち當時朝鮮に於ては王妃閔氏の一族が權勢を擅にし大院君及び其の一黨たる守舊派との間に事毎に相争ひ、李朝衰頹の禍根を醸しつゝあつたのである。この虚に乗じた清國は半島經綸の野心を伸ばして閔氏の一族を授け暴慢にも我公使館並に居留民を前後二回に亘つて襲撃した、越えて明治二十七年四月に至り親日派の重鎮金玉均が上海に於て刺殺され、韓廷が之れを八道に梟するや偶々東學黨が南部地

方に亂を起しその勢力侮り難き情勢を示すに至つたので、韓廷は之れを鎮定する實力なき爲め援を清國に請ふた清國は之れを以て好機至れりとなし、潜越にも屬邦保護に名を藉つて朝鮮に出兵を斷行するに至つたのである。日本はもと／＼朝鮮を清國の屬邦と認めてゐなかつた事であり事態かくの如くなつた以上は公使館及び居留民保護の必要を生じたので遂に日本も亦半島に兵を進めざるを得なくなつた。然るにかく形勢の激變するに及び韓廷は大いに狼狽し自らの非を覺つて清國との間に締結した非獨立國の諸條約の廢棄を宣言すると共に牙山に駐屯せる清兵の掃蕩を日本公使に依頼した。之れが日清戦争の導火線であり日本が半島に優越せる地位を占むるに至る基ともなつたのである。交戦の結果は勿論我國の大勝に終り明治二十八年四月をもつて日清の和議は成立し清國は遂に朝鮮の自主獨立を確認するに至つた。

是より先き韓廷に於ては、明治二十七年日本公使大島圭介氏の勸告に依つて内政の改革に着手し所謂甲午の革新を行つたが、その後井上馨侯が公使として京城に駐在するに及んでは諸政は大いに革まり日本政府はその費用として三百萬圓を貸與し若干の顧問を送つて其の衝を當らしめた一方閔族はかゝる内政大改革の國家的重大時期に際しても、その權勢に委せて陰謀を逞ふし、翌年七月露國公使ウエパーと結びたる後は更に一段の暴威を揮ふた、之れに乗じた露國は漸次極東侵略の手を

伸ばし、日露外交破綻の原因となつた旅順、大連を清國より租借し剩つさへ滿洲樞要地に堅固なる武備を施すと共に漸次兵を進めて半島の風雲を窺ふに至つた、茲に於て日本政府は韓國の獨立と東洋平和の見地から之れを默視するに忍びず國交を斷絶し宣戰を布告した結果明治三十七、八年戰役となつたのであるが戰ひは常に我軍の連勝に歸し日本はかの三國干涉以來の雪辱を爲し得たのである。

第三章 統監府時代の朝鮮

斯の如く日清日露の兩役を背景として、明治初年より韓國の自主獨立の爲めに盡した日本の凡ゆる犠牲は平和なる今日の朝鮮を形成する素因を爲した事は言ふ迄もなきことながら、日露戰役直後の韓國は凡て點に於て幼稚であり、且つ不統一であり根本的に改造を要する事のみであつた。即ち財政は極度に疲弊し制度は弛緩紊亂し當時強國の壓迫を蒙り國民はその不安より免かるゝを得ず。東洋禍亂の因を誘發する事屢々であつたこの點に鑑みた日本政府はその禍根を絶掃し東洋平和を確保すると共に韓國々民の安寧秩序を維持し、その生活を安んずる爲めには韓國をして我國の保護治下に置き之れが施政の革新を圖る外なきを認むるに至つた。仍つて戰役終結を告ぐるや日本は韓國

政府と協商して新たに統監府を設置する事となり關係諸國も亦韓國に於ける日本の優越權を認め愈々明治三十八年十二月京城に統監府を設置し伊藤博文公がその初代統監に任ぜられた。かくて伊藤公は産業に教育に金融に諸般の政務を刷新し、且無利子無制限なる立替金を韓國政府に提供して施設改善による政費の膨脹に應ぜしめたのである。

然るに、住民の一部に於ては大勢に通ぜず日本の誠意を理解し能はざる者があり動もすれば志を當世に得ずして不時の政變を思ひ保護政治反對を標榜して排日的氣勢を昂ぐる者を生じ明治四十三年三月にはサンフランシスコに於ける韓國外交顧問ステイヴン氏の暗殺に次いで同年七月には韓廷より海牙平和會議に密使を派遣する等の事件を惹起するに至つた。茲に於て伊藤統監は日韓關係を一層緊密ならしむる必要を感知し同月再び日韓協約を訂正補足して我保護權行使の範圍を擴張し從來間採指導の任に仕るに過ぎなかつた應聘日本人を増員し之れを韓國官吏として直接施政の衝に當らし以つて政務機關全般に亘る官制改革を斷行し、法令の制定を監督し司法制度の獨立を企劃する等各種施設の刷新とその進捗に努めたのである。

斯の如く韓國に對する我保護政治の扶掖啓導は實に至れり盡せりであつたに拘らず、半島の治安は未だ確平を見ず匪徒は所々に峰起して住民の生命財産を脅かし往々にして政府の施設を妨礙し在

職の内地人官吏に危害を加ふる者さへ生ずるに至り之れを前にしては日韓親善と統治の恩仁伊藤統監をハルビン驛頭に暗殺し之れを後にしては李首相を京城に要撃する等國內次第に喧騒を加へ地方に於れる流言蜚語甚だしく民衆は疑惧の念に驅られて其の堵に安んぜず全く制度を根本的に革新して日本と韓國との合體を實現し、局面を展開せねば東洋の平和乃至兩國共通の利益を永遠に確保し難き情勢となつて來たので、こゝに日韓併合の聲起り當時最も進歩した新智識の集團にして輿論の代表者たる一新會の如きは日韓兩國政府に對して合併が兩國民幸福の爲のみならず、進んでは東洋平和永遠の賢策なる旨を建白するに至つた。

第四章 併合時代の朝鮮

一、武斷政治から文化政治へ

形勢かくなるに及び日本政府は慎重に考慮すると共に、輿論の推移と各國の態度を觀望し半島の民心が愈々合邦說に傾き帝國の輿論亦之れを是認するを視たので明治四十三年八月韓國政府との間に折衝を重ね正式に「兩國永遠の福利を増進し東洋平和を確保せんが爲には日韓合併の外途なき旨」を提議せるに對し韓國皇帝並に政府も夙に大局を洞鑿してゐた事とて異議なく之れを採納し、同月

廿二日東洋史上劃期的日韓併合條約の大業成立し、搖るぎなき半島治政の基礎を築いたのであつた。仍つて我政府は併合と同時に統監府を廢して朝鮮總督府を設置し、初代總督として日韓併合にその果敢なる手腕を發揮して武斷政治家の典型として謳はれた陸軍大將寺内正毅伯を任命した、伯は就任と共に先づ社會の秩序維持に努め生命財産の安固、文化の向上産業の振興を圖り時勢と民度に應じたる各般の施設を進めた。然るに寺内總督は在任滿六ヶ年にして大正五年十月九日その職を辭したので其の後任にかはつて朝鮮駐屯軍司令官として武名一世に轟いた陸軍大將元帥長谷川好道伯が任ぜられ、山縣伊三郎氏を政務總監に任用して前總督に引續き武斷的政治をもつて統治方針としたが、時代は歐洲戰亂後の思想動搖期に移り朝鮮の民心も亦この影響を受けて從來適切なりし制度も次第に變革の餘儀なきに立ち至つた結果、長谷川總督に於ても打開策を講ずべく計劃を進めつゝあつた折柄大正八年三月に至り偶々半島各地に獨立騷擾事件勃發し、憂ふべき状態となつて來た爲に、折角の革新計劃も一時頓挫の止むなきに至つた。

かくて時代は移り、大正八年八月十二日長谷川伯並に山縣伊三郎氏の辭任を見るや海軍大將齋藤實子行詰れる半島統治の上に何等かの打開を行ふべく内外の輿望を一身に擔ひて總督の任に就いた。齋藤總督は先づ政務家として當時定評ありし法學博士水野鍊太郎氏を政務總監に起用し優渥な

る聖旨を奉じて文治政治の基礎を開くべく官制改革を断行し武断政治が最早時代に順應せざるを知覺し温情をもつて民衆を誘掖撫育なし朝鮮人をして將來内地人と同一地位に進め更に進んではその長所を發揮せしめ併合の宏謨を發揚せんと惟努めたのである、即ち治安の確保民意の暢達行政の刷新、國民生活の安定文化の振興及福利の増進人心の一新等がその統治の綱領とされた。當時一部有職者間には朝鮮の特殊的立場と從來の武断政治の習慣とに依りかゝる文治政策は益々民衆を悪化せしむるものであるとて非難の聲もあつたが齋藤總督は最初の信念を曲げず一貫不變の方針をもつて統治に臨んだその間大正十一年六月十二日水野鍊太郎氏は内務大臣に任ぜられたので兵庫縣知事有史忠一氏政務總監に就任し同十三年七月四日迄在職しながらその任を辭するや下岡忠治氏が多大の期待をも任つて後任に迎へられた下岡總監は着任後間もなく齋藤總督の信頼の下にその卓越せる力量と識見とをもつて半島政治の上に特筆すべき朝鮮鐵道の委任經營を滿鐵より回收すると共に産米増殖計劃の基礎を確立し更に鐵道大延長計劃の如き積極政策に手を染むるに至つた。然るに事業漸くその緒につかんとするに當り急病を得て同十四年十一月廿二日逝去したのは我朝鮮開發の爲惜みても餘りがある。されど氏の計劃を立てし事業はその後任湯淺倉平氏の努力によつて實現し産米の増産に、鐵道の延長に着々として實績を擧げつゝあつた。

第五章 文化政治時代の朝鮮

一、齋藤實子再任

軍閥官僚の本案、非立憲の寺内總督が苦心慘愴して銃劍で固めた朝鮮の治安も長谷川總督に至つて寺内程の睨みと押がきかず、故孫秉熙一味により獨立騷擾事件と云ふ萬歲騷動の放火がお膝元の京城からあがり十三道の隅々まで宣傳の不穩文書を配布されたのもわからなかつた位の呑ん氣總督長谷川好道氏が時局收拾もせず逃げ出したので跡好末に來たのが、齋藤實氏と時の政務總監水野鍊太郎氏であつた。

武断政治に失敗した長谷川好道の跡好末に着任した齋藤實子は銃劍の威力にかへて、コケ威しの文化政策を標榜し、文化政治の旗印堂々と乗出した武者振りはよかつたが、南大門驛頭で一發の爆弾に度膽を抜かれて最初の聲明はテレ隠して憲兵制度を撤廢したと稱して其の實數萬の警官を配置したが不安は一掃されず依然と高まるのみで流石の齋藤總督も統治の完成は百年二百年の後を期せねばならぬとか、文化制度の改正は漸進主義で進まねばならぬと勝手な手形を濫發して最初の意氣に

何處へ消へ失せたか、文化を粉飾した武斷施設の完成には怠りなく、お蔭で當時教育施設、港灣改修も繰延べ状態であつたが、その實地方には學校も増設し、鐵道もかけ港灣も改築して産業開發に努め制度の改正もやると氣隨氣儘な勝手な熱をふいた爲め地方民は眞に受けて、鐵道の速成、港灣の改築を急ぎ學校を建てろ病院や監獄を持つて來いとせがみ出して、朝鮮財政は手も足も出ぬ破目に陥り、流石の齋藤總督も文化の看板塗りかへも出來ず、困り抜いた時、あたかも、海軍々備縮少會議の全權に任命され、諸般の施設泣き寝入りで、僅に地方制度改正がせめてもの置き土産であつた。

かくて時代は大正より昭和と移り同二年四月十五日齋藤總督は在官の儘海軍々備制限會議日本全權委員として歐洲へ鹿島立つたので陸軍大將宇垣一成氏が總督臨時代理となり短期の間朝鮮に在任したかゝる中にもゼネバに於ける軍備制限會議は進められその結果は遂に不調に終つたもの、齋藤全權は大任を全うして無事歸朝した。然るに當時の政界は齋藤總督が出發前とは異り田中内閣の時代とて兎角意に充たぬ事多く齋藤子は在任滿八ヶ年名残り多き朝鮮の地を去つた、湯淺政務總監も亦同じ總督の後任には陸軍大將山梨半造氏政務總監には池上四郎氏がそれ／＼任命され半島の政治は山梨大將の手によつて再び寺内、長谷川の昔に還元するものと大いに危惧されたが池上總監の逝

去に伴ひ兒玉秀雄伯がその後任に迎へられた外さしたる目新らしき改變もなく昭和四年八月十七日田中内閣の瓦解に伴ひ山梨總督は任を辭して歸東した。

次いで之れが後任に就ては當時種々なる下馬評あり世論は頗る喧囂を極めたが歴代總督中最も朝鮮に親しみ多く且内外共に朝鮮統治に對しては多大の信頼を有する齋藤實子再び大任を拜して半島にまみえた、殊に政務總監には會て朝鮮に永く在官統治に對しては確固たる信念を有する兒玉秀雄伯が留任する事になつたが、齋藤總督は着任後間もなく輿論に鑑み萎微沈滞せる官界の心機一轉を圖つて統治の面目を一新せんと局長知事以下の老朽淘汰新進拔擢の大異動を行ひ治安の確保産業教育經濟の發展文化の向上に一大刷新を加へつゝあつた。

然し政治の要諦は民度を無視しては失敗である事は何人も思考するところであらう、されば歴代總督の政治は果して此の民度を基礎にして適切なる政治を施したかどうかを考へ及ぶとき誠に思ひ半に過ぎるものがある。

朝鮮統治の非常識は、第二世總督長谷川好道の阿房宮が最もよく表して居る、同氏が軍司令官當時龍山に建てた廣大壯麗の大官邸は維持費年額數萬圓を要し一ヶ月電燈料のみで三百圓を費す爲め以來住む人がなく、總督府の建築も御多分に漏れないもので竣工七年を費し倭城臺から移轉の時既

に狭少を感じ僅に寺内總督の設計として當時の武斷主義を連想せしめる位である。

尤も寺内第一世總督は功罪差引しても伊藤博文公の亂麻の跡を匡救し朝鮮をして肅然形を改めしめた事は特筆すべき事で、特に寺内伯は産業に意を注ぎ農工銀行を創設して不動産金融の道を啓き水利組合を組織しては水源の涵養等を計るなど武斷政治の失敗と差引しても功績の認められるものがあつた。

併しながら流石の寺内總督も武斷政治家として知られただけ民度を基礎とする政治の秘訣を知らなかつた爲め財政獨立計畫の失敗から税金に加ふる税金から朝鮮人の怨嗟を買つた、然し剛愎そのまゝの寺内伯は遂に滿洲進出を計畫し對支借款から朝鮮銀行の滿洲活躍を志し時の鮮銀總裁勝田主計氏をして積極的大陸發達を策せる爲め朝鮮銀行失敗の因を作つたものである。

寺内總督の跡をついだ第二世長谷川好道の時代に至つては武斷政治の鬱憤と無能政治の弛緩から大正八年の萬歲騒動を起し御膝元の京城から十三道の隅々まで不隱文書を配布されたのもわからぬ位の呑ん氣な總督で遂に時局の收拾もつけず逃げ出した後を承けて三代總督に就任したのが齋藤子であつた。

朝鮮統治上一代の不祥事と云ふべきは長谷川總督時代の萬歲騒動につぐ山梨總督時代の朝鮮疑獄

事件である、山梨氏が總督就任の報傳はるや當時非常の反對があつたが、田中内閣の人事行政は遂に一般の反對を押し切つて山梨氏の總督就任は決行されたが幾許ならずして朝鮮統治上誠に遺憾とすべき不祥事件を残して退任せし爲め再び齋藤氏が朝鮮總督の印綬を帯び再度の就任を見たが齋藤政治も第二期に至つては殆ど人心怠緩し民間の事業に及ぼし或は各地に突發せる電氣事業府營問題の如く或は數ヶ年闘争を續けし運送合同問題の如く或は非常の紛糾を醸せし取引所合併問題或は道廳移轉問題等民衆運動は隨所に行はれ當局の威信は失墜するなど正に修羅場の感を抱かしめれ程で流石の徳望家を持つて知られた温厚總督齋藤子も十數年の永き總督安座には民衆も聊か嫌氣を催し寧ろ辭表提出が遅きに失した位に遺憾とされた状態で産業政策は歴代統治者が、最も意を注ぎ來た所であつて朝鮮の現状より見ても十三道の富源を開拓するは刻下の急務であると、漸く夢からさめた當局も茲に産業計畫を樹立し經費六千萬圓を投じ十五年繼續の土地改良事業を企圖し治山治水と押すな押すなで幾多の生産的事業計畫や方針は決定されたが牛歩漫々の状態で産業上の施設や交通機關の完備は常に不遇の地位におかれ産業施設は頓挫をきたしたものである。

第六章 宇垣總督時代の朝鮮

北鮮開發、自力更生運動、農山漁村振興運動へ

齋藤總督及兒玉總監の辭任を聞き宇垣大將總督就任と知つた朝鮮の人々は重荷を下した感じがしたと云ふ位であつた、之れ必ずしも舊を捨て新を親ふ人心からのみでなく朝鮮の空氣は全く沈滞の極であつたからである。

當時朝鮮は宇垣總督を迎へて正に梅雨晴れの初夏の意氣洋洋そのまゝの如く盛夏の猛威を征服せんとする壯快そのまゝの状態であつた。

果して宇垣一成大將は朝鮮二十萬民衆の期待にそむかず朝鮮を更生すべく如何なる抱負と經倫を以つて就任したか今や滿洲問題は益々事態重大のとき宇垣氏の着任は一層朝鮮統治上光彩を發揮すべきものである。

宇垣大將は首相級の人物であつて今更氏の人物經歷を事新しく報道するまでもない、しかも氏は曾て（昭和二年）總督臨時代理として半歳程、朝鮮統治の任に當つた政治家肌の軍人であつて、數代の内閣に陸相を勤めた人で手腕徳望は知られすぎる程である。

宇垣總督はその治鮮方針を着任前既に帝都に於て新聞記者に漏らしてをるところによれば、北鮮の開拓、朝鮮資源の開發、間島鮮人問題の解決等の實現を期し、今や自力更生運動より農山村開發

心田開發に進まんとしてゐる。

吾人は在鮮既に十數年、齋藤總督を二回山梨總督を一回而し宇垣總督を迎へる事二回である、此間幾多の政務總監と各局長を迎へ事毎に其の方針を新聞其他の宣傳に依つて聞かされたが何れも着任當時は如何にも評判がよいが最後は朝鮮式になつて甚だ香ばしくない事柄を漏れ聞くもので官人は自己の在職中を態よくつくろひさへすれば勤まるものと云ふ感じを抱かせ全く役人程無責任な者はないと思ふ事を痛切に思ふ事が幾度かあつた、宇垣大將に至つては凡百の人物と異り既に中央に於ても政治家として大政黨の首領か宰相の器と知られたる大人物なれば氏に依つて朝鮮は潑刺たる氣分を持つて新生面を拓く事を期して疑はない。

吾人は宇垣總督が中央政界に野心を有し最近統治上熱心ならざる風評を耳にし遺憾に思ふのである。希くば當初の意氣を以つて朝鮮二十萬民衆の爲め否帝國將來の爲め朝鮮を更生し以つて國家百年の基礎を樹立されん事を宇垣總督に期待するものである。

宇垣總督に對する吾人の期待は、果せる哉、總督着任後（昭和六年六月就任）數年ならずして産金獎勵の結果は、今や、年産額數千萬に達し、棉花六億萬斤の増殖計畫、二百十六萬町歩に亘る北鮮の密林地域開拓事業、綿羊十萬頭、羊毛増産計畫、田畝增收計畫に依る鮮内食糧充實、農家經濟

安定、鹽田擴張計畫、交通及通信事業の充實、國境警備の完璧、農山漁村の振興、自力更生運動、電力統制の確立、水産業振興、在滿鮮人の安住策、稅務機關の特設、稅制の整備、等は着々實を擧げておる。

此の各般國家資源と、忘れられたる遺利の再検討と開發は、總督府が最近最も努力を傾倒せる施政の一である。

農山漁村振興運動は農民が住民の約八割を占める朝鮮に於て先づ第一期の更生運動であり、續いて都市の更生策が考究されておる、精神的開發の基礎の上に都鄙を貫く經濟更生の殿堂を建設せんとする此の運動の氣運は、今や、半島に横溢し最近朝鮮を觀る者の看過すべからざる事象でなければならぬ。

現總督は、其の統治方針の中心は、飽まで同胞九千萬の觀念による物心交叉であるべきことを唱へておる、即ち、其の内鮮融和は同胞九千萬といふ言葉で代表されねばならぬ、朝鮮在住の五千萬人程の内地人と朝鮮人との融和合體、或は又、内地に働く三十萬人の朝鮮人が業を樂む事であると考ふべきでない、全内鮮の精神的融合と物質的結合を確かの結び付けねばならぬ、之れが朝鮮統治の眼目である。

朝鮮が保有する豊富な資源の開發に對する全内鮮人の協力提携と、渾然融合せる精神的結合と相俟つて、内鮮一元一體たるをに於て、朝鮮の前途は實に洋々たるものがある。

更生朝鮮の光輝ある前途は現總督の努力と共に躍進又躍進を續け將來期して待つべき情勢にある

第七章 總督府施政の實績

一、統治の實績

明治四十三年八月、日韓併合の條約公布せられ、我が國が朝鮮統治を開拓してより星霜茲に二十餘年、此の間我國は朝鮮に於て何を爲したか、即ち朝鮮統治上如何なる施設計畫を遂行し、半島の産業文化を如何に向上發展せしめ得たか、又朝鮮の民衆をして如何なる惠澤に浴せしめ得たであらうか。

先づ第一に我國が朝鮮に與へた最も重要なものは、社會の安寧秩序の維持といふことである。併合前の韓國の社會状態に比べて、往時を知れる一外人は、

『日露戰爭後二十五年間と云ふものは、彼等の所有する田畑が兵馬の爲に畔道一隅たりとも損はれたことはない、勿論他國の侵略を蒙つたこともない、又一度たりとも掠奪に遭つたことはない。』

田園生活の平和は斯くして亂されないのである、朝鮮人は對岸の支那人が革命戦争の爲に戦々兢兢として國境を越へ、彼等の領土の山谷に避難して來るのを目撃して氣の毒に思ふて居る。彼等は二十數代を経て、漸く今日始めて他國の侵略から免れてゐるのである」と。

この一節は何よりも明確に朝鮮統治の實績によつて、如何に平和なる朝鮮が現出したかを裏書きして居る。

二、教育の普及

治安維持のその後に来るものは當然人文の發展策である。既に統監府時代より近代的教育機關の整備に努力を傾注してゐたが、併合後の明治四十四年八月朝鮮教育令を公布し、教育勅語を奉載して忠良なる國民養成するを目的とし、且つ實際に適する簡易實用を旨とする朝鮮人教育の方針を樹てたが、大正十一年更に教育制度を改正し、學制全般に亘つての大刷新を行ひ、内鮮人ともに同一の教育制度による主義とし、只普通教育及中等教育については、國語を常用する者と然らざる者とに分つたのである。これ朝鮮人にやはり特殊な科目、例へば朝鮮語、朝鮮歴史等を授けんとする意圖に出づるものであるが、國語を常用する者の爲に小學校、中學校、高等女學校を國語を常用せざる者の爲に普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校を設立して居るが、内鮮人相互に入學する

ことも少しも差支へなく、現にこれを實行してゐる者も多數に存在する。

現在二千十五の官公立普通學校と八十三の私立普通學校があり、又今年度よりは修業年限二箇年の簡易學校を僻地に設け未就學兒童を收容することとなり、差當り一郡二校の豫定とし本年四百四十校の新設を見累年増加の計畫あり、如何なる山間僻地と雖も學校なきところは殆んどなく、兒童數の如きも夥しい數に上つてゐる。

併合前の官立、公立を合せて普通學校の數九十四校しかなかつた狀況に比し實に隔世の感がある。その他京城の帝國大學を首め、各地に散在せる十五の官私立専門學校、五十五の各種實業學校、九十七の同補修學校、三つの官立師範學校其他多數の中學校、女學校等が各地に在つて、半島の文運愈隆々たるものがある。英國の或殖民政策の研究家が「日本はその殖民地に對し、まづ學校と病院を建てる、感すべき事である」と評した言葉が首肯されるのである。

三、文化的施設

その他一般の文化施設として、

- 一 舊慣及制度の調査 を行つて、出來得る限り法律の上などに於てもその慣習を尊重し、
- 二 古蹟調査を 行つて、半島三千年の文化を究明し、日本古代史又は支那上代文化の研究にも多

- 大の貢献をなし、歐米學界に於ても大に認められ、
- 三 朝鮮語綴字法の研究と辭典の編纂 を行つて、難澁な諺文語法、綴字法のごときものを整理釐定し、
 - 四 古圖書及金石遺文の蒐集保存 を試みて、貴重なる朝鮮古圖書十六萬四千五百冊を保存してその散佚を防ぎ、又朝鮮に現存する總ての金石文を拓取し、整理保存して學術上の参考に資し、
 - 五 寶物古蹟名勝天然記念物の保存 を行ふて、半島史實の證徴、東洋藝術の資料を保護し、
 - 六 朝鮮史の編修 を爲して、朝鮮史實の究明を試み、正確なる史實を後世に傳へんとし、
 - 七 朝鮮美術の奨勵 を試み、往時の發達に比肩するの域に達せしあんとして、毎年鮮展を開催して、朝鮮美術の振興に寄與せんとし、
 - 八 儒學の振興 に努め、連綿たる古來の學統を傳へんとして、經學院及明倫學院を設けて、有爲の人材を養成して居る。

四、宗教の自由

その他宗教の自由を認め、李朝時代に於ける極度の佛教抑壓政策を解放し、朝鮮寺刹令を公布して三十一の本山を指定し、佛教の復興に努めてゐる。佛教は内地人の間には信者多きも何分僧侶を

八賤の下として社會の最下層に置いたほどの極度の壓迫のあととして、朝鮮人間には今尙廣く布教されず、基督教最も勢力を占め、他に天道教、侍天教等の新しい宗教類似團體等が興つて居る。

五、敬神的觀念

朝鮮の總守護神官幣大社朝鮮神宮は大正十四年建立され 天照大神と、明治大帝の二柱を奉祠し内地人崇敬の的となつて居り、その他各地に神社、神祠の設立を見るに至つたが、朝鮮人も漸次に禮拜する様になつて來つゝある。

六、衛生設備

衛生状態に於ては、傳染病、地方病等四時絶ゆる時がなかつた昔時の幼稚な状態に比し、近來その思想の向上と設備の完備は眞に隔世の感がある。現在醫療機關として京城には帝國大學及官公立醫學専門學校の附屬醫院、赤十字病院等を首め多くの私立病院を有し、又地方には各道に三十餘の道立醫院、警察醫、公醫、一般開業醫等あつて、人口約一萬二千人に醫師一人の割合である。

癩病の恐るべきことや、癩患根絶の必要は今更云ふまでもないが、朝鮮では八千乃至一萬の患者があり、官私立療養所併せて僅々二千五百人を收容治療してゐたことは、洵に遺憾な状態であつた。依つて之が根絶を期する爲一大療養所の設置を計畫し、昭和七年十二月今井田政務總監その他

の有志により財團法人朝鮮癩豫防協會を設立し、世人の理解同情に訴へて寄附金の募集に着手したところ、同情は翕然として集り、寄附見込額の三十五萬圓を遙かに超過する百十一萬餘圓にも達した。之れ 皇太后陛下の御下賜金、李王殿下の御下賜金をはじめ國庫補助金の十一萬圓、道費補助金の十七萬圓等を合すると約百五十萬圓に達するといふ大資金を得たので、氣候溫暖にして而も一般社會をおびやかさず、又患者療養施設の完璧を期する等の點に恵まれた全南小鹿島に、愈一大療養所を建設するの具體案を進め、既に先年四百名を新たに收容したが、更に一千二百名を收容することになつてゐる等着々之が實現に邁進してゐる。

一方上下水道の完備、藥品飲食物の取締、傳染病獸疫の豫防、癩患及モルヒネ中毒者の治療、海港檢疫、汚物處分等の醫事行政についての指導改善は着々進行し、衛生状態は逐年その面目を改めつゝある。

七、窮民救済

朝鮮では古來佛教の影響を受けて慈悲を以て君徳とし、歴代其の政を誇るの事績として之を挙げ高麗朝時代に於ては或は常平倉を設けて備荒の策を講じ、或は義倉を設けて施餓救貧に備へ、或は又大悲院を設けて救療を施す等の救済事業が發達したが、李朝となつてからは儒教の精神に基き益

其の制度を擴張して救済に國力を傾注し、更に各種の救済施設を實行した爲、遂に濫救の弊を生じて惰弱の風を馴致するの結果となり、李朝末期に至つては諸般の弊政と共に幾多の弊害を醸成するに至つたので、其の多くが廢止せらるゝに至つた。然し併合後は諸般の制度改まると共に、社會事業は朝鮮の民度、習俗、産業其の他諸般の實情に鑑み、之に適應するの施設を實施するに努めつゝあるが、一般的の救済方面に就いて之を見れば、併合の際御下賜せられた恩賜金一千七百三十九萬餘圓の外、皇室より屢御下賜された恩賜金によつて、造成された罹災救助、窮民救恤、行旅病人救護等に資金約百五十九萬九千餘圓があるのみでなく、本府及道より臨時に必要な救済費を支出して居り、尙且つ皇室からは以上の外、朝鮮の災害に際して時々罹災民に御下賜金があり其額併合以來今日まで三十一回、二十四萬八千四百餘圓に上り、民衆齊しく其恩恵に浴して居る次第である。

次に又財界不況に依る窮民救済の資としては、昭和七年度以降朝鮮に對し今後三年間毎年七萬五千圓を御下賜せらるゝ旨御沙汰を拜したので、本府は直に 聖旨を奉體して之に國費八萬餘圓を加へ、恩賜救療計畫を樹立し、救療箱及診療券の配付竝に入院救療等を実施してゐるのである。

尙、救済事業の外には各種の福利施設を行ひ、公設住宅、公設市場、共同宿泊所、簡易食堂、共

同浴場、公益質屋等の諸設備が普く各地にあり、小額生業資金の貸出等も行はれ、又職業紹介、社會教化、民風作興、地方改良、兒童保護、釋放者保護、施藥、救療機關、勞働者の需給斡旋等、社會事業施設の總てが逐年整備充實しつゝ、あるのであるが、斯くの如きは韓國時代には全く見ることが出来なかつたところである。

八、警備状態

警察制度は略内地と同様であるが、治安の維持と國境の警備とは朝鮮警察事務として特に重視せらるべきものである。

鮮内の治安は今日よく保たれて居り、國境警備は朝鮮の疆域が露滿兩國に接して蜿蜒八百餘里に及び、時に匪賊侵入、時局標榜の強盜が出沒し、或は密輸の往來等仲々警備困難なる状況下に置かれて居るので、江岸より五里乃至十里に亘る區域を定めて、駐在所、派出所を配備し、警官約二千三百人がその衝に當つて居る。

駐在所の外壁に銃丸防止の装置があつたり、周圍に塹壕を掘鑿したり、機關銃を備へたり、交通壕を掘つてあつたり、いつも戦時氣分であつて、婦人も日頃射撃の演習を爲し、非常の際に備へる等は悲壯であつて、その勤務振りは仲々辛勞が多く同情に堪えない。

警官は全鮮で一萬八千餘名（内朝鮮人約八千名）居るが、その一人當負擔は面積二二、二二方軒人口千百六十五人であつて、警官一人の治安負擔が如何に過重であるかは次の表を見すれば明らかであらう。

各地警察官一人當負擔面積及人口比較

朝鮮	一二、二二 ^{方軒}	一、一六五 ^人
内地	六、〇九	一、〇二七
臺灣	四、八〇	六一三
樺太	七、二五	五九三
關東州	一、一一	三九六

九、司法と軍備

司法制度が完備して、朝鮮人間に於て非常な信頼をうけることは往時を回想すれば感慨に堪えないものがある。裁判所制度は内地と同じく三審制であつて、朝鮮總督に直屬して居る。

陸軍は第十九、第二十の二ヶ師團があり、朝鮮軍司令部に於て諸部隊を統率し、同司令官は陸軍大將、又は中將を以て之を親補し、天皇に直隸し朝鮮の防備に任じ、鎮海灣と永興灣とは要塞司

令部があつて、該司令官は朝鮮軍司令官に隸して居る。

別に京城に朝鮮憲兵隊司令部があり、又海軍は鎮海に要港部があり、朝鮮全岸及對馬海峽の防衛竝に警備を掌り、併せて軍需品の配給を爲して居る。

治政二十五年を顧みるとき、朝鮮の進展は、如斯、異常の實績を現はし發展しておる。

第三編 行政

第一章 行政組織

明治四十三年九月朝鮮總督府及所屬官署の官制公布せられ、同年十月一日より施行せられし同官制の主要な點を擧ぐれば、朝鮮總督府に朝鮮總督を置き、之を親任とし、陸海軍大將を以て之に充て、朝鮮を管轄せしむることとせられ、其の權限は（一）天皇に直隸し委任の範圍に於て陸海軍を統率し、及朝鮮防備の事を掌ること（二）諸般の政務を統轄し、内閣總理大臣を経て上奏を爲し及裁可を受くること（三）朝鮮に於て法律を要する事項は勅裁を経、其の命令を以て之を規定することを得ること（四）職權又は特別の委任に依り朝鮮總督府令を發し、之に一年以下の懲役若は禁錮拘留二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得ること（五）所轄官廳の命令又は處分にして制規に違ひ公益を害し、又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を停止し又は取消すことを得ること（六）所部の官吏を統督し、奏任文官の進退は内閣總理大臣を経て之を上奏し、判任文官以下の進退は之を專行すること（七）内閣總理大臣を経て所部文官の敘位、敘動を上奏すること等である。又總督府に政務總監を置き、之を親任とし、總督を輔佐し、府務を統理し

各部署の事務を監督せしむることゝなつた。

朝鮮總督府は總督官房及總務、内務、度支、農工商、司法の五部より成り、所屬官署としては中樞院、取調局、各道、警務總監部、裁判所、鐵道局、通信局、專賣局、臨時土地調査局等があり、此等部署には各長官があつて總督、總監の命を承けて部署の事務を掌理し、部下の官吏を監督する。殊に總督の諮詢機關たる中樞院には名望學識ある朝鮮人の顧問、贊議（後に參議）副贊議（後に副參議）を置いて、朝鮮固有の文化習慣を參酌することになつた。又警務機關は憲兵警察官統合の制度を採り、中央に警務總監部を、各道に警務部を置き、憲兵隊司令官をして警務總長を、憲兵隊長をして警務部長を兼ねしめ、地方行政機關の外に在つて一般警察事務と衛生事務とを掌ることゝし、從來韓國政府の複雑な政務機關を統合整理し、過渡期の狀勢に應ぜんとした。

官制實施以後、其の經驗に徴し、既往の實績に鑑みて行政組織に改革を加へ、政務の刷新並に政費の節約を圖ると共に、民福の増進、産業の開發に資すべきものは必ずしも機關の擴張と新設とを避けぬ方針で進んだのである。即ち明治四十五年四月中央試験所を新設して産業の助長に努め、大正四年四月本府官制を改正して、各部長官の下に局を置くの制度を廢し、長官をして直接各課の事務を指捕せしめ、更に勸業及教育の諸機關の擴張を行ひ、同七年五月地質調査所及林野調査委員會を

置き、獸疫血清製造所を農商務省より本府の所管に移し、同年十一月土地調査事業完結に伴ひ、臨時土地調査局及道地方土地調査委員會を廢止した。

次いで大正八年八月時勢の進運と朝鮮の實情に従ひ、朝鮮總督府官制が改正せられた。其の趣旨は正義公道に基く政を施して上下の意志の疏通を圖り、以て半島の實情と民度の進展とに適合せしめ、且民衆をして統治の精神を理解せしめ、其の信頼を厚うすることに在つた。即ち總督の任用は武官に限られた従前の制度を廢すると共に、陸海軍統率權委任の事項を削り、安寧秩序維持の爲必要と認むるときは、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得しめ、又總督府の組織は事務簡捷上、内務、度支、農商工、司法の各部を改めて内務、財務、殖産、法務の各局と爲し、尙從來内務部に附屬した學務局を本府の一局とし、又特立の官署であつた警務總監部を廢して本府に警務局を置き、以上六局の外、總督官房の總務、土木及鐵道の三局を庶務、土木及鐵道の各部に變更し、従前の部長官を局長に改め、新設の部に部長を置き、尙本改正に伴ひ、本府各局部の分課並に分掌事務を整理し、重要な事項の外は局、部、課長の專行に委せられた。越えて同十年二月更に本府官制を改正し、中央と地方との連絡を密接にし、民意の暢達を圖る爲、本府に監察官及民情視察事務官を置き、同時に朝鮮人高等官の特別任用の範圍を擴張した。

大正十三年十二月行政財政整理の方針に則り、本府官制を改正し、庶務及土木の二部並に參事官監察官等を廢止すると共に、一般に互りて職員の設定を減じた。尙朝鮮に於ける國有鐵道を直營とする目的の下に、同十四年三月三十一日限り南滿洲鐵道株式會社に對する委託を解除し、朝鮮總督府鐵道局を新設して鐵道部を廢止した。同十五年六月國有林野を整理し、公私有林野の改善に資する爲、從來殖産局の一課であつた山林課を廢し、別に山林部を設け、其の下に林務、林産、造林の三課を置き、次いで昭和二年五月荒蕪地、干潟地の開拓及水利灌漑の改善を爲し、産米の増殖を圖る目的を以て新に土地改良部を設け、其の下に土地改良、水利、開墾の三課を置くと共に、從來殖産局に屬した土地改良課を同局より削除した。

所屬官署官制は、大正八年警察官署官制改正の結果、地方長官に警察權を行使せしむることとし各遣に第三部(後に警察部)を置き、各府、郡、島に警察官署を置き、同時に警察官養成を目的とする警察官講習所を設けた。越えて同十年四月朝鮮煙草專賣令の制定に依り專賣局を、同五月水産業開發の基本を確立する爲、釜山に水産試験場を新設した。次いで同十一年三月改正せられた朝鮮教育令に基き、朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制を公布して學制を革新し、又供託局を置き、次いで林業試験場を設置した。

大正十二年度に於ては地方官々制を始めとし、各官署の官制を改正して一般行政財政の整理方針に副はんとし、同年感化院官制及圖書館官制を制定し、大正十三年五月公布せられた京城帝國大學官制に依り、京城に綜合大學を設立する豫定で、先づ大學豫科を開設し、同年十二月再び行政財政整理の目的を以て、各官署職員令に緊縮を加へ、一面委任事項の範圍を擴張して能率の増進を圖り更に同十四年四月從來直轄の各中等學校及慈惠醫院を道地方費に移管した。同年六月朝鮮史編修會官制が公布せられ、十五年四月京城帝國大學醫學部及法文學部を開設し、同年六月營林事業の改善擴張に伴ひ、營林廠官制を廢して營林署官制を設けた。現在に於ける本府及所屬官署の組織の大綱を示せば別表(二)の如くである。

第二章 地方行政

日韓併合當時に於ける地方行政制度は頗る複雑で、地方行政機關たる道、府、郡、面に對して、別に警察財務兩機關あり、其の外に内地人の行政事務を掌る理事廳各國居留民の公共事務を處理する各國居留地會(内地人は民と稱す)及民團所在地外の内地人の教育事務を取扱ふ學校組合があつた。尙支那領事館は、專管居留地を有し、夫々特殊の行政を爲し、其の間の交渉は頗る煩瑣であつた。本府設

置の際、此等に對して、畫一に整理すべき筈であつたが、居留地制度の撤廢の如きは關係各國との交渉を要し、旁急激な變改を加へることの穩當ならざる事情あるを認めためたので、之が整理を他日に譲り、先づ以て從來の理事廳及財務機關だけを廢し、道に財務部を置いて事務の改善と政費の節約とを圖る程度に止めた。地方行政機關としては十三道、十二府、三百十七郡、四千三百二十二面を置き、道長官、府尹、郡守、面長、及夫々の補助機關を配置して地方制度の圓滑を期することとした。

爾來地方制度の改正に關しては、慎重なる調査審議を重ね、大正三年三月に至り、居留地制度も正規の手續を経て各國領事館との協商を了へ、且其の本國政府の承認を経て、居留民團制度と共に之を撤廢し得る準備が整つたので、同年四月一日より府制及學校組合令（改正）を施行し、府及學校組合の法人格を認め、當時現在の居留地及居留民團設置地域を府の行政區域に編入して、各國居留地會居留民團及支那專管居留地の事務を府に引繼がしめ、從來居留民團に於て處理した内地人の教育事務に限り、新に府の區域内に設置せる學校組合に引繼がしむることとした。

地方制度整理の結果居留地制度存続中各國領事館に於て、便宜上舊例に依つて取扱つて來た外國人の永代借地權に關する登記事務も、之と同時に裁判所に承繼せしめ、永代借地權は特權として所有權に關する規定を準用し、之を他の權利の目的と爲すことを認め、永代借地權者は其の永代借地

權を任意に所有權に變更することを得ると共に、變更を欲せざる者は租稅其他公課に關して土地所有者と同等の負擔を爲すことを原則とした。

地方長官たる道長官（後に道知事）は總督に隸屬し、管轄區域内に於て法令を執行し、行政事務を管理し公共團體を監督し、行政事務に關しては道令を發するの權限を有つて居たが、從來地方警察機關が一般地方行政機關より分立して居た關係上、警察權を與へられず、管内の警察及衛生事務に關しては、道警務部長をして必要な措置を執らしめ、又道警務部長に於て該事務に關し部令を發する場合には道長官の承認を要する旨を規定されたに過ぎなかつたが、輓近地方長官をして警察及衛生事務をも掌理せしむるの必要あるを認め、大正八年八月憲兵制度の撤廢に際して之を道知事の職權に移し、道に第三部（後に警部）を置いて警察官、醫官、港務官其他必要な職員を配屬した。又從來過渡期に於ては一般行政事務の整理統一に重きを置き、従つて施政上中央集權の方針を採るの己むを得ざるものがあつて、道長官に對する行政上の委任事項は自然局限せられる傾向を免れなかつたが同年同月制度改正の本旨に遵ひ、必要に應じて逐次道知事の委任權限を擴張した。

更に將來に於ける地方自治制度施行の方針を定め、之が階梯として、大正九年七月之に關聯せる諸般法令の制定改廢を行ひ、主として道地方費、學校費及府面の地方團體に對し、公選又は任命の

諮問機關を置き、地方行政の運用上、一は以て民意の暢達に資し、一は以て地方自治の素地を作らんことを期した。

一 道 府 郡 島

行政上朝鮮全土を京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、黄海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十四府、二百十八郡、二島、五十一邑、二千三百七十四面と爲す。之に道知事、府尹、郡守、島司、邑面長を置きて官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房、内務部、警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密、人事、褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政、學務、勸業、土木、會計、稅務、金融經濟等の事務を、警察部は警察衛生の事務を分掌せり。産業の特に發達せる京畿道、全羅南道、慶尙北道及慶尙南道の四道には内務警察の二部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を其の分掌とす。

二 公 共 團 體

従來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議

決機關たる道會を置き、歳入出豫算、決算、道稅、夫役現品、使用料又は手数料の賦課徴收、起債基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費、特別會計、豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府、郡、島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命し、道會議員の任期は四年とす。

現在道の施設せる主なる事業は土木、勸業、教育、衛生、救濟、各種補助及時局對應策たる窮民救濟事業なり。而して其の主たる財源は道稅、使用料及手数料並に國庫補助金にして、道稅の稅目は地稅附加稅、所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅、林野稅、戶稅、家屋稅、屠場稅、屠畜稅、漁業稅、車輛稅及不動産取得稅とす。

三 府

府制は大正二年十月之を發布したるが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行されておる。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城、仁川、開城

群山、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、鎮南浦、新義州、元山、咸興、清津なり。

ロ、府の事務及府住民の権利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とす。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する権利を有し、府の負擔を負ふの義務を有す。

ハ、府税及使用料手數料 府税は國税たる地税、第一種所得税、營業税、取引所税、道税たる家屋税、車輛税、特別所得税の附加税及特別税として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所、説教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に屬する領事館及其の敷地等には府税を課せざるものとす。府は營造物の使用に付使用料を徴收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徴收することを得るものとす。

ニ、府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表す。必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得。府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有す。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理議決の執行及出納の検査を爲す權限を有す。

府會議員の定數は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年とす。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府税年額五圓以上を納むる者之を選舉す。選舉權なき者所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會驗員たることを得ざるは他の公共團體に於けると同様とす。

第一教育部會は議長、副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長、副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織す。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會

と殆んど同様の権限を有す。

四 邑 面

五八

邑面制は大正六年十月の發布に係り、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度と爲れるものなり。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は五十一。面の數は二千三百七十四なり。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務。邑面は法人にして官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とす。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を有す。

ハ、邑面税及使用料手数料 邑面税は國税たる地税、第一種所得税、營業税、地方税たる車輛税、特別所得税の附加税及特別税として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の

行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社、寺院、祠宇、佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所、説教所の用に供する建物及其の構内には邑面税を課せざるものとす。邑面は營造物の使用に付使用料を徴收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徴收することを得るものとす。

ニ、邑面の機關及權限 邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任す。尙邑長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其議決を執行する權能を有す。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有す。但し副邑長及書記、面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するものとす。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長(邑長を以て之に充つ)及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見書を提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有す。

面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應

じ、面の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申を爲する權限を有す。
 邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人にして邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年とす。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民た獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者之を有し、所屬道郡島の官吏、待遇官吏、吏員及當該邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者にして、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有するものとす。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には待々他の邑面との利害直接相關聯するものなしとせざるを以て邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るものとす。

五 學 校 費

現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正せられたり。

イ、學校費 普通學校其他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理す。

ロ、學校評議會及評議員 學校費に關し郡守、島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議員を以て組織し、郡守、島司を以て議長とす。學校評議員の定員は郡島内の邑面數と同數とす。學校評議會に諮問すべき事項は歲入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等とす。

學校評議員は名譽職にして其の任期は四年とし、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員之を選擧す。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられざるを得ず。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て昭和九年度に於て一郡島二校の割合を以て既設普通學校に簡易學校を附設することとなり、稀に實業補習學校を經營するものあり。

六、學 校 組 合

明治四十二年十二月統監港公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營せし朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなり、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へたり。

イ、學校組合の設置と組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんには發起人區域(府の區域を除く)を定め、其の区域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けざるべからず。組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會と議決事項 學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選挙す。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年にして、議員の選挙及被選挙資格は組合規約を以て之を定む。組合會の議決事項概目左の如し。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此限に在らず
- (七) 法令に定むるものを除くの外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會 組合員の數寡少なる組合其他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得。組合員の總會に關して總て組合會に關する規定を準用す。

ニ、學校組合管理者と組合吏員 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とす。管理者は名譽職たることを原則とすれども、必要に依り有給と爲すことを得。學校組合には管理者の外有給又は名譽職の吏員を置くことを得。其の任免、懲戒處分等は管理者之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することを得。

ホ、學校組合の經費と組合費徴収及寄附又は補助 組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外組合財産より生ずる收入其他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴収することを得。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得。

ヘ、組合の監督 學校組合の監督は第一次を郡守島司、第二次を道知事、第三次は朝鮮總督とす。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲す

には朝鮮總督の許可を要す。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことを得。
左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要す。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- (三) 但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限に在らず
- (四) 不動産の處分に關する事
- (五) 寄附又は補助を爲す事
- (六) 使用料、手数料、組合費及夫役現品の賦課徴收に關する事
- (七) 借入金爲す事
- (八) 繼續費を定め又は變更する事
- (九) 一時の借入金爲す事
- (十) 繼續費を定め又は變更する事
- (十一) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉効濟の資に充つるの方針を以て之を道地方費に編入して事業を計畫し、若は適切なる事業に對して補助を與へ、恰く惠恤撫養の本義に副はしむることとなし來りしが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てたる資金の一部を割きて新に社會救濟に關する事業を行ふこととせり。

第三章 行政區域の廢合

前述の地方行政區域は、當初大體韓國の舊制を踏襲したが、其の間地域、戸口、資力等に甚しい不平均があり、就中面に於て最も著しく、之が爲に彼此面民の負擔に均衡を失するものがあつて、行政事務の執行上に不便が多かつたので、諸般秩序の整頓するに伴ひ、慎重調査を重ね、地方制度の統一と共に、行政區域の廢合を行つた。即ち府に在つては府制施行上、成るべく地域を限縮し、且之を下級の行政區劃として、從來府の下に置いた面を廢し郡に在つては面積約四十方里、戸數約一萬戸、面に在つては大體戸數八百戸、面積四方里を廢合の標準とした。府を従前と同じく十二府とし、郡を二百二十郡とし、面は一千八百餘を減じ、且爾後數次二、三の廢合を行ひ、結局二千四百七十面として、施政上の便宜と經費の節約とに資した。而して濟州及鬱陵の二島は朝鮮本陸と隔絶し、特殊の事情が多いので、大正四年五月島制を施き、特に島司をして島令を發するの權限を有せしめ、且警察署長を兼ねしめた。

道、府、郡、島、面は國の行政區劃であると共に又公共團體の地域で、之に道知事、府尹、郡守、島司、面長を置き、官廳事務を執行せしむると同時に、公共團體の事務を掌理せしめつゝある。道には知事官房並に内務、財務及警察の三部を置き、内務部は地方行政、學務、勸業、土木會計等の事務を

財務部は稅務理財の事務を、掌りしも、先年稅務監督局設置と共に之れを廢し、専ら稅務局に於て執務してゐる。警察部は警察衛生の事務を分掌して居る。現在の地方行政區域は左表の如くである。

道	道廳の位置	府	郡島	面
京畿道	京城	三	二〇	二四九
忠清北道	清州	一	一〇	一〇八
忠清南道	大田	一	一四	一七五
全羅北道	全州	一	一四	一八八
全羅南道	光州	一	二二	二六六
慶尙北道	大邱	二	二二	二七二
慶尙南道	釜山	二	一九	二五二
黃海道	海州	一	一七	二二一
平安北道	平壤	一	一四	一四七
平安南道	新義	一	一九	一九三
江原道	春川	二	二一	一七七
咸鏡北道	咸興	一	一六	一四一
咸鏡南道	羅先	一	一一	八一
總計		二二	二二〇	二、四七〇

第四編 交通

第一章 鐵道

朝鮮の鐵道は國防竝に統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接の關係を有す。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シペリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すものにて、其の軌幅は概ね一米四三五耗(廣帆)を使用す。而して朝鮮に創めて鐵道の布設せられたるは、明治三十二年京城仁川間の一部にして、爾後國有鐵道の普及と相俟ちて私設鐵道の保護助長に努むる所あり、運輸交通の状態は住年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工産品等住年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に貢獻する所少からず。

一 國有鐵道

明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線竣功し、同三十九年京義線の竣功と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南、京元、咸鏡、圖們等幹線の

敷設あり、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するものにして何れも大正三年竣工し、咸鏡線は元山より國寧會寧に至るものにして昭和三年九月全通圖們線は會寧より雄基に至るものにして昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交通路を展き、其の他支線として京仁線、慶全南北部線、鎮海線、川内里線、北青線、鐵山線、遮湖線、會寧炭礦線、平南線、平壤灰礦線、兼二浦線、博川線、龍山線等あり。其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収を爲したる裡里全州間、松汀里潭陽間、大邱鶴山間及慶州蔚山間、會寧潼關鎮間、馬山晋州間、新安州泉洞間等あり。現在（昭和九年十二月十六日）建設中に屬するものは平元線、東海線、慶全線並國境地方の林産品及鑛産品を開發すべき滿浦線、惠山線等にして孰れも既に其の一部を開業し、昭和九年十二月十六日現在全線の延長三千四百九十分に達せり。國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移せしが、昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ十月一日より咸鏡線清津會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしむることとなりたり。右委託線の延長は三百二十八軒五分にして、之を除きたる本府直營線の現在延長は三千七十七軒四分なり。現在線の區間別料程及主要旅客列車左の如し。

線路	區	間	料程	主要旅客列車數
京釜線	釜山	京仁(海岸)	四五〇・五	五 往復
京釜線	永登浦	京仁(海岸)	三一〇	一三 同
京釜線	兼二浦	兼二浦	四九九・三	五 同
京釜線	兼二浦	兼二浦	一三・一	
京釜線	平壤	兼二浦	五五・二	四 同
京釜線	平壤	兼二浦	二二・三	
京釜線	平壤	兼二浦	九・三	
京釜線	博川	兼二浦	一・八	
京釜線	新義州	兼二浦	一・六	
京釜線	龍山	兼二浦	六・七	
湖南線	湖南	龍山	二六一・一	三 同
湖南線	湖南	龍山	二四・七	
湖南線	湖南	龍山	一一〇・一	一 同
湖南線	湖南	龍山	二〇・六	一 同
慶全線	慶全	龍山	一〇六・一	一 同
慶全線	慶全	龍山	三六・四	
慶全線	慶全	龍山	二二三・七	二 同
京元線	元山	龍山	二二三・七	二 同

私設鐵道開業線

經營者及主たる事務所在地	線名	區	間	杆程	軌間	動力	敷設免許年月日	資本額	拂込額又は建設費								
朝鮮鐵道會社(京城)	忠北線	鳥致院、忠州	九〇〇 <small>杆分</small>	一、四三五 <small>米</small>	蒸氣輕油	大正 六、八、一六	八、一〇、一六	千円	拂込額又は建設費 千円								
										慶北線	金泉、慶北安東	二八〇	一、四三五	同	八、一〇、一六	千円	拂込額又は建設費 千円
										沙里院、水橋	六四〇	同	同	八、一〇、一六	千円	拂込額又は建設費 千円	
	黄海線	上海、龍塘浦	六六五	七六三	同	八、一〇、一〇	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円								
										花山、内土城	八〇五	同	同	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円	
										新院、下聖	二〇一	同	同	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円	
	咸南線	咸興、上通	三〇三	七六三	同	八、一〇、一〇	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円								
										五老、咸南會興	二四〇	同	同	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円	
										豐上、長豐	二〇三	同	同	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円	
	咸北線	古茂山、茂山	六〇一	七六三	蒸氣	八、一〇、一〇	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円								
										小計	五四八・六	同	同	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円	
										小計	五四八・六	同	同	八、一〇、一〇	千円	拂込額又は建設費 千円	

朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安、長湖院	六九〇 <small>杆分</small>	一、四三五 <small>米</small>	蒸氣	大正 八、九、三〇	一〇、〇〇〇	千円	拂込額又は建設費 千円
金剛山電氣鐵道株式會社(龜原)	鐵原、内金剛	二六六	一、四三五	電氣	八、八、三	三、〇〇〇	千円	拂込額又は建設費 千円
新興鐵道株式會社(興南)	咸南新興、卦戰湖畔	五〇六	七六三	蒸氣	昭和 五、一、一五	八〇〇	千円	拂込額又は建設費 千円
京東鐵道株式會社(水原)	水原、驪州	七三〇	七六三	蒸氣輕油	大正 九、三、三	三、〇〇〇	千円	拂込額又は建設費 千円
南朝鮮鐵道株式會社(光州)	麗水、寶城	九三〇	一、四三五	同	昭和 二、四、五	二〇、〇〇〇	千円	拂込額又は建設費 千円
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山鎮、東萊	九〇五	七六三	電氣	明治 四、六、二九	一〇、〇〇〇	千円	拂込額又は建設費 千円
私設鐵道開業線合計		一、二四九・三	一〇、〇〇〇	同	同	一〇、〇〇〇	千円	拂込額又は建設費 千円

備考 一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四杆三分あり。

二、私設鐵道の取扱を受くる北鮮鐵道管理局線三百二十八杆五分あり。

主たる軌道開業線（昭和九年十二月十六日現在）

經營者及主たる事務所在地	區	間	杆程	軌間	動力	許年月日	可建設費	記事
京城電氣株式會社 (京城)	京城府内及郊外		三〇五 <small>杆分</small>	一、〇六七 <small>米</small>	電氣	明治三、六、一	四、六三、五〇五 <small>円</small>	最近の決算を計上す
朝鮮瓦斯電氣株式會社 (釜山)	釜山府内		九〇八	一、〇六七	同	明治三、五、一八 大正二、四、三、二九 二、四、六、二	前出	私鐵欄に計上す
平壤	平壤府内及郊外		二二九	一、〇六七	同	一一、七、三 一四、三、三	八五〇、四三六	最近の決算額を計上す
咸平軌道株式會社 (咸平)	鶴橋驛、咸平邑内		六〇一	一、〇六七	輕油	一五、五、二	八六、四三三	
京城軌道株式會社 (京城)	東大門、森島		九〇一	一、〇六七	同	昭和六、九、二六 大正九、二、七	二八五、四六八	
其他			一〇一	〇、六一〇			三、五〇〇	
軌道開業線計			七三〇五				五、八三八、二四三	

四 自動車運輸

朝鮮に於ける自動車運輸事業は晩近急速なる發達を遂げ、其の營業者數は乗合自動車二百三十五、

貨物自動車二百三十七、賃貸（貸切）六百三十五、計一千百七名に達し、營業路線延長（許可杆）は乗合營業路線二萬九千三百五十九杆九分、貨物營業路線二萬七千六百四十一杆八分、計五萬六千九百五十七杆七分にして鐵道延長杆數の約十二倍に達せり。各道別營業路線杆數左の如し。

各道別自動車營業路線（許可）杆程表（昭和九年十二月十五日現在）

道別	乗合		小計	貨物		小計	合計
	定期	不定期		定期	不定期		
京畿道	三、六六〇 <small>杆</small>	三〇八	三、六九〇 <small>杆</small>	八三〇 <small>杆</small>	一、三四三 <small>杆</small>	二、一七五 <small>杆</small>	五、八六五 <small>杆</small>
忠清北道	一、一七三〇	—	一、一七三〇	三〇三	六七五 <small>杆</small>	七〇六 <small>杆</small>	一、八七九 <small>杆</small>
忠清南道	一、五二一 <small>杆</small>	六〇〇	一、五二七 <small>杆</small>	二四八 <small>杆</small>	六七五 <small>杆</small>	九三三 <small>杆</small>	二、四四一 <small>杆</small>
全羅北道	一、六六六 <small>杆</small>	一三〇 <small>杆</small>	一、七九七 <small>杆</small>	一四二	一、七八三 <small>杆</small>	一、七九七 <small>杆</small>	三、五九五 <small>杆</small>
全羅南道	三、一七三〇	—	三、一七三〇	三〇八	四、一〇四 <small>杆</small>	四、一三八 <small>杆</small>	七、三二〇 <small>杆</small>
慶尙北道	二、二四七 <small>杆</small>	八九三	二、三三六 <small>杆</small>	五五九 <small>杆</small>	一、四二〇 <small>杆</small>	一、九八〇 <small>杆</small>	四、三六八 <small>杆</small>
慶尙南道	二、二七七 <small>杆</small>	—	二、二七七 <small>杆</small>	五〇三 <small>杆</small>	一、三五一 <small>杆</small>	一、八五四 <small>杆</small>	四、六三〇 <small>杆</small>
黄海道	二、四五六 <small>杆</small>	一八〇 <small>杆</small>	二、六三七 <small>杆</small>	七六七	三、五四六 <small>杆</small>	三、六三三 <small>杆</small>	六、二六〇 <small>杆</small>
平安南道	一、九三六 <small>杆</small>	三四一	一、九七〇 <small>杆</small>	三九八	二、二五六 <small>杆</small>	二、五四八 <small>杆</small>	四、五二八 <small>杆</small>

平安北道	二,七五六〇	七六四	二,八三三四	一,五五八〇九	一,三三四〇八	二,八八三七	五,七六六一
江原道	三,一七四〇二	二二一九	三,三八六一	三九一五	二,二七四〇七	二,六六六〇二	六,〇五三〇三
咸鏡南道	一,三〇一〇〇	八二〇一	一,三八三〇一	六二七〇〇	一,〇〇五〇四	一,七〇三〇四	三,〇八五〇五
咸鏡北道	六四〇〇九	—	六四〇〇九	二五〇六	六二五〇六	六四二〇二	一,二八二〇二
總計	八,五〇一〇五	八二四〇四	二九,三三三〇九	五,二九四〇七	三三,三四七〇一	二七,六四二〇八	五六,九七七〇七

第二章 道路及び都市計畫

道路 朝鮮では從來殆んど道路として見るべきものなく、概ね畦畔を通行し、貨物の運搬は人肩馬背に依る状態で、人文の發達、經濟の進展は、到底期し得られなかつた。我が保護政治時代に在つても、明治四十年より併合に至る迄に、起業公債其他から工費三百九十餘萬圓を割いて二十二線二百餘里の道路を修築したが、此等の工事は各地に散在せる一部小區間の道路に對し、斷片的に施行したものであつた。仍つて本府は一般土木行政に關する法規を制定して舊來の荒廢を修むると共に、今後に對する方針を確立するの必要を認め、明治四十四年以來、逐次道路規則、道路取締規則市街地建築規則、荷車取締規則、河川令、朝鮮公有水面埋立令等を制定して土木行政の基礎を確立し、施設の系統を計畫すると同時に、時運の趨勢に順應して道路、港灣等の修築の規模を擴大し、更

に河川の系統的調査の進行に伴うて重要河川の改修工事に着手し、又道路の管理築造及維持費用の負擔區分及築造標準に關する規程を設けた。即ち道路を分ちて一二三等及等外、道路の四種とし、一、二等道路は總督、三等道路は道知事、等外道路は府尹、郡守又は島司の管理する所とした。但し府の區域内に限り必要に應じ、各道路を擧げて府尹の管理に屬せしめた。又一方に於て朝鮮全土に亘る道路網を規畫し、道路の有効幅員を一等は四間以上、二等は三間以上、三等は二間以上とし一定の規矩に依つて道路の系統的改修に着手した。本府規畫の道路網に依れば、原則として國費を以て築造すべきものは一等道路十七線、昭和三年度末現在延長は八百十九里餘、二等道路七十九線同上延長は二千四百七十里餘で、全鮮の主要線路を形成するのである。道地方費を以て築造すべき三等道路は、道知事をして指定規畫せしめ、此の線路四百十九線、單用里程が二千九百二十六里餘であつて此等完成の曉は大體に於て地方的脈絡を完うするものである。而しい道路の完成は經費の關係上施行期間を數期に分ち、其の急なものより逐次施行し、成るべく速に全線の改修を完うせんとする。

第一期計畫 先づ第一期治道計畫として、一二等道路網中、最も重要な路線三十四、延長六百八十五里を選び、之を明治四十四年度より大正六年度に至る七箇年の繼續事業とし、工費一千萬圓を

以て修築を了へ、併せて漢江鐵橋を架設した。

第二期計畫 本府は更に第二期計畫を樹て、未改修一二等道路中、交通及經濟上最も切要なる線路二十六、延長四百七十八里餘の修築と、主要河川の橋梁九箇所を架設とを企て、大正六年度より同十一年度に至る六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を豫算に計上し、爾來着々實施中であつたが、大正七年以來工費著しく膨脹し、工事の進行豫定に副はず、大正十年度末に於て二百二十里餘の施工殘を生じた爲、其の内當分施工を見合せ得べきものを除いて豫定線を短縮すると共に、工費七百三十四萬圓を増加し、更に産業及交通上、最も急を要する國境道路七十七里餘を改修し、且既設木造橋梁の耐久力に鑑み、橋梁の改良を併せ施行し、少くとも橋脚の如きは永久的工法に依つて構築することとし、大正十一年度繼續費豫算に於て前記工費七百三十四萬圓と共に、國境道路工費四百六十七萬圓及橋梁改良費八百十六萬圓を追加して總工費二千七百六十七萬圓とし、施行年度を六箇年延長することに計畫を變更した。然るに其の後財政の關係上、大正十一年度より同十三年度迄の年割總額中、四百十四萬圓を繰延ぶるの己むなきに至つたので、本計畫竣功期を昭和八年度に改めた。しかし國境道路の貫通は頗る重要なので、更に昭和元年度に於て工費五百六十六萬圓を追加し、總工費を三千三百三十三萬五圓に、竣功期を昭和十年度に更訂した。其の後昭和四年度

に至り事務費に節約を加ふる爲、四十六萬二千圓を既定總額より減じ、總工費を三千二百八十六萬八千五圓とした。

補助工事 以上本府に於て直轄施行するもの外、本府は別に道地方費に年額十萬圓乃至三十萬圓の國庫補助を興へ、主として一、二等道路及地方交通上特に急施を要する三等道路の修築を助成して來たが、此の他純道地方費又は夫役に依り三等道路の改修を行はしめたが、既に其の改修を了したものは、一二等道路一千九十七里餘、三等道路二千二十二里餘に達した。

既成道路の延長 既成道路の總延長は最近の調査に依れば、一二等道路二千四百九十八里餘、三等道路二千二十二里餘で、之を道路網の總延長に對比すれば、一二等道路は其の約七割七分強、三等道路は其の約六割九分強に當り、今や各地主要都邑及市場の間、概ね牛馬車の運轉を見ざるはなく營業自動車の運轉區間、亦六千九百四十里に上つた。

都市計畫 朝鮮の市街地は街路概ね狹隘不潔で、屈曲甚だしく、交通衛生竝に防火上から見て、到底整備した市街の發展を望み得ぬのである。是に於て本府施政以來各市街地に亘り漸次街衢の整理道路の擴築に努めた。

京城は朝鮮の首府として其の規模計畫他の市街地と自ら其の趣を異にせざるを得ぬので、市區改

正は國費を以て之を經營することとし、市内道路四十四線の改修豫定線を選び、其の内十三線は明治四十四年以降大正七年に至る八箇年間に、工費三百餘萬圓を投じて改修を了した。其の主要幹線は幅員を十二間乃至十九間として車道、歩道を區別し、交通最も繁き區間には、ターマカダム又はアスファルト工法に依つて路面の舗装を施した。其の他の路線に在つても殆んど幅員八間を下るものなく、市街の交通外觀共に舊時の面目を改めた。更に第二期事業として十二線を選び、大正八年以降六箇年間毎年四十萬圓づゝを以て改修する計畫を樹てたが、財政の關係上、昭和三年迄に二百七十九萬四千餘圓を以て七路線の改修を了し、尙市街の膨脹に應ずる爲、二路線を追加し、引續き施工中である。財政の關係上國費改修は昭和三年度を以て打切り、同四年度より京城府をして之を施行せしむることとした。

朝鮮は文化の程度が猶低いので、將來の發展を期すべき都市に對し、市區改正の根本的計畫を定め、之に準じて百般の施設を爲さしむる必要がある爲、本府は大正十一年度以降の豫算に都市計畫調査費を計上し、先づ京城、釜山、大邱、平壤の四大都市に對して調査の歩を進め、既に此等都市計畫の基本となるべき現状調査を了し、尙大邱に在つては將來に於ける概要計畫を確立した。又其の他の地方市街に於ても、發展の度の著しいもの又は甚だ不衛生的なものに對しては、大體の市街

計畫を定め置き、他日に憾を遺さぬ方針で之が調査に従事して居る。此の内既に調査を了へて成案を得たものは、清州、海州、天安、裡里、光州、全州、元山、金泉、順天、群山、鎮南浦、沙里院、苗浦の十三箇所である。而して爾餘の都邑も着々計畫の歩を進めつゝある。平壤、大邱、新義州、釜山、鎮南浦、清津、木浦、元山、晋州其の他道廳所在地又は主要都邑に對し、國庫より補助を與へ、夫々改良工事を施行したが、財政の關係上其の施設が未だ完全でないで、更に平壤府は大正十一年度より昭和六年度に至る十箇年繼續事業として總工費百五萬餘圓を、大邱府は昭和三年度より同六年度に至る四箇年繼續事業として總工費五十萬圓を、鎮南浦は昭和二年度より同六年度に至る五箇年繼續事業として總工費三十三萬九千圓を各豫算に計上し、實施した。

下水の整理に付ては、京城府は大正七年度より同十三年度に至る七箇年繼續工費百六十一萬八千圓の下水改修工事、及同十年度より同十二年度に至る三箇年繼續工費四十二萬圓の舊龍山排水工事を、平壤府は大正二年度より同十二年度に至る十一箇年繼續工費五十萬九千餘圓の第一期及第二期排水工事、大正十二年度より昭和元年度に至る四箇年繼續工費二十一萬圓の第三期排水工事を、大邱は大正七年より同十一年度に至る五箇年繼續工費十五萬圓の下水改良工事を、群山府は大正十二年度より昭和元年度に至る四箇年繼續工費三十萬圓の下水工事を何れも竣工し、尙引續き太田面の

昭和元年度より同五年度に至る五箇年繼續工費六十四万五千圓、光州面の昭和元年度より同三年度に至る二箇年繼續工費十二万圓、裡里面の昭和二年度より同六年度に至る五箇年繼續工費二十万圓、全州面の昭和二年度より同六年度に至る五箇年繼續工費十八萬圓、元山府の昭和二年度より同六年度に至る五箇年繼續工費二十二萬圓、群山府の昭和二年度より同六年度に至る五箇年繼續工費四十二萬二千圓、宣川面の昭和三、四年度二箇年繼續工費十萬八千圓の下水工事は目下夫々施行中で、此等の諸工事は工費の一部を國庫から補助するものである。尙京城府に於ては、曩に竣功した大正七年度より同十三年度に至る第一期工事に引續き、同十四年度より昭和五年度に至る六箇年繼續工費百二十五萬圓を以て第二期工事成した。

港灣修築 保護政治時代、既に四百餘萬圓を投じて釜山外十港灣に對し應急の税關設備を了したが其の内釜山、仁川、鎮南浦の如き主要港では工事半途に併合となつたので、本府に於て其の残工事を施行するのみならず、更に其の規模を擴大して水陸聯絡設備を大成する計畫を立て、明治四十四年度以降の繼續事業として之を施行し、次いで大正四年度以降の繼續事業として元山港を修築し、又同十一年度以降の繼續事業として清津、城津、群山、多獅島、木浦及雄基昭和四年度より仁川、鎮南浦を修築することとした。

釜山 明治三十九年以降五箇年の繼續事業として工費百五十萬餘圓を以て、海陸連絡の設備其の他に附屬する工事を施行した。其の主要なる施設は一萬四百餘坪の海面を埋立て、税關敷地其の他の設備に充て、且埋立地の一部を突堤とし、其の南側に沿うて、幅員十二間九分長さ百五十二間餘の鐵造棧橋を架設し、三千噸乃至四千噸級の汽船二隻を同時に繫留することを得しめ、突堤上には鐵道線路二線を引いた。

韓國財政顧問時代に於ける同施設は、税關設備及關釜連絡船を主とし、一般船舶に對する設備がなかつたので、明治四十四年度以降大正七年度に至る八箇年繼續事業として、工費三百八十萬餘圓を投じ、工事に着手した。即ち既成棧橋の北側一萬六千二百六十二坪を埋立て、陸上施設の地區に充て地先に既成棧橋沿突堤に並行し之と百十五間の間隔を存じて幅員二十一間長さ二百間の鐵造棧橋を築造し、鐵道線路四線を敷設した。尙釜山鎮方面に總延長六百二十六間の二條の波除堤を築造し、面積約十五萬坪の船溜を形成し、小形船舶の碇泊に充て其の他上屋税關の設備を完成すると共に、港口及棧橋附近並に錨地を水深二十四尺乃至三十六尺に浚渫した。以上は約七十萬噸の貨物の吞吐を標準として施設したものであるが、近時本港貿易は異常の發展を來し既に大正七年に於て出入貨物約百六十萬噸に達し、將來更に増加すべき趨勢に在るので、第二期事業の計畫を立て(一)

第一棧橋沿突堤を擴張し、上屋及道路を築造し、其の北側に延長二百一間九分、幅員三十六尺の繁船片棧橋を架設し、中央を埋築して埠頭の總幅員を六十三間餘とし、(二)第二棧橋北側に於て第一棧橋同様の鐵筋混凝土繫船棧橋を建造し、中間を埋立て鐵道竝に上家の建設を爲し埠頭總幅員を六十間とし、(三)第二埠頭基部を埋築し道路、倉庫、鐵道線路の引込を爲し、(四)港口に南北二條の防波堤を築造し、(五)港内錨地二十二萬餘坪を水深二十四尺乃至二十七尺に浚渫して港内錨地を擴張し、北濱船入場に繫船設備を施すこととし、大正八年度以降六箇年の繼續事業として、工費九百十七萬二千圓を豫算に計上して工事進行中、財政其の他の關係上、工費百三十萬五千圓を削減し、且施工年限を延長し、昭和二年度に竣功した。之に支出したる總工費は七百八十一萬餘圓である。

仁川 明治三十九年以降六箇年の繼續事業として、工費九十二萬餘圓を以て海面約一萬八千坪の埋立、百四十三間の物揚場及交通棧橋一基、浮棧橋二基、其の他稅關廳舎、上屋、鐵道引込線等の設備を完成したが、本港は水位干満の差三十三尺に及び、繫船荷役上極めて不便なるのみならず、從來の施設は貿易の進展に適應せぬやうになつたので、本府設置以後、兩門式船渠を築設し、四千五百噸級の船舶三隻を渠内岸壁に繫留するを得しめ、尙之に附帶する諸設備を施す計畫の下に總工費七百五萬餘圓を以て、明治四十四年に起工し、大正十二年度に竣功した。即ち船渠は兩門式で、兩

門の全長五百四十四尺、開渠長四百二十六尺五寸、幅六十尺、側壁高さ四十八尺とし、兩門扉は鐵製雙扉で之を二箇所に設け、船渠内の水面積は三萬坪、水深は二十七尺乃至三十尺を維持し、船渠北側市街地に並行する一線は繫船岸壁とし、延長二百五十間で、四千五百噸級の汽船三隻を繫留し得べく、船渠内東南の二方及西方の一部延長九十八間は物揚場として利用することが出来る。尙港内の靜穩を保持し、船舶出入の安全碇繫に便する爲、市街と月尾島との間に、延長五百九十三間の突堤を設け、又内港に移動流入する土砂を防遏し、且潮流の方向を一定せしむる爲、砂島より西南沖合に向つて延長八百五十二間の馴導堤を築設した。埋立總面積は八萬五千九百六十七坪で、主として稅關構内とし、上屋、倉庫、鐵道、道路等に充て、一部二萬餘坪を市街地に編入し、専ら私設倉庫、官衙、銀行其の他諸會社の敷地に充てた。以上の設備は輸移入貨物六十五萬噸を目標としたものであるが、爾來貿易は逐年増進し、昭和二年度に於ては百十萬噸に達したので、同四年度より四箇年の繼續事業として、工費百四十萬圓を計上し繫船棧橋の架設、埋立地の擴張、其の他本港當面の急に應ずる計畫を立て工を起した。

鎮南浦 明治三十九年以降工費十四萬四千圓を以て、稅關用地の埋立、棧橋、倉庫、關稅廳舎等の設備を爲し、更に同四十二年兩門式船渠築造の計畫を立て、財政の關係上、先づ第一期工事として

豫算九十九萬六千圓を以て起工し、順次追加施工して完成を圖つたが、同四十三年併合が行はれたので、同四十四年度以降四箇年繼續事業として、該支出残額八十三萬五千圓を以て工事を進め、同四十五年六月開船渠に改め、尙陸上設備の爲、大正二年度以降二箇年の繼續として併せ施行し、繫船岸壁百四十間、物揚場竝に四萬餘坪の埋立及上屋、道路等の設備を同四年度に竣成した。之に支出したる總工費は韓國政府時代に屬するもの四十八萬八千餘圓、明治四十四年度以降に屬せるもの九十五萬四千餘圓、計百四十四萬二千餘圓である。以上の外本港に對する設備として、臨港鐵道の敷設船渠道路の改築又は無煙炭等特種品の置場竝に積込等の施設を爲し、工費二十萬七千餘圓を支出したが、本港の貿易は急速の發展を遂げ、設備の不足を告ぐるに至つたので、昭和四年度より四箇年の繼續事業として工費二百七十萬圓を計上し現在の設備を併せ七十萬噸の荷役を爲し得る程度に擴張することとし、繫船棧橋、護岸石垣、埋築、浚渫及陸上設備の工事に着手した。

群山 韓國財政顧問時代に於て工費八萬九千圓を以て税關用地を埋立て、棧橋二基竝に上屋等を建設し、其の後明治四十三年度以降大正四年に互り、工費四萬五千圓を以て棧橋三基の築造、鐵道引込線の敷設等を了し、更に大正七年度より同十一年に互り工費十五萬三千圓を以て江岸を埋築して道路、鐵道引込線の敷設、道路の築造、上屋の建設、棧橋の増設及擴張を爲し、且大正四年度以降

浚渫船を常備し、械橋兩側の水深維持を圖つたが、繫船荷役陸の不便甚しいので、更に昭和元年度以降六箇年繼續事業として、豫算二百八十五萬圓を計上し、埋築、海上連絡設備、陸上設備等の工事を施した。

木浦 韓國財政顧問時代、工費九萬二千圓を以て海面を埋築し、物揚場、棧橋、上屋、廳舎等を築設し、併合後更に棧橋三基を築設し、且大正四年度以降、浚渫船を常置して水深維持に努めつゝあつたが、更に擴張の必要を感じ、昭和元年度以降五箇年繼續事業として豫算六十萬圓を計上し、浮棧橋及埋築等の工事を施した。

元山 明治三十九年工費四十七萬餘圓を以て税關設備に着手し、同四十三年に竣功した。其の施設の主要な點は海面六千五百坪の埋立、延長三百五十間の物揚場竝に埋立地前面有效水面積五萬四千坪を抱擁する延長三百十間の防波堤及延長百間の突堤、棧橋、上屋、倉庫等である。しかし右の設備を以てしては、尙本港貿易の趨勢に應じ難いので、大正四年工費百五十六萬圓を以て海陸連絡の設備を計畫し、更に同七年度に於て陸上設備竝に舊赤田川末流整理の爲、百八萬餘圓を追加した。然るに其の後物價騰貴に困つて工費不足を告げ、且税關用地擴張の必要を感じたので、同十一年度に再び八十五萬圓を追加し、總工費を三百四十九萬三千圓と爲し昭和三年度に竣功した。此の計畫

概要は二萬七千坪の埋立、三千噸級の汽船二隻を繫留し得べき延長百五十間の繫船壁及延長二百七十間の物揚場の築設並に在在來の突堤棧橋を上部木造下部鐵筋混凝土造、長さ百五十間幅六間に改築し、且稅關棧橋幅三間長さ十八間一基、陸軍棧橋幅四間長さ二十五間一基の各木造棧橋の架設、其他延長二百二十五間の防波堤の築設及浚渫、長さ八百三十間の舊赤田川流末整理、上屋、倉庫等の設備である。之に支出したる總工費は三百四十九萬餘圓である。

清津 明治四十年以降工費約三十七萬圓を以て、稅關用地の埋立、物揚場及抱擁水面積一萬二千坪を得べき東西二條の防波堤を築設したが、貿易の進展に順應し得ないので、大正十一年度以降八箇年繼續事業として工費二百五十萬圓を以て物揚場、防波堤及鐵道引込線等の設備を計畫して工事に着手したるも、財政の關係上大正十四年度迄に約五十萬圓を支出して計畫の一部を實施した。然れども本港貿易の進展に順應し得ぬので、更に工費四百四十萬圓を追加し、昭和元年度以降七箇年の繼續事業として、既定計畫の防波堤を外方に移し、其の延長を三百三十間に、庇護水面積四萬坪に擴大し、港内二箇所に於て一萬六千四百坪の海面を埋築して陸上設備を施す等其の計畫を變更して工事を進めつゝある、之が完成の曉には一箇年六十萬噸の荷役能力を發揮する見込である。

城津 明治四十二年以降工費四萬八千圓を以て、稅關用地の埋立、廳舎、上屋、倉庫の設備及延長五十五間の物揚場、八十六間の防波堤等の築設工事に着手し、同四十三年竣成した。然るに逐年漂砂の爲水深を減するを以て、大正十一年度より昭和元年度に至る繼續事業として、工費三十四萬圓を以て防波堤百十七間を築造し、抱擁水面積一萬五千坪の船溜を設け、且船溜内物揚場前面四千坪を干潮面下六尺に浚渫した。

多獅島 海陸連絡設備完成の爲、總工費六百五十萬圓の巨額を要する見込であるが、差當り三千坪を埋立て、護岸二百十八間、突堤六十六間、連絡道路二百七十二間を築造し、埋築地に道路及上屋を設備し、本船より船荷役に依つて貨物の陸揚を爲すこととし、豫算五十萬圓を計上し、昭和元年度以降四箇年の繼續事業として工事に着手した。

雄基 本港に於ける國費の施設としては、大正十年度に工費四萬餘圓を以て、稅關廳舎、倉庫及物揚場石垣を築造し、同十三年度に於て工費四千餘圓を投じ棧橋を架設したるに過ぎない。此等の施設も本港の異常な進展に副はないので昭和元年度以降、四箇年繼續事業として豫算六十萬圓を計上し、防波堤延長二百間、防砂堤延長百間を築造し、總面積一萬四千二百坪を埋立て物揚場百六十五間を築造して船溜を形成せしめ、且船溜の淺所面積六千餘坪を水深六尺に浚渫し埋立地に道路を敷設する計畫を施工した。然るに本港を起點として既設線圖門鐵道と連絡すべき鐵道は目下工事實施

中に在り、之が開通の曉は同停車場と一哩餘の距離となり、貨物輸送連絡の不便多かるべきを以て更に同四年度以降二箇年繼續事業として工費四十萬圓を以て海面總面積六千餘坪を埋築して物揚場二百二十八間を築造し、同停車場より二哩餘の臨港鐵道を敷設し、尙陸上設備として上屋道路等を設くることとした。

右の所新義州、龍岩浦に於ても、夫々應急的設備を爲したけれども、交通機關の整備と産業の振興とに依る貿易の増進に順應せぬので、目下施設擴築等に關して調査中である。

地方港灣施設 朝鮮に於ける開港以外の地方商港、漁港及避難港は、其の數三百餘箇所に達するが殆んど人工を加へず、天然の儘に放置せらるゝもの多く、産業の開發、文化の進展を阻み、且人命財産を失ふ場合も少くないので、大正元年度以降其の緊要なものに對し、國庫より相當補助金を交付して之が助成に努めて居る。

第三章 海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ、汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益増加の傾向を誘致するに至れり。昭和七年末現在の船舶數左の如し。

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	登簿船 三三	五、〇八七	七九	三六、三七	一〇三	四一、四〇四
	不登簿船 二六	三、六六六	九、七七一	一〇一、二五八	一〇三	一〇五、九三二
内地に船籍港を有し朝鮮沿岸のみ航行するもの	登簿船 三	七三	三	一七九	一五	九五一
	不登簿船 二	二四	一	一	二	二四
合 計	六二	六三、五九	一〇、七七一	一三九、〇六四	一、三六四	一九一、六二三

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
朝鮮手帳を受有する者	一、四一〇	一、〇六七	一三九	二、六一二	一、五四九	三、二七四
内地手帳を受有する者	三、〇六七	五五三	三四五	三、九五五	三、三八二	六、六四四
手帳を受有せざる者	六四	九	四	一〇	一〇	一〇
手帳を返還したる者	四、五四一	一、六二九	四八八	一四	一四	一四
合 計	八、一三〇	一、六三九	五七六	二、〇七六	八、七〇六	三、七五〇

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても、累年増加し、著しく進歩の迹を示せり。

船 員 現 在 數 (昭八年度末現在)

海技免狀受有者 (昭和八年度末現在)

朝鮮に於て登録したる者		内地に於て登録したる者		計
内地人	一、四〇一		三五五	一、七五六
朝鮮人	一、〇三五		七	一、〇四二
合計	二、四三六		三六二	二、七九八

三、定期航路 昭和九年七月一日現在航路は百八十線三百三隻十六萬四千四百八十九噸にして、之を航路の種類より観るときは(一)朝鮮内に限るもの(二)内地を起點として朝鮮に往來するもの(三)内地及臺灣を起點として朝鮮を経由し外國に至るもの(四)朝鮮を起點とし内又地は外國に至るもの(五)外國を起點として朝鮮に往來するもの、五種にして、朝鮮總督府の命令に依るもの及朝鮮總督府地方官廳の命令に依るものは(一)乃至(五)の内に屬し、更に鐵道省の經營、臺灣總督府、長崎縣、福岡縣等の命令に依る(二)及(三)と竝に遞信省、富山石川兩縣及關東廳と本府との各聯合命令に依るべき(三)又は(五)の航路あり、又補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり。今此等の航路に配在せる線數隻數、及噸數を示せば、

(一)に屬するもの	一三一線	二二三隻	七、六九九噸
(二)に屬するもの	二七線	五一隻	八二、二七五噸

(三)に屬するもの	一〇線	一五隻	三六、三九九噸
(四)に屬するもの	一一線	二二隻	三四、九九四噸
(五)に屬するもの	二線	二隻	三、一二一噸

にして、更に政府及地方廳の補助命令に依るものと自營に依るものを區別すれば左の如し。

命令航路(官公營を含む)	三七線	一〇七隻	七五、六二二噸
自營航路	一四四隻	一九六隻	八八、八六六噸

備考 前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社、大阪商船株式會社、北陸汽船株式會社、北九州商船株式會社、嶋谷汽船株式會社、朝鮮汽船株式會社、阿波國共同汽船株式會社、近海郵船株式會社反鐵道省等とす。

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したるを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設及改良に努め、整備増設を期したる結果、昭和八年度末現在に於ては夜標百五十五基、晝標百三十八基、霧信號二十四基、計三百十七基に達し、其の海岸線に對する割合は百一十一軒に夜標一基なり。

第四章 河川

主要河川の水運状態は左の如し。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虚川江を、新芝坡鎮に於て長津江を合せ西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河と合し、義州の下流に於て滿洲の靉河を容れ河中に多數の中洲ありて河流を分派し、安東縣に至り再び合して一となり、更に柳草島黃草坪を堆成して濶大なる三角洲を成して黃海に入る。其の流路七百九十軒餘に及ぶも、河床傾斜急にして岩礁多く、激流奔湍少からず。河口龍巖浦より溯ること二十八軒、安東縣まで高潮時に於て約三米の水深を保つも、此間水路狭くして曲折多く、航行困難なるを以て水先案内者を要す。新義州新芝坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行あり、且支那船及高瀬船の航行頻繁なり。本江の上流は有名なる大森林地帯にして巨木鬱生し、其の伐材は筏に組みて流送せらる。

大同江 源を平安咸鏡道界なる狼林山に發し寧遠、徳川及平壤附近を流れ、兼二浦を過ぎて載寧江と合し、鎮南浦に至りて黃海に注ぐ。流路延長三百九十七軒餘、航路延長二百四十五軒にして、河口より六十三軒上流の堡山浦まで三千噸級の汽船遡江し得べく、航運上重要なものの一なり。臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せ坡州郡に至り、

漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四軒餘、河口より上流百二十四軒餘舟楫を通すべし。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ龍山を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江と合し、江華灣に注ぐ、流路延長四百七十〇、其の舟楫の通する處三百軒、水運上頗る重要な地位を占む。

錦江 其の流域主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一軒餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行し得べし。

洛東江 流路延長五百二十五軒餘、其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便多し。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四軒の上流安東まで溯航し得べく水運の利あり。

蟾津江 源を全羅北道鎮安長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百十二軒餘、水運上重要な河川なるも、航路に障礙多く、求禮の上流は殆んど舟楫を通じ難し。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し茂山、會寧、鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河と合し、更に慶源に於て琿春河と會し、水量益増大し、露領の境界を劃し、西水羅の東に至りて日本海に注

ぐ。流路延長五百二十一軒に及べども、琿春河合流後舟棹の便あるのみ。

従来朝鮮に於ける河川は殆ど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の放流に委せる結果、毎年河水の氾濫に依り鐵道、道路、橋梁等は勿論農作物其他の損害額數千萬圓に達すること少からず。仍て之が改修は頗る緊切とせられ、先以て治水及水利計畫上に於て重要な洛東江外十三大川を選定し大正四年度より其の流域状況、水害、水運、水利地點及經濟關係等の調査に着手し、曩に大體の調査を終了したるを以て、大正十四年度に於て先づ萬頃江、載寧江二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起し、次で大正十五年度に於て漢江、洛東江、龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として着手せり。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓にして、爾來着々進捗中なりしが、其後施工の實狀に鑑み、萬頃江及載寧江の改修區域擴張の必要に迫られ、昭和四年度に於て前者は四百萬圓、後者は一百萬圓を既定計畫に追加する事となりたり。然るに其の後財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を四千九百九十七萬三千餘圓に變更し、昭和十三年度迄に以上六河川の第一期事業の完成を期すべく鋭意改修工事を施行しつゝあり。

右に述ぶるの外窮民救済土木事業として國庫より補助を興へ、昭和六年度より總工費豫算二千六百

十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十四河川、百七十五萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修又時局應急施設土木事業として昭和七年度より全部國費支辨總工費豫算百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並國庫より補助を興へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川の改修工事を起したり。

第五章 窮民救済土木事業

朝鮮に於ては總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業労働者たる小作農に屬し、此等農民は財界の不況と引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙むる事甚しきを以て、積極的に之が應急對策を確立するの必要を認め、昭和六年度以降三箇年に互り地方費其他公共團體の事業として總工費豫算五千七百七十二萬六千二百圓、又昭和九年度に第二次窮民救済事業として總工費千三百三十萬圓を以て道路、河川、漁港、上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より其の事業費に對し約六割四分の補助を興へ、勞銀を散布し以て窮民救済の目的を達する事とし、昭和六年度より夫々工を起たり右に述ぶる如く、窮民救済土木事業を起して窮民救済に資したるも、其の後不況益深刻化し、到底右事業のみを以て、之を阻止する能はざるの狀態に在るを以て、時局

應急施設事業として昭和七、八、九年度には工費五百九十七萬二千餘圓を以て一、二等道路、河川金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港の修築等の土木事業を起し勞銀を散布し、窮民救濟土木工事と相俟て疲弊困憊甚しき窮民の效濟と地方開發に資すべく實施中に屬す。

第六章 通信事業

通信機關の配置は都鄙を通じて九百を超え、主要なる地點には電信及電話を開始して舊來の面目を一新し、昭和九年三月末に於ては郵便局八十五、同分室十一、同出張所二、電信局七、電話局一、同分局二、郵便所七百十五、郵便取扱所十六、電信電話取扱所十三、電信取扱所九十五、同出張所一、郵便切手賣捌所四千九百七十四を算するに至れり。昭和八年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の如し。

郵便物	小包	引受	配達
	常包	二六九、七一、二九七	二九三、五六四、一五〇
		三、二九四、四〇九	三、二七九、二四

電報	發信	着信	中繼信
邦文	五、九五〇、八三四	五、八六〇、九九一	一一、〇八六、二三八
診文	四四六、一八四	四四三、八六六	
歐文	三三、五五〇	四六、八〇七	

電話	年度末現在加入者數	市内通話度數	市外通話度數	合計
	三六、三三元	三二七、八六三、七八八	三、四四五、四四二	七三二、二〇九、二三五

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意し、其の改良發達を圖り、又郵便爲替貯金は地方に於ける一の金融機關なるを以て、近來一般に其の利益を認めらるゝに至れり。

年度	内國爲替		外國爲替		合計	
	振出	振入	振出	振入	振出	振入
大正十年度	一〇三、〇六六、四九一	八七、三三〇、六〇〇	一九四、三六二	二、六二六、五七五	一〇三、三三八、七一一	二、〇〇三、九七七
昭和八年度	一〇八、三五四、四二九	九九、七三三、三三三	七〇一、三七三、四八一	一、五〇一、八五七、二二二	三、二二六、八八八	一、〇〇、四〇三、五八〇

年 度	預 入		拂 戻		平均一度の金額
	度 数	金額	度 数	金額	
大正十一年度	100,046	54,591.13	89,844	54,159.04	17.53
昭和八年度	8,376,659	89,489.05	606,842	2,088,941	60.25

内鮮人郵便貯金比較

内地人貯金 朝鮮人貯金

年 度	内地人貯金		朝鮮人貯金	
	人員 数	金額	人員 数	金額
大正十一年度	392,395	17,110,061	1,198,075	2,740,033
昭和八年度末	677,366	37,383,811	2,173,300	7,433,333

郵便振替貯金に就ては大正七年、府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、同九年國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始せし以來、之を利用する者漸次多きを加へ、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年に於ては僅に二百七十九人を人の加入者を有するに過ぎざりしが、昭和九年三月末現在に於ては二萬八千六百六十九人の多きに上り其の取扱高亦左の如き増率を示せり。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 数	金額	口 数	金額
大正十一年度	1,607,397	94,076,556	1,840,054	71,599,925
昭和八年度	3,599,641	206,951,373	465,608	183,454,892

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高

年 度	受 入		拂 出		年 度 末 現 在
	口 数	金額	口 数	金額	
大正十一年度	1,287,048	161,577,263	388,035	161,851,559	11,544
昭和八年度	2,836,544	367,163,938	875,676	366,790,588	28,669

第七章 朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始せんと議は大正元年頃より起りたるも、諸種の事情にて實現の域に達せざりしが、社會狀態の推移は益此の種の制度の必要を感じしむると共に、内地に於ける斯業の成績の著しく良好なるに刺戟せられ、愈之を實施するの機運熟したるを以て、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得

昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手し、同年十月一日より之を實施することと爲りたり。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業と爲し、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することとす。保險の内容は内地の其れと同様に於て、保險種類は終身保險及養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下とす。保險金額最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓なるが、保險料計算の基礎中豫定利率は朝鮮特殊の事情に照し内地と異なり稍高率と爲り居れり。從て保險料率は概して内地より稍低率なり。事業取扱機關は中央に於ては遞信局が監理事務に當り、地方に於ては全鮮に亘る八百餘の郵便局所が申込の受附、保險料の取立、保險金の拂渡等の事務に當ることとし、以て既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上に於ける便宜とを圖りたり。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來四年六箇月を経過したる同九年三月末現在に於ける事業の成績は契約件數五十三萬一千五百五件、保險金額九千七百二十二萬二千八百八十一圓にして、當初の計畫に比し遙に良好なる成績を示し、殊に朝鮮人の加入は全加入件數の六割五分を占め、最初より意外の好成績を示したり。

福祉施設 保險加入者の福祉施設並に事業の堅實なる發展を期する爲、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、又翌八年十五平壤及大邱に健康相談所を設置し、專屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應ずることとし、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者に對しては巡回健康相談の取扱を爲し、又は京城健康相談所に就き無料普通郵便に依る健康相談を爲すこととしたるが、實施以來同九年三月末現在に於ける取扱狀況左の如く、洵に顯著なる發達を示したり。

所 別	相 談 者 員		處 方 箋 交 付		試 驗 檢 査	
	男	女	男	女	男	女
京 城	一四、六八三	七、三七七	三、六六九	二、〇〇九	四、三六八	二、三八一
釜 山	九、二二四	六、六六六	二、四七五	一、八七〇	六、四三〇	四、五九一
平 壤	一、三七七	五八二	三三二	二二二	三三三	二二二
大 邱	二、四七九	一、三九三	三七五	二九一	二、三七六	一、三三三
計	二七、一五三	一五、九五八	六、七四〇	四、二九三	一三、二〇六	八、三三三
巡回健康相談取扱特况						
實施日數百五十一日						
實施箇所八十箇所						
健康相談者數七千九十人						

積立金の運用 本事業に於ける積立金は朝鮮總督の管理に屬し、保險契約者に對する貸付を除くの外、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預入するものなるが、別に朝鮮總督と大藏大臣との間の協定に基き、大藏省預金部に預入したる積立金は、朝鮮に於ける公共の利益の爲、朝鮮に於ける公共團體又は營利を目的とせざる法人若は組合に對して之を貸付くことと爲り、昭和七年三月積立金の運用に關する事務の取扱を開始したり。

積立金の運用に付ては、昭和七年二月朝鮮總督の諮問機關として設置せられたる朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に之が計畫案等を附議し昭和七年三月以降九回に亘り委員會を開催し、各年度の積立金運用計畫及資金の貸付を審議決定したり。最近に於ける積立金の運用特況左の如し。

(昭和九十二年十月現在)

積立金總額

一〇、八八六、七三八、〇九八

内 譯

公共貸付

七、九四八、五八一、四六〇

國債保有

一、〇一〇、一六〇、〇〇〇

保險契約者貸付

一九二、二四〇、四〇〇

預金部預金

一、七三五、七五六、二三八

(内公共貸付決定額)

一、一五二、五九三、〇〇〇

第八章 航空

世界大戰を契機とする各國航空界異常の進展に伴ひ、近來我國に於ける航空事業の發達は頓に著しきものあり。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみにも現在約五千軒の多きに達するの情勢となれり。昭和四年四月同社が東京―大連線の運航を開始するや朝鮮に於ても始めて六百七十軒の航空路を有するに至れり。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護獎勵に關しては同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見たるを以て、從來各地に引續き航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を実施して航空思想の普及宣傳に努めたる結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものあるに至りたり。

左に昭和九年三月末現在に於ける朝鮮民間航空事業の概況を掲ぐ。

日本航空輸送株式會社支所	出張所	一	
同	出張所	三	
同	營業所	一	
滿洲航空株式會社出張所		一	
飛行機	數	六	
操縱	數	二〇	(内地人 一三)
航空士	數	八	(内地人 七)
機關士	數	九	(全部内地人内、一名は縦横士にして機關士免狀の併有者とす)

惟ふに航空事業の發達は通信運輸の迅速を期する今日、文化の發展上極めて重要な役割を有す。之が爲には飛行場、航空無線電信、航空氣象觀測、航空標識、航空方向探知器、夜間照明等の航空諸施設の擴充完備が先決要件なり。而して此等諸施設の爲には巨額の經費を要すべきも、財政關係と施設の緩急とを考慮し、漸次之が完成を期すべきものなり。朝鮮に於ては前記定期航空に備ふる爲昭和四年四月京城府外汝矣島及蔚山に應急的に飛行場を開設せるも、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築、連絡道路の改修、航空標

識の設置及夜間照明設備等を施して國際飛行場としての面目を一新せり。又昭和六年十二月には新義州飛行場の開設を見、此處にて滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、爾後飛行場の整備も着々進行し、對滿洲國との空の連繫に遺憾なきを期し得るに至れり。更に航空路の安全の爲には蔚山、黃澗、大田、天安、京城、沙里院、平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置せるが、尙將來に於ては既設航空路の一段の整備と共に。各主要都市に對する支線の設定も亦大に考慮すべき問題なりとす。

第五編 教育

一〇八

従来朝鮮に於ける内地人と朝鮮人との教育は其の系統を異にしたるも時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)と國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分つも、特別の事情ある場合は相互に其の人學を認むるの途を開き、實業教育、大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至れり。

第一章 普通教育

一 國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地に學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達したり。而して其の前年統監府は小學校規則を公布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を公布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校、高等女學校、實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一

年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見ると共に國語を常用する者の普通教育は小學校令中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育と何等の差別なく、修業年限、教科課程及編制等も亦略内地と同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認むることとせり。

學校	數	職員數	生徒數
官立小學校	二	二〇	五八九
公立小學校	四八三	二、三六一	九〇、九三四
公立中學校	一一	二九七	六、五五〇
公立高等女學校	二六	四一八	九、五〇五
私立高等女學校	一	一七	四一五

二 國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科學に登第するを以て唯一の目的とし京城に成均館及四學ありて一國の最高學府とし、各府郡に郷校、各所に書堂ありて教育の機關と爲せり。然るに明治二十七年科學の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したりしも、此等は悉く日本の制度を模倣したるものにして、當時の民度に適合せざりしのみならず、其運用亦宜きを得ざりしを以て

效果見るに足るものなかりき。既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置き、教育の刷新を講じ、統監府の開かるゝや其指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校、高等學校、高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に亘りて制度の改革を行ひしも、教育事業は國家百年の大計なるを以て、時勢の趨向、民度の實際を考察して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存続し同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を公布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行ひしも、時勢の進歩と向學心の旺盛とは再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亘りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制、並普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校、中學校、高等女學校に入學し得ると同じく、内地人にして普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至れり。然れども内地人と朝鮮人とは風俗習慣自ら其の趣を異にする

ものあるを以て、國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其の他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖りたる結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎざりしも今や二千二百十六校に上り、六十四萬六千九百五十八人の生徒を有するに至れり。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられたる臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしあしも、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十月より之を施行せり。

學校	數	職員數	生徒數
官立普通學校	二	二〇	六七五
公立普通學校	二、二二八	一〇、二七四	六〇六、四一七
公立高等普通學校	一五	三六〇	七、七八三
公立女子高等普通學校	七	一〇四	二、〇五七
私立普通學校	八六	五四一	二九、八六六
私立高等普通學校	一一	二二九	六、二四五

三 書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全なる教育を施せるも、其の數各道に亘りて頗る多く、遽に廢止する能はざる事情あるを以て弊害なき限り之を存置し來れり。然れども近來普通學校の普及に伴ひ往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發希し、更に昭和四年之が改正を行ひ、當事者をして書堂の名稱、位置、學童數、維持方法、教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝあり。昭和九年三月末書堂數七千五百二十九、教員數七千九百六十四人、生徒數十四萬八千五百五人を算す。

四 幼稚園 幼稚園は昭和九年五月末に於ける公私立併せて園數二百八十七、兒童數一萬五千四百人なり。

第二章 實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等あり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定なかりしも、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育

に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公希し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育、專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとせり。

近來普通教育の普及に伴うて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格、修業年限、學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所なし。

(昭和九年五月末現在)

種別	學校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	二二三	一、一八七
公立專門學校	二	七二	五五五
私立專門學校	八	二七〇	二、二四〇
官立實業學校	一	三六	二〇八
公立農業(農林、農蠶)學校	二八	四〇三	五、九六五
公立商業(商工)學校	一六	二九五	五、六七六
私立商業學校	五	九六	二、七五〇
公立水產學校	三	三九	二〇四

公立職業學校	三	四六	七三三
私立職業學校	二	三〇	六九三
官立實業補習學校	一	三	二六
公立實業補習學校	八八	三九一	四、三七七
私立實業補習學校	三	九	二五八

一一四

第三章 大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設せるも、昭和九年度よりは内地高等學校同様修業年限三年とせり。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆ど同様にして、内鮮人共學なるも、各學部に於て其の特長を發揮すべき使命あるを以て、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究を爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於

ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究に關し、大に其の特色を發揮せんとす。

昭和九年五月末大學職員五百二十三人、生徒六百二十一人、豫科職員三十九人、生徒三百九人なり

第四章 師範教育

師範教育は内鮮人共學を本體とせり。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比して少しく入學資格を低下し修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定なるが、昭和四年四月その制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費立師範學校は何れも同六年三月限廢止したり。同九年五月末官立師範學校三、職員百二十人、生徒二千十人あり。

第五章 在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は四千八十七名(昭和八年末現在)にして、内二名は總督府に於て指名せる給費學生に屬し、之を地方別にすれば、東京在學者二千七百八十二名、地方在學者一千三百五名

なり。私費學生中最多數を占むるは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者にして、給費學生は朝鮮に於ける中等程度以上の學校卒業生中品行方正・學力優秀・身體健全なる者を選抜し、之に對し官費を以て内地に於て學習を必要とする學術技藝を履修せしめつゝあるも、疆内各種教育機關の整備と豫算の關係等に依り、昭和五年度以降比年給費生數を漸減しつゝあり。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたりしも、大正九年十一月従前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を擧げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとせり。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめしが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたり。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へるやう努力しつゝあり。

第六章 朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催せしが、爾來年と共に隆盛に向ひ、

第十三回展覽會は昭和九年五月京城に於て開催し出品總數一千三百四十四點に達し、中入選東洋畫七十點西洋畫、百七十六點、工藝品六十點、特選東洋畫六點、西洋畫五點、工藝品三點を出し、會期中觀覽者總數一萬九千一百二十人に及び。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し社會文化の發達を裨補する所少なからざるべし。

第六編 警察

第一章 治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月一日起りたる騷擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り、個々の暴行脅迫頻に發生し、其の最盛なる時期に於ては一部の民衆は其の危害を免れんが爲、何れも態度を曖昧にし犯罪檢舉上頗る困難を感じ來りたるも、同年八月警察制度の一大改革を行ひ、爾來銳意警察諸般の施設を整備し、以て警察力を充實し、併せて不眠不休の努力を以て警戒に當りたる結果不逞企畫は事毎に未然に摘發せられ、時日の経過と共に一般民衆は漸次迷夢より醒め、曩に不逞企畫に参加したる者亦概ね前非を悔い續々官憲に歸順するに至れり。而して其の不逞企畫及之に關聯する各種の犯罪事件の多くは在外不逞者の使喚煽動に原因したるものにして、一度鮮内の人心安定

べき者に對して學術及實務を教授す。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關にして、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分ち、本科は現に監督者たり又は將來監督者たらんとする者に對して徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的とし、其の修業期間は九箇月乃至一箇年とす。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の徳操を練磨し必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的とし、修業期間は其の都度之を定め、教習科の修業期間は四箇月とし、朝鮮全土に配置すべき内地人たる初任巡查に對して警察官に必要な訓育教養を施す。各道に於ける巡查教習所は警察部に之を置き初任朝鮮人巡查の教養機關に充つ。

第七編 衛生

併合以來總督府は總督府醫院(昭和三年六月より京城帝國大學附屬醫院と改稱)小鹿島慈惠醫院(昭和九年十月より小鹿島更生園と改稱)の外、各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を獎勵し、傳染病及獸疫の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關

の充實と社會衛生の進歩とを圖れり。

第一章 醫療機關

昭和八年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如し。

道名	醫(病)院		醫師		醫生	限地醫業	齒科醫師	藥劑師	產婆	看護婦
	官立	道立	公立	私立						
京畿道	三	四	四〇	四七	三三七	三	一〇一	一四五	三七四	四九九
忠清北道	一	一	一	二	一五五	一	六	五	三	一一
忠清南道	一	二	二	四	一六九	一	六	六	八〇	一五五
全羅北道	一	三	五	八	二〇	二	二五	一〇	八三	九九
全羅南道	一	三	七	一一	二九	三	三	一六	一五七	九八
慶尙北道	一	三	七	一一	四〇九	二	四〇	一六	二〇六	二九九
慶尙南道	一	三	七	一一	二五	三	四〇	一六	二〇六	二九九
黃海道	一	二	三	七	二〇七	三	三	一六	二〇三	二八四
平安南道	一	二	三	七	二〇二	三	三	一八	一五〇	四〇
平安北道	一	二	三	七	二〇二	三	三	一八	一五〇	四〇
計	四	七	二二	二八	一三六	一	二四	一九	七	八一
内地人	三三七	二四二	一四	六〇三	三九二	七	二〇一	一四五	三七四	四九九
朝鮮人	二〇	四	一	二六	一五五	一	六	五	三	一一
外國人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

江原道	一	三	一	三	七	五	一	七	三	六	二	七	三	四	五
咸鏡南道	一	三	九	三	七	七	二	四	三	五	九	三	三	一	七
咸鏡北道	一	五	二	七	五	九	四	一	四	二	九	四	三	一	七
合計	四	三	三	一	三	一	三	三	二	三	七	三	三	三	三

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和八年末の數左の如し。

傳染病院	官立	公立	私立	計
隔離病舎	一	四	一	四
		三八九		三八九

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄にして、前記醫療機關表に示すが如く、昭和八年十二月末に於ては其の總數僅に二千九十名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約九千六百九十五名に當り、しかも其の多數は都會地に集中せるを以て、朝鮮人の大部分は在來の醫業者たる醫生の診療に俟たざるべからず。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外大正十二年に於てセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖り、尙優良なる醫師養成の要を認め、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所(昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格)

を指定せるも、朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠なり。齒科醫師は昭和八年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に六百五名を算するに過ぎず、齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずること能はず、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるも、同營業者は専ら技工に従事し、醫術の素養無きを以て、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學校(昭和五年一月京城齒科醫學專門學校に昇格)を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあり。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざるを以て、邊陲の地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限りて醫業又は入齒營業を免許しつゝあり。都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見るも、僻地に於ては僅に道立醫院の巡廻診療等に依るに過ぎざりしを以て、大正三年四月公醫制度を布きて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむると共に、各官廳の衛生事務に従事せしむることとせり。現在定員百八十三名、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝあるも尙將來増加の必要あり。

二、醫生 醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業に従事したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上

醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者なり。朝鮮人は主として此等の醫生に依りて醫療を受くるを以て、右は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一にして之に醫術を教養せしむるの必要を認め、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあり。

三、産婆 從來朝鮮人にして産婆を業とするもの無く、一般に分娩に際して他人の介補を嫌忌せしが、近時漸く其の效用を認むるに至れり。内地人産婆は漸次其の數を増加するも、多くは都會地に開業し、僻陬地に於ては殆ど其の影を見ざるを以て、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱、平壤、咸興の道立醫院、鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定すると共に、各道に於て産婆試験を行ひ、以て其の増加を圖れり。

四、看護婦 醫師、醫院の増加に伴ひ看護婦の需要漸次増加し來りたるを以て、資格を限定し、且業務上の取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、内鮮其の資格を共通とし、産婆と共に前記各醫院及公私立病院に於て之が養成を爲すの外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖れり。

五、種痘施術生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許せしも、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許せり。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴ひ從來の種痘認許員を種痘施術生と改めたり。

第二章 海港檢疫

海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、疆外より來る船舶に對して之を行ふものなるが現に檢疫所の設置あるは仁川、釜山、群山、木浦、元山、城津、清津、鎮南浦、新義州、龍巖浦及雄基の十一港なり。

第三章 痘苗製造

痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造す。府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし京城帝國大學附屬醫院、道立醫院、藥劑師、藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價を二割減とせり。又間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對しては特に無料配付を爲しつゝあり。

第四章 慢性傳染病

一二六

慢性傳染病中主なるものは癩病結核なり。

癩患者は昭和九年八月一齊調査の結果に依れば一萬二千九百二十人を算せり、而して之が療養機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱、釜山及全羅南道麗水の三箇所に外國人の經營する私立癩療養所あり、官立癩養所は昭和八年度迄は八百人の收容定員なりしが、昭和九年度官制を改正して大擴張を行ひ、新に二千人を増加して二千八百人の收容定員としたるが、昭和十年度に於ても更に收容力の増加を計畫せり。

私立療養所たる大邱癩病院に五百十人、釜山癩病院に五百七十人、麗水ビーダーワルフ癩病院に七百七十人を收容せるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲しつゝあり。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より螺集し癩部落を形成し、相助會を設け居る状況に付此等患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむると共に救済を爲しつゝあり。

結核の豫防に關しては大正七年結核豫防に關する府令を公布して病毒傳播防止の取締を爲しつゝありと雖、積極的豫防施設として未だ見るべきものなきを以て、本病の現状に鑑み豫防對策考慮中なり

第八編 司法

第一章 裁判制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所之を掌る。而して該裁判所は高等法院、覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲め地方法院支廳、又登記及公證の事務を取扱はしむる爲め、地方法院出張所を設置せり。地方法院は民事及刑事に對して第一審裁判且非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行するの制度なりしも、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし、同十三年一月一日より之を實施せり。

地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑、無期又は短期一年以上の懲役

若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪竝に昭和五年法律第九號(盜犯等の防止及處分に關する法律)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一年に滿たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、竝此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむ。

第二章 適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令朝鮮刑事令に於て民法、刑法其他重要な内地法規に依るべき旨を定めたるも、民事に在りては當初民法中能力、親族、相続に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとししが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし且無能力者の保護を完全ならしむる爲民法其他法律中能力、親權、後見、保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし、同年十二月一日よ

り之を施し、尙親族相続に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様婚姻年齢、裁判上の離婚、認知、親權、後見、保佐人、親族會、相続の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし分家、絶家再興、婚姻、協議上の離婚縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は、之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行せり。

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したるも、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り。此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて翌十二年一月一日より施行せり。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期するの必要あるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行せり。

爲替手形、約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依りたる處、此等證券の國際的海通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至りたるを以て、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通

商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月制令第二三號を以て朝鮮民事令中一部改正を行ひし右新法律に依ることとし、昭和九年一月一日より之を實施したり。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て、民事訴訟法、人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度、交通、習慣、民度等内地と同じからざるものある關係上若干の特例を設けたるが、訴訟審理の圓滑なる進捗と裁判の公平適正とを圖る目的を以て、民事訴訟法の改正あり。大正十五年四月同改正法律公布せらるゝに至りたる結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ。昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられたり。

刑事に在りては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪、殺人罪に限り朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることゝ爲したりしが、大正六年十二月本規定を削除せり。其の後同十一年五月刑事訴訟法の改正行はれ、當然朝鮮にも適用さるべきものなるも、朝鮮現時の一般社會の實情は内地と同じからざるものあるを以て、茲に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行せらる。その他獨り朝鮮人に對し古來行はれたる答刑制度も存置するの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮答刑令を廢止し以て刑罰上の

區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改め、以て民衆人權擁護の完璧を期し、今日に於ては二三の制令等の他、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするもの甚だ少きに至れり。

第三 小作調停制度

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、其の内容漸次複雑深刻化するの傾向あり、農村の思想並經濟上に及ぼす悪影響憂慮すべきものあり、而して之が解決を司法裁判に求むる場合は、往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈甚しからしむるが如き結果を醸すの虞ありて、爭議解決の對策上遺憾なき能はず。仍て事件の性質に鑑み、地主、小作人の自由意思を尊重し、其の互讓妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制度第五號朝鮮小作調停令を制定したり。同令は小作料其の他の小作關係に付爭議を生じたるときは、當事者は爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得、又當事者の合意あるときは合議部なき地方法院支廳にも之が申立を爲し得べき旨を規定し、以て本府裁判所の介入斡旋に依る小作爭議の調停制度を布き、昭和

八年二月一日より之を施行したり。

一三二

第四章 不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則として不動産登記法に依ることを定めたり。古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡に由り之を行ふに過ぎざりしを以て、併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並土地建物所有權證明規則を發布し、賣買、贈與、交換、典當の各事項の外所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利の確保を期したり。爾來時勢の推移に伴ひ複雑なる權利關係生じたるを以て明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を公布し、府尹郡守を以て證明官吏と爲し、證明すべき權利を所有權、典當權の二種に限りたること従前と異らざるも、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗するの要件と爲し、權利確保上舊規則の缺點を補へり。然れども該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置たるに過ぎざりしを以て、土地調査の行進に伴ひ土地臺帳を設備したる地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止する順序とし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行せり。從來宗中門中等が祖先の墓地又は祭位等不動産

を共同所有する場合に於て宗中門等法人に非ざるを以て其の名を以て登記を爲すことを得ず。又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數にして全鮮に散在し各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざるの嫌ありしを以て、昭和五年制令第一〇號を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中、門中其他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し。昭和六年十月一日より施行せり。

第五章 戶籍事務

民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申告を督勵し、且警察官をして戸口の實査を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府、面の事務亦次に整頓するに至りしを以て、大正四年四月更に同法を改正し、戶籍に關する事務は府尹、面長の管掌に移したり。然れども本法は朝鮮人に限り適用するものにして、朝鮮在住の内地人には一に戶籍法に依りて身分に關する届出を爲すものとせらる。又内鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものなれども、從來内地朝鮮相互間戶籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された

一三三

る結果、完全有効に行はるゝことを得ざりしが、同十年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ
 共通法第三條及戶籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に、同年七月一日より内鮮人婚姻に關す
 る民籍手續を完全に行はるゝことゝなれり。然れども民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至り
 たるのみならず、單に戶籍手續の大綱を示すに止り、其の運用上困難少からざりしを以て、夙に之
 が根本的改正を企畫せられ、一面之と密接の關係を有する親族相續に關する實體法規の改正に着手
 せられたるを以て、其の完成を待つて實行することゝなり、同十一年十二月制令を以て民事令の改
 正せられたるを機とし、總督府令を以て朝鮮戶籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見
 茲に始めて多年の懸案を解決したり。朝鮮戶籍令の内容は大體に於て内地の戶籍法に則り、戶籍の
 記載事項、届出事項等に付親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な
 る規定を設けて戶籍の確保を期したるものなり。改正の特色の一二を擧ぐれば、戶籍事務の監督は
 道知事、郡守又は島司の管理に屬したるを司法の機關たる裁判所に移したると、朝鮮内地間婚姻に
 因る入除籍手續を認めたりしを、廣く各地方有效なる原因に基く家の出入に關し其の戶籍手續を定
 めたるが如き、從來の戶籍制度に比し遙に進歩したものとす。

第六章 公證事務

大正二年六月朝鮮公證令を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひたるも、羽
 年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふことゝなりたるが、同四年三月及同
 十三年九月初朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城、平壤、大邱、釜山各地方法院所屬の專務
 公證人を任命し、裁判所に於て其の事務を取扱はしめ居れり。

第七章 執達吏事務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當と認
 むる者をして該職務を行はしめ得る定めにして、當初は警察官吏をして兼掌せしめたるが、逐年事
 務の増加に伴ひ專務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至りたるを以て、官吏に非ざる執達吏職
 務の取扱者を指命し、漸次地方法院及主要なる地方法院支廳所在地に事務所を設置せしめたり。

第八章 供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定したる倉庫營業者之を取扱ひ
 尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめ來りしも其の後會計

法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金銭及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむることゝ爲りたるを以て、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代はりて金銭及有價證券の供託事務を取扱はしむることゝせり。然れども邊陲の地に於ては一々同局を設置すること能はざるに拘らず、隨處其の必要存するを以て、各地方法院所在地に之を設置すると共に、其の設置なき地に於ては従前の如く朝鮮總督の指宛したる銀行其の他適當と認むるりをしので之を取扱はしむることゝ爲したり。

第九章 刑務所

明治四十二年十一月統監府監獄は韓國監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱せり。爾來大に獄舎の改善事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮管刑令廢止と共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監と爲し、新に分監七箇所を開設せり。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め、其の内容の改善を圖ると共に職員の待遇を改め、又開城支所を本所に昇格せしめ、翌年四月更に金泉支所を昇格せしめ、何れも特設少年刑務所と爲し、前者は年齢十八歳未滿の受刑者を、後者は十八歳以上二十三歳未滿の受刑者を收容し、特に

體育智育に重きを置き青少年に對する行刑の適實を期しつゝあり。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵濟州兩支所を廢止したる爲、目下京城、西大門、公州、大田、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、木浦、全州、開城及金泉の十六の本所と春川、清州、元山、鎮南浦、金山浦、瑞興、安東、馬山、晋州及群山の十支所あり、又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次増加し、特に大正八年全鮮各地に互りて妄動事件の勃發するや、保安法違反及騷擾罪を以て檢擧され入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたりしも、翌九年四月減刑の恩典に浴したる受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たり。然るに其後答刑令廢止、財界不振等に影響せられたる爲か逐次増加を見しが、大正十三年一月及昭和二年二月昭和三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至りたりと雖、同年二月以降更に其の數遞増し、客歲九月末現在收容者は實に一萬九千八百八十七人に激増し、正に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千百三十七名に達したり、本年二月行はれたる恩赦に因り一時人員の減少を見たるも、其の後三月を出ですして更に漸増を示し、恩赦施行直前の状態に復しつゝあり。就中危険思想犯者又は智能犯者の増加著しく收容者の一割以上を示すに至り、而も收容場の設備及職

員の配置之に伴ふ能はざる爲、拘禁處遇上少からざる困難を感じつゝあり、内地及臺灣のそれに比し設備乃至各職員の負擔率等懸隔甚しきものあるを遺憾とす。しかしながら大正八九年の頃に比するときは諸般の設備漸次擴張改善せられたる爲、拘禁状態著しく改まり、在監者の種類、罪質犯數年齢性格等の法定分類は略之が勵行を期しつゝあると、監獄當局の行刑及作業に銳意努力せる結果囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々八九百名を算す。監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、随つて就業歩合も低く僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎざりしが、爾來作業の發展擴張に努めし結果、逐年就業者數を増し、近時疾病又は事故に因る休業者を除くの外受刑者全部の就業を見るに至り、其の就業歩合は百分の九十五に達し、著しく囚情を緩和することを得たりと雖、益適當に受刑者の技能及勞力を善用し、職業訓練を完全ならしむる必要あるを以て、大正八年度以降特別作業費を支出し經營に努めたる結果、豫期以上の成績を擧げ、今や作業収入は收容費の約八割に達せり、作業種類の主なるものは抄紙、機織、漆器、裁縫、指物、靴、石細工、煉瓦、陶器、耕耘等にして、輒近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化と機械操業の訓練とに努めつゝあり。特に昭和八年度以降新興滿洲國官公署用調度品並に關東軍陣營具等の

り之を實大量製作を引受くるに至り、新販路の開拓と相待つて爰に統制作業を實施し、尙昭和九年度より新に受刑者職業訓練概則を設け、就業者の技術的向上を企畫し、益監獄作業の特殊性を闡明し、尙之が確立性を得るに至り、今や作業状態は舊時に比し全く面目を一新せり。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行、笞刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計ると共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人、朝鮮人、臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑せし者と雖、總て本府に蒐集し雖總て原紙の蒐集及整理に努めたる結果、昭和八年末に於ける保管原紙數實に二十三萬八千二百六十三枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所、檢事局、警察署、刑務所等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和八年に於ては其の數二萬七百六十三件を算し、其の内五千七百三十件の前科を發見せり。前年に比し對照數に於て一千八百四件を増加し、發見數に於て二百三十六件を減少したるも、同九年には益々増加し、九月末日迄の累計一萬九千五百六十二件を算し、發見數も亦其の三分の一を下らざる好成绩を擧げつゝあり、又犯罪現

場指紋の利用は加速度を以て増加しつつあるも、我ハンプルグ式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみにては右手の犯罪現場指紋に對する効果は充分其の性能を發揮し得ざる缺點あるを以て、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號小票約二十五萬枚を作成し、以て現場指紋の利用に資することとせり。

第十章 免囚保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來りたるが大正九年度に至りて一萬圓に増加し、同十四年度以後に於て財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたるも、其の發達助長には恒に力を致しつつあり、其の結果本府始政當時に在りては僅に一保護團體の設立ありしに止まりしも、今や官民有志の協力に依り昭和元年度末に於ては其の數二十七を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐うて良好に向へり。而して此等の大部分は財團法人組織に進み、昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所あり、更に昭和九年二月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調定研究して之を實行に移し一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつあり。

第九編 軍事

第一章 陸軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊(朝鮮憲兵隊を除く)を統率し、朝鮮の防衛に任ず。軍司令部に參謀、副官、經理、軍醫、獸醫及法務の六部を置く。

大正四年第十九第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告げ、又同十一年平壤に飛行第六大隊を増設せられ、同十四年之を聯隊に改む。兩師團の配備左表の如し

在朝鮮師團配備表

師團	師團司令		部所在地		旅團司令		部所在地		聯隊		聯隊		聯隊		大隊		大隊		聯隊		衛戍地	
	部	所在地	旅團	部	旅團	部	旅團	部	旅團	部	旅團	部	旅團	部	旅團	部	旅團	部	旅團	部	旅團	部
第十	羅南		第三十七	咸興	第七十三	第二十七	第二十五														咸興	羅南

師團		師團司令		師團所在地		旅團		旅團司令		旅團所在地		兵		騎兵		野砲兵		重砲兵		工兵		飛行		衛戍地	
九		第三十八		羅南		第七十五		第七十六		第七十七		第七十八		第七十九		第二十八		第二十九		第三十		第三十一		第三十二	
第		第三十九		平壤		第七十七		第七十八		第七十九		第八十		第八十一		第八十二		第八十三		第八十四		第八十五		第八十六	
二		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山	
十		第四		龍山		第一大隊		第二大隊		第三大隊		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山	
馬山		大田		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山		龍山	

鎮海及元山に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隷す。該要塞地帯は陸海軍省告示

を以て別に定めらるゝ所に據る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隷し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率す。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊管區は左の如し。

- 京城 憲兵隊 京畿道、黃海道、江原道（通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡を除く）
- 大邱 憲兵隊 忠清北道、忠海南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道
- 平壤 憲兵隊 平安北道、平安南道
- 咸興 憲兵隊 咸鏡南道、江原道（通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡）
- 羅南 憲兵隊 咸鏡北道

以上の外朝鮮に於ける陸軍諸官衛左の如し。

- | | |
|--------------|----|
| 朝鮮軍軍法會議 | 龍山 |
| 朝鮮陸軍倉庫 | 龍山 |
| 朝鮮衛戍刑務所 | 龍山 |
| 軍馬補充部雄基支部 | 雄基 |
| 陸軍造兵廠平壤兵器製造所 | 平壤 |

陸軍兵器本廠平壤出張所
陸軍運輸部釜山出張所

平 壤
釜 山

一四四

第二章 海 軍

日露戦役の際、我海軍は慶尙南道巨濟島松眞に假根據地防備隊を置きしが、其後之を鎮海防備隊と改稱し、又同戦役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣内の松田灣に移し、之を永興防備隊と改稱せり。明治四十年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎮海を軍港とせしも、鎮守府を置かず、佐世保鎮守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移轉す。大正五年四月鎮海軍港に要港部を置き、鎮海要港部と稱し永興防備隊を廢止せり。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎮海軍港を鎮海要港と改稱せられられたり。鎮海要港部は朝鮮全岸及對馬島海峽の防禦竝に警備を掌り、併せて軍需品の配給を爲す。要港部は司令部、工作部、港務部、病院等より成り、防備隊、無線電信所及警備艦船を附屬せしむ。又仁川、鎮南浦及永興には當部に屬する燃料貯藏場あり。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し、天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受く。

鎮海防備隊は鎮海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦に關することを掌る部隊にして、司令は要港部司令官に隸し、隊務を總理す。

驅逐隊、要港部、警備隊として驅逐隊一隊を配屬せしめらる。

海軍燃料廠平壤鑛業部（所在地平安南道大同郡寺洞）は山口縣徳山所在海軍燃料廠の一部にして、吳鎮守府に屬し石炭及煉炭の生産に關することを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤鑛業所の施設一切を海軍省に移管したると同時に、其の事業を繼承せるものにして、同炭田は無煙炭を産し、炭量豊富、品質亦優良にして現今鑛區に分ち、坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有す。採掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎮南浦を経て海路徳山に於ける海軍燃料廠に移送し、一部は民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供すると共に鮮内に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じつゝあり。

第十編 在朝鮮人

第一章 移住の沿革

鴨綠江及豆滿江の一衣帯水を隔てたる滿洲への朝鮮人移住は常に地理的關係のみならず。歴史的にも密接不離の關係を有し、其の沿革古きものあり。傳ふる處に依れば、清朝康熙帝の頃、既に間島地方に於ては農耕に従事する韓人移住者點在せしが、降つて明治二、三年頃より漸次其の數を増加し、現在在滿朝鮮人の實數は百萬と號する狀況なるが、間島地方及間島以外の滿洲各地の二區に域分ちて之を述べれば次の如し。

間島地方は往時支那と韓國との國境分明ならず、加之同地方が中國の東北邊隅に位し、人口稀薄にして而も地味肥沃なりし關係上、昔時より自然國境地方住民の恒常的に移住する者多く、就中明治二十三年の所謂庚午の凶歉に際して北鮮地方の罹災民相次で移住し、昭治四十年間島在住朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所の設置せらるゝや。鮮内各地よりの移住者漸く激増し、爾來増加の一途を辿り、昭和八年末の統計の示す處に依れば其の數四十一萬五千四百五十八人に上り、間島總人口の約八割を占むる状態なり、而して其の耕地面積も大半は既に朝鮮人の所有に屬し、且滿洲國人地

主の所有する耕地も殆んど全部朝鮮人に依つて耕作せられつゝある現状にして、正に朝鮮の延長たる觀あり。

間島を除く滿洲所謂表滿洲への移住は間島地方に於けると同様宛も鮮内地に移動するが如き感を抱き、古くより鴨綠江對岸に移住農耕する者多く、此等は支那人の捨て、顧みざる濕潤地を求めて水田を開墾し、漸次奥地に進みたるものなり、其の後日露役の際安奉線開通せらるゝや、俄に平安南北道を主とし、南鮮方面の農民等南滿洲鐵道を通じて其の沿線の北滿鐵道沿線及吉敦線沿線地方を目指し移り住ね者多く、大正二、三年頃より其の趨勢更に著しきを加へつゝありしが、滿洲事件後に至つては、帝國の保護從來より濃厚となりたるに伴れ、一層農民移住の傾向に拍車を加へ、北に進み西に出で、耕すもの枚擧に遑あらず、現在に於ては、東蒙古、鄭家屯、泰來方面は固より遠く熱河地方及露滿國境各地にまで伸展し、昭和八年末に於ける統計は二十五萬八千三百三十六人を示すも、其の實數は之に倍すべく、此等鮮農は日夜孜々として曠野を拓き、農耕に従事し、今や十萬町餘歩の水田は黄金の波を打ちて滿洲國の寶庫充實に貢献しつゝある狀況なり。

第二章 滿洲事件前に於ける施設

半島の〇を去りて大陸の沃野に憧れ渡滿せし朝鮮人の多くは、赤手空拳にして何等の資本を有せざる爲、日夜の奮闘努力に依り得たる秋收も、滿人地主へ收むる小作料に或は高利債務の支拂に、尙舊軍閥の苛斂誅求の爲、其の効果の餘す所殆んどなく、常に農耕資金は勿論、日々の生活の糧にも追はるが如き悲惨なる生活を續けたり、依つて韓國は遠く統監府時代間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じ來りしも、日韓併合後本府は益其の施設を擴充することとし、各地に本府職員を駐在せしめ、直接朝鮮人の保護に當らしめたる外、外務省、滿鐵會社等と協力し、年々多額の經費を支出して教育、衛生、牛疫豫防、金融、産業及救済に關する各般施設に努めたり。

第三章 滿洲事件後に於ける施設

滿洲事變と共に蜂起せる兵匪共匪土匪の爲に奥地居住朝鮮同胞の難を免れんとして鐵道沿線其他市街地に避難する者續出し、其後一時間島及表滿洲に各三萬餘人の多きに上れり。依りて本府は此等避難民の救護處理の爲、各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し、尙新京に事務官を派遣駐在せしむる外、本府内にも相當數の職員を増員し、軍部、大使館及領事館側と協力して之が救済に遺憾なきを期したり。而して滿洲國の建國成るや、滿洲の情勢全く一變し多年舊軍閥の誅求に

喘ぎつゝありし在滿朝鮮人は滿洲國の國是とする五族協和主義と帝國の愛護の下に新らしき生活への更生を期しつゝある一方、鮮内一般民衆も亦此の劃期的現象を機とし、新に渡滿する者日々増加しつゝあり。是に於て本府は先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育、醫療、金融、産業の諸施設を益々積極的に擴充し、次で事變に依る避難民の永久的處置を講ずる爲、表滿洲に於ては昭和六年に鐵嶺、昭和八年に營口及河東、昭和九年に綏化の四安全農村を建設し、南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其他貧困なる朝農を收容し將來自作農たらしむる計畫を樹立せり、今各農村の事情を概述すべし。

鐵嶺安全農村は滿鐵本線亂石山驛の西方約一里の地點に在り、總面積七百二十町歩、内水田六百町歩、畑百二十町歩にして朝農二百五十戸約千二百人を收容す。

河東安全農村は北滿鐵路東部線烏吉密河驛の東北約二里の地に位する二千五百町歩、内水田二千町歩、畑其他五百町歩の集團地にして、朝農千戸五千人を收容する計畫の下に建設略成れり。

營口安全農村は遼河の河口營口と田庄臺との間、遼河の右岸に展開する廣袤一萬五千町歩の草生地中、適地二千五百町歩を商租し、朝農八百戸四千人を定住せしむる計畫なりしが、昭和九年之一部の變更を加へ、一千戸五千人を收容することとせり。

綏化安全農村は北滿呼海線棗家崗驛の東方約四里の地點に位する約千三百町歩の集團地にして、朝農六百戸三千人を收容する豫定の下に、昭和九年春約三百戸を入村せしめ、同十年の春に完成の見込みなり。本府は此等安全農村の教育、衛生其の他農事指導等に關する諸施設に付ては特に集中的に之を行ひ、模範村たるの實績擧揚に努めつゝあり。

間島地方は、特に思想的に極めて複雑にして、滿洲事變以前より不逞團の巢窟、共匪の根據地として、善良なる朝農は絶えず其の迫害を被り來り、滿洲事變直後は王德林の擾亂等あり、兵匪共匪各地に跋扈し、殺害、放火、掠奪、拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の朝農陸續として安全地帯に難を避くるに至り、本府は此等避難民に對して萬難を排し、極力應急的保護を加へ、續いて間島の實情に鑑み此の方面に集團部落を建設することとせり。本部落は自ら衛り、且耕す一種特異の農民部落にして、昭和七年度十箇所を、同八年度に於て更に十五箇所を建設せり、本施設の實現は間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に互れる襲撃を敢行せるも、自衛團は常に勇敢に應戦し、克く之を排撃して部落を完成せしめたり。斯くて本部落は今や全間島に互り暴逆の限りを盡しつゝ荒れ狂ふ匪賊に對し、要所々々に占據し以て間島治安上最も効果的なる一大役割を演ずるに至れり。本

府は此等集團部落に收容せる朝農の爲、各般の施設を集中し、將來模範農村たらしむべく、努力中なり。

尙集團部落建設と共に、總督府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、目下着々進捗中なり。

以上の如く總督府は特に滿洲事變以後に於ける諸般狀勢の飛躍的變化に順應すべく、在滿朝鮮人の完全なる安住發展を期し、諸種の計畫を進め、光輝ある同胞の將來を約し、一步々々其の實現に努めつゝあり。

第十一編 神社及宗教

第一章 神社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、此の成規に遵由して神社を創立せるもの昭和九年末に於て其の數五十に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至れり。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は二百十六箇所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものとす。

官幣大社朝鮮神宮(京城南山御鎮坐)は朝鮮の總鎮守として 天照大神、明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮坐祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝことに御治定相成りたり。

第二章 宗教

一、宗教の概況 佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年に在り、爾來百濟、新羅を経て高麗末に至る迄隆盛を極めたりしが、之と共に餘弊百出し、李朝に至りて時に之を庇護したることあるも、

概ね佛教排斥の方針を執り、寺額を減じ寺刹の土田藏獲を官沒し、度僧の制限を行ふ等年を逐うて抑壓を加へたる爲、教勢の衰微甚しく、多くは荒廢に歸したりしが、李太王三十三年の宣言に依り信教の自由を得、明治四十四年九月寺刹施行に由りて傳法布教等其の活動を公認せられ、寺刹の財産は其の保有鞏固となり、數百年來沈衰したる佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈するに至り。爾來各寺刹は進んで布教所を設置し、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立する等、漸次講學布教の發展に努めつゝあり、現在本寺(山本)三十一、末寺一千三百七、希教所百四十七、僧侶五千七百十二、尼僧一千八十、信徒十二萬八千餘人あり。因に朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運の從ひ種々併立したりしも、李朝に於て之が合派減宗を圖り、世宗六年遂に禪、教二宗と爲し、今日に至りては多く兩者を併稱せり。内地神道各派中最も早く朝鮮の希教に着手したるは天理教にして明治二十六年とす。現在は天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黒住教、實行教及御嶽教の十派あり。以上各派を通じ布教所二百四十四、布教者五百一、信徒八萬八千二百餘、内朝鮮人一萬五千八百餘人なり。内地佛教の朝鮮に於ける布教は大正十五年眞宗大谷派系の僧侶奥村淨信の釜山に來りしに創まる。其の後文祿役に遭ひ同派の布教亦其の跡を絶ちたるも、明治十年淨信の後裔圓心等再び釜山に開教したり、同十四年日蓮宗の渡邊

日蓮亦釜山に會堂を建て同二十八年眞宗本願寺派、同三十年淨土宗等諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院、布教所等の設備年々増加するに至れり。現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗、日蓮宗、淨土宗、眞言宗、曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗及天台宗に屬する二十六派にして、寺院百二十三、布教所四百四十一、布教者五百九十七、信徒二十四萬一千八百餘、内朝鮮人八千二百餘人を算す。

基督教は十八世紀の中葉朝鮮より清國に使したる者、北京に於て天主教の聖書を携へ歸りたるに濫觴す。其の後李朝正祖王の八年政府の嚴禁する所となり、更に教勢再燃したることあるも、遂に其の旺盛を見るに至らず、憲宗王の二年佛國人竊に京城に於て布教に従事し、京畿忠清兩道に互り教旨を傳へたるも、政府の迫害依然として止まざりき。斯くて李太王の十年に至り大院君勢力失墜し、政治上の關係を絶つに及び、基督教に對する取締も漸次寛大となり、同王の十九年以後歐米諸國との外交關係成立せしより天主教亦教勢を恢復し、爾來漸次隆盛に向ひ、露國正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年開始せられ、日露戰役の際一時停止したるも其の後復興せり。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師入鮮したるを宣教の第一歩として、次で翌年には更に同派の宣教師並美監理派の宣教師等も渡來し、京城、平壤其の他に布教所を設け、學校

病院等の經營に着手し、爾來諸派宣教師年々多きを加へ、現在外國人の關係ある教派は朝鮮耶蘇教長老會基督教朝鮮監理會、聖公會、第七日安息日耶蘇再臨教、東洋宣教會、救世軍及東京四谷宣教會基督教會の七派あり、又内地人新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局より牧師を派遣し、最初釜山に教會を設立して傳道を開始したり。同年日本メソヂスト教會、日本組合教會も亦渡來せり。現在以上の外東洋宣教會ホーリネス教會及基督同信會あり、朝鮮人側には大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織し、又同十一年日本組合基督教會は其の經營の方針を變更し、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任することとなり、京城に朝鮮會衆基督教會を設立せり。爾來各其の教旨の宣布に努め、相當發展しつゝあり。以上新舊各派を通じ現在布教所四千二百六十九、布教者二千六百四十七、内外國宣教師四百四十四、信徒内地人七千六百餘、朝鮮人四十一萬四千六百餘、外國人三百餘、合計四十二萬二千五百餘人とす。

二、宗教團體の社會事業 宗教團體の社會的施設は基督教最も多く、神道各派は此の種の施設を爲さず、内鮮佛教團體の經營する主なるものを擧ぐれば専門程度の學校一、中等程度のもの三、初等程度のもの九、幼稚園四十九、講習所及書堂十九箇あり。又隣保救濟の事業として眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教園、共生園、京城、仁川、大田、光州、平壤及羅南に於ける内地佛

教各宗聯合の京城佛教慈濟會。仁川佛教悲田院、大田佛教慈濟會、光州佛教慈光會、平壤佛教廣濟會及羅南行旅病人效護所等あり、基督教に於ける事業は多く外國宣教師に依りて經營せられ、新舊各派を通じ學校には専門學校四、高等普通學校四、女子高等普通學校六、普通學校三十二の外、中等並に初等程度の男女學校百九十八、幼稚園百七十七、講習所及書堂二百二十三あり。又特殊の學校として盲啞學校一箇所を經營す。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭德病院外二十六箇所病院並に麗水、達城、義城、東萊に於ける癩病院あり、有料患者を取扱ふと共に貧困者に對し施療を行ひつゝあり。其の他社會事業には天主教の京城、仁川、大邱に於ける孤兒院、義州に於ける養老院、朝鮮耶蘇教長老會の東山病院嬰兒部、平壤養老院、昌信養老院、大同孤兒院基督教朝鮮監理會公州中央嬰兒院、聖公會の聖彼得孤兒院、救世軍の育兒ホーム、女兒ホーム婦人ホーム等あり。

第十二編 社會事業

第一章 罹災救助

水害、風害、火災、旱害、雹害、冷害其の他非常災害の罹災者にして救済の必要ありと認むるものに對しては韓國併合の際、朝鮮各道の府郡島に下賜せられたる府郡島臨時恩賜金一千七百三十九萬餘圓の利子の十分の一は道費凶歉救済費（昭和九年度豫算額）九萬六千四百三十一圓）及道費救恤費（昭和九年度豫算）五萬一千九百一十一圓）を以て、一面明治四十五年明治天皇及大正二年昭憲皇太后崩御に際し慈惠救済の資として下賜せられたる金額三十一萬五千圓及國庫の補助に係る金額十萬圓、合計四十一萬五千圓より成る恩賜罹災救助基金の利子を以て之に充て、種穀、種苗又は材料の給與、農具の貸付及給與、被服の給與、醫藥費の給與、應急救護を行へり。因に恩賜罹災救助金現在額は四十一萬五千圓餘にして、基金設定以來昭和八年度迄に支出したる金額は五十九萬二千六百八十七圓なり。更に非常の天災に際しては其の度毎に被害の程度に應じ御内帑金の御下賜ありて救恤の資に供せらる。併合以來昭和八年度迄既に三十一回に互り、合計金額二十四萬八千四百圓に及べり。

第二章 賑恤救護

一五八

老幼、不具、癡疾等生業を營むること能はざる者の救護賑恤に關しては恩賜賑恤資金を設定し、大正四年御大禮に際し下賜せられたる御内帑金二十萬圓、昭和二年二月御大喪に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月御大禮に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓を基本としより生ずる利子を以て(昭和九年度豫算)十萬八千七百三十七圓(窮民救助を爲しつゝあり)。現在被救助者一千四百七十七名にして何れも鴻恩に感泣し居れり。

行旅病人及同死亡人の取扱は、併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三萬圓分配殘額及其の預金中の利子合計二十六萬三千六百五十圓餘を以て、大正六年四月行旅病人救護資金を設定せり。

由來朝鮮に於ける行旅病人及同死亡人は、地方部落に於て部落民又は篤志家に於て之が救護を爲すの美風あるのみならず、其の事件發生亦多からざるを以て取扱上著しき支障を生ぜずと雖、人口稠密、往來頻繁なる都會地に於ては行旅病人又は同死亡人に關する事件漸く増加し、之が救護設備の必要を感ずること切なるものあるに鑑み、京城外二十二箇所に就き特に其の他の宗教團體、宗教家は篤志家を選定し此等の者の慈善事業として救護所を設けしめ、前記資金より生ずる利子を此等事

業經營の設備及維持費の一部に補助して其の發達を期しつゝあるが、己に補助したる總金額は昭和八年度迄に設備費三萬四千六百十圓、維持費十七萬五千七百十七圓に達せり。其の事業成績は何れも相當良好にして所在宗教家又は篤志家に依る自治的救護の基礎漸く確立せんとする傾向に在り、因に現在基金總額は三十二萬二千九百八十七圓餘に達す。

第三章 福利施設

一、公益住宅 都會地に於ける住宅拂底の實況に鑑み、其の經營を勸奨したる結果、漸次各地に之が普及を見るに至り、現在公益住宅を經營せるは京城、木浦、大邱、釜山、新義州、清津の六府及公州、海州の二邑に互り經營戸數約五百戸あり。

二、公益市場 食料品其の他の日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在公益市場を經營せるは京城、仁川、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、元山、清津、咸興の十一府及び興南、羅南の二邑にして、市場數二十三箇所、店舗數二千餘、一箇年の賣上高五百三十七萬餘圓に達せり。

三、共同宿泊所 勞働者に對し低廉にして設備良好なる宿泊所を供給し、生活の向上の産業能率の増進とを圖る爲、京城府、仁川府、平壤府及釜山府に於ては共同宿泊所を經營し、尙京城府に在

りては和光教園に於ても之が經營を爲せり。

四、簡易食堂 労働者其の他に對し簡易にして保健的なる食事を低廉に供給する爲、釜山府に於て之を經營せり。

五、公益浴場、公益洗濯場、公益理髮場 何れも低廉なる料金を以て一般者に利用せしめんとするものにして、各地に於て經營せられつゝあり。

六、公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として細民及小額所得者の最も廣く利用する所に於ては朝鮮に於ては典當舖と稱せられ、古くより之が普及を見たり。然れども此等は何れも營利を目的とするものなるを以て利用者側の蒙る不利益少からず、之が實情に鑑み、都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋設置の必要を認め、同四年度に於ては先づ必要差迫れる京城、釜山、木浦、大邱、平壤の五府に、昭和五年度に於ては清津、咸興、元山、新義州、京城、平壤の六府に、同八年度に於ては仁川、群山、大邱、釜山の四府及興南邑に設置し、國費より補助金を交付し、助成指導を爲しつゝあり。

七、小額生業資金 朝鮮農家總戸數の大部分を占むる小農は生産資金の融通を受くること困難なるを以て己むなく貸金業者、地主等より高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝあるも、固よ

り之に依りて生活の安定を期すべくもあらず、小農金融機關の必要洵に急なるものあり。右の如き實情に鑑み、昭和三年度より邑面をして小額生業資金の貸付事業を實行せしめ、小農者に對し低利且容易に小口の資金を融通し、以て生業を奨め、之に保護と指導とを加ふる爲、部落單位に依り一部落三十戸内外の小農を以て勤農共済組合を組織し、組合員の指導者として一組合に一名の勤農輔導委員を置き、勤勞主義の下に小農者の生活安定を圖りつゝありて、昭和八年度迄に實施したる資金總額は三百十餘萬圓に及び、勤農共済組合數は五千三、其の組合員數は十四萬六千餘人を算せり。

第四章 職業輔導

朝鮮は未だ工業股盛ならず、労働者は概ね農民より轉業したるものなる爲、淳朴にして且其の數少かりし關係上、大正六年迄は労働爭議として殆ど見るべきもの無かりしが、當時世界大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、労働者にして物價騰貴に基く賃銀値上の要求を爲す者増加したり。又同十年以後は財界の不況に依り賃銀値下に對する反對運動の爭議を見たるも、其の多くは失敗に了り、爲に其の數を減じたりしが、同十二年に至り社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帶

びたる爭議起り、近時又勞働爭議漸次増加せんとするの傾向に在り。
 輓近西北鮮地方に於ては鐵道、河川、道路、港灣等大規模なる土木工事の増加に依り勞働者の需要は激増の趨勢に在り、然るに同地方は人口稀薄にして勞働者の不足を告げ、支那人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年二月以降就職の爲旅行する勞働者の運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむるの外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節に資しつゝあり。朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度より公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの八箇所（京城、仁川、釜山、平壤（二箇所）新義州、大邱、咸興、）邑營のもの一箇所（川）私設のもの三箇所あり。

第五章 兒童保護

一、總督府濟生院 孤兒の養育及盲啞者の教育を掌るものにして、前者は養育部及附屬農場に於てし、後者は盲啞部に於てす。其の概況左の如し。

- イ、養育部 京畿道楊州郡蘆海面孔德里に在り、院兒は特別の事情なき限り滿十二歳まで里預けと爲し、學齡兒童は公立普通學校に通學或は部内に於て教育す。部内施設も學科は普通學校の教科課程に準じ、修業年限を四箇年とす。昭和九年十月末現在收容兒は二百五十一名なり。
- ロ、附屬農場 京畿道楊州郡蘆海面に在り、養育部の學科修了後身體健康にして勞働に適する者は全部農作に従事せしめつゝあり、昭和九年十月末收容兒は十六名なり。
- ハ、盲啞部 京城府新橋洞に在り、盲啞者に對する特種教育を爲す。其の教育は普通教育を施すの外實用方面に重きを置き、盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を課せり、昭和九年十月末現在生徒九十八名なり。

二、感化院 は不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關にして、總督府に於て大正十二年十月一日より咸鏡南道文川郡明孝面松田灣元海軍防備隊に開設し、之を永興學校と稱せり。昭和九年九月末收容者百十四名にして内、内地人十一名他は朝鮮人なり。學科は普通學校程度に依り之を課する外、農業、漁業、木工、裁縫の實科教授を爲し、將來自活の途を與ふることに努

めつゝあり。

第六章 救護・機關

總督府の施設に係る癩療養所を全羅南道小鹿島に置き、從來の道慈惠醫院は大正十四年四月道地方費に移管し道立醫院として診療に従事せしむ。道立醫院は各道廳所在地(京畿道、慶尙南道を除く)及仁川、水源、開城、公州、群山、南原、順天、濟州、安東、金泉、晋州、馬山、沙里院、鎮南浦、義州、楚山、江界、江陵、鐵原、元山、惠山鎮、城津、會寧、龍井、局子街の各地に設置し、尙水原醫院出張所を利川に、平壤醫院分院を鎮南浦に設け、醫院同様診療に従事す。又國境對岸地方に於ては東間島に在る朝鮮人の救療を目的とせる在間島龍井醫院、局子街醫院の外、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託し、僻難地在住朝鮮人及鴨綠江對岸地方に於ける朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を施行し、琿春地方に於ても亦同地の信用ある開業醫に救療を委託し、以て朝鮮人救療の途を講ぜり。

イ、診療の成績 併合以來昭和八年十二月末日迄各醫院に於て取扱ひたる總患者數は二千七百八十四萬七千三百六十二人にして、其の延人員實に五千四百六十萬九千五百十九人の多きに上

れり。

ロ、巡回診療 從來慈惠醫院に於て施行せる巡回診療は大正十四年四月道地方費に移管後も引き続き道立醫院に於て施行しつゝあり、巡回診療開始後昭和八年迄の總患者數人員百九萬七千九百九十九人、延人員四百八十一萬二千三百六十二人を算せり。

尙京城帝國大學醫學部附屬醫院、大邱平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦、看護婦を養成し、卒業者の大多數は官私立醫院等に就職し、いづれも相當の信頼を受けつゝあり、其の入學者の資格は小學校卒業程度とし、内鮮人を共收し、教育期間は二箇年、其の期間中毎月金十八圓の手當を支給せり。

ハ、恩賜救療施設 昭和七年八月農山漁村民の救療の資として向後三箇年毎年七萬五千圓宛、御内帑金下賜せらるゝ趣御沙汰を拜したるを以て、昭和七年度に在りては右御下賜金の外更に八萬千二百四十七圓を國庫より支出し、計十五萬六千二百四十七圓にて恩賜救療施設を實施し、昭和七年十月一日を期し醫療機關の設備なき地方二千百十二面には十五種の藥品延五百人分を包容せる救療箱を各面平均二個の割合を以て設置し、醫療機關の設備ある府邑面には四萬一千五百圓に相當する診療券を配付し、官公私立病院開業醫等にて診療を受くるの途を講じ、尙右

に依る能はざる重症患者に對しては特に入院料を交付し、入院治療に依り徹底的救療を受けしむることとし、所要經費四萬二千百圓を計上し、就れも醫療の資に窮せる者を救療しつゝあるが鴻大なる皇恩に浴せる民衆は只管本施設の惠澤に感泣しつゝあり。

第七章 社會教化

一、地方改良

イ、優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化、農村振興に貢獻し、其の成績優良にして特に模範とするに足るを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付しつゝあり、昭和二年度以降同八年度までに二百四十二團體を助成せり。

ロ、勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵、繩、吠、草鞋の製作及布織、養蠶、養鶏に従事せしめ、又冠婚喪祭の費用其の他の冗費を節して之を貯蓄せしめたるに、効果見るべきものあり。

ハ、篤志者の表彰 大正三年以降面長、府面吏員、學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして他の模範とすべき者及産業、土木、教育、救濟其他公共事業に功勞ありて地方の儀表たるに足る篤行者に就き、本府に於て之を表彰すると共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方

民心の作興に資しつゝあり。

ニ、郷校財産 郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成り、公共的性質を有して殆ど不動産に屬す。現行郷校財産管理規程は専ら文廟の維持と社會教化事業の施設に使用し、府尹、郡守、島司をして管理せしむるも、其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽きて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期せり。

三、社會教化

イ、青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約一千五百、團員數約十萬五千人にして、内地人團體約百七十、團員數約七千二百人、朝鮮人團體約一千三百、團員數約九萬六千人、内鮮人合同團體約三十、團員數約一千六百人なり。内地人側青年團體は其の形式、事業、目的等内地の青年團と擇ぶ所なしと雖、朝鮮人側のものに在りては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るゝもの多く、斯くしては青年團體本來の使命に副はざるのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善

導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨すると共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金主付の途を開きたり、昭和七、八兩年度助成金を交付せるもの百二十七團體なり。

ロ、巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導、民風作興、生活改善、勤儉貯蓄の奨励、民力涵養等に資しつゝあり。

ハ、郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪、李栗谷等の碩學鴻儒の力に依り廣く行はれたる郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものなれども、民風改善、相互扶助等を目的とするものにして、よく一般の人心を支配し、効果少なからざるものありしに鑑み、之を復興助成し、更に時代に即したる施設を加味し、之が普及を奨励することとせり。

ニ、婦人の教養施設奨励 青少年の教化、生活改善等は一家の主婦たる婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものあるを以て、其の教養施設の普及及奨励を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期すると同時に、彼等の自覺を喚起するに努めつゝあり。而して優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることとせり

昭和七、八兩年度の助成金を交付せるもの百二十七團體なり。

ホ、パンフレットの刊行 社會教化の一助として、適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布す。

ヘ、體育運動の奨励 體育運動に依りて青少年の心身を鍛練し、明朗快活なる情操を養ふこととせし、又一方都會地の青少年團體は専ら運動の競技を通じて思想善導の一助に供せんことを期し、其の施設に對し補助金を交付することとせり。昭和七、八兩年度の助成金を交付せるもの廿三團體なり。

ト、活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、産業、教育、社會事業等の一斑を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光、文物其の他模範とすべき事物を映畫に依りて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信頼の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるが、映畫は教化方面に最も有効の施設なるを以て、益此の方面に利用することに努めつゝあり。

第八章 經學院

一七〇

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することとせり。本院には大提學、副提學、司成、直員等の職員を置きて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活せり。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彛倫の扶持、人心の啓發に努めつゝあり。

第九章 明倫學院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産寄附金を以て維持することとし、同年五月開院せり。本院は修業年限三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普

及振興を期することとせり。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡す、教科目は儒學及儒學史、國語、東洋哲學、漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託す。

第十章 圖書館

圖書館は社會教育上最も重要な機關なるを以て、本府に於ては從來之が實現に努めたりしが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手せるが、速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館せり。尙同十五年四月婦人閱覽室、特別閱覽室、調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始せり。藏書數は十五萬五千三百九十四冊にして、閱覽者平均一箇月二萬千餘人の多きに達し漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齋す効果少からざるを信す。將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期すると共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講演會を開催し、以て民衆の教化を期す。この外公私立圖書館約五十を算す。

第十三編 財政

第一章 歲計

一七二

韓國政府時代に於ける財政は紊亂の極に達し、財政に宮中府中の別なく、紅蔘專賣、驛屯土、鑛稅、企業特許收入等は宮中の管理に屬し、毎年の歲計豫算も一片の形式に止まり、各官廳は任意に支拂命令を發し、特に甚だしきは各官廳がその收入を直接支出し、國庫はこれを與り知らぬが如き奇態を演じ、稅制の不備不統一なる上に、暴官貪吏隨所に誅求を恣にし、加ふるに幣制亦錯雜紛亂して私鑄偽造が盛んに行はるゝと云ふ有様であつた。明治三十七年八月日本財政顧問就職以來、銳意稅制財政の刷新を計つたが、積弊の久しき容易にその目的を達する能はず、同三十九年二月統監府の設置さるゝや、先づ宮府混淆の是正、租稅制度の改革、會計法の勵行等によりて財政の一大整理を行ひ、同四十年日韓條約の結果、行政各府の擴張、各種事業の發展に伴ひ歲出著しく増加し、到底その支出を辨じ難きを以て、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に、總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利無期限を以て貸付けの協約を締結したが、同四十三年八月日韓併合となりたる爲め、内一千四百二十八萬二千六百二十三圓だけを授受したのである。

韓國併合に依り明治四十三年八月朝鮮總督府特別會計設置後は、新領土開發上諸種の企業を必要とし、經常歲入を以て到底豫期の施設を爲すことは出来ないもので、四十三年度には中央政府の一般會計より二百八十八萬五千圓、同四十四年度、四十五年度には各一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎ、爾後諸般の事業を整理し、經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ更に同三年度以降五箇年を期して朝鮮特別會計の獨立計畫を實行し、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて行政費を節約し、他方に於ては諸稅の増徴並に新設を行ひ、以て同八年度には全く中央政府からの補助を仰がぬやうになつたのである、その後時運の進歩、世態の變遷人心推移に鑑み、更に教育機關の擴張、警察制度の改革、衛生設備の整頓、其他諸般行政の刷新を行ふこととなり、これに伴ひて大に經費の増加を來し再び補充金を要するやうになり、大正九年度には一千萬圓、同十年度には千五百萬圓、同十一年度には千五百六十萬圓、同十二年度には千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の結果前年度と同額、同十四年度及び同十五年度に於ては災害費の財源を含み、前者に於て一千六百五十五萬餘圓、後者に於て一千九百四十四萬餘圓、昭和二年度、同三年度、同四年度同五年度及び同六年度に於ては各一千五百萬圓、七年度及び八年度に於ては千二百五十萬圓の補充を受け、併合以來一般會計からの補充金は總額二億七千六百餘萬圓に達する。

一七三

前年度剩餘金繰入	三、五〇〇	營林費	四、八五三
公債及借入金	三五、四七六	國債整理基金	二五、一六三
其他	二四八	特別會計繰入	五、七一九
計	五三、三二一	恩給負擔金	二、五〇〇
總計	二五八、六〇四	豫備金	一八、三三七
其他計	四、三三三	鐵道建設及改良	八五〇
計	一八四、二〇〇	砂防事業費	五、四九三
歲出臨時部	一九、九三六	耕地改良及擴張費	六二〇
補助及獎勵費	三、一三三	鹽田築造費	二、〇八六
營繕費	九、四五三	北鮮開拓事業費	九九四
土木費	一、八〇〇	滿洲事件費	八、九三五
歲出經常部	三、九二三	臨時米穀移出統制費	一、〇七七
李王家歲費	三、四三三	災害費	三、五九〇
總督府	四、四一七	其他	七四、四九二
裁判所及供託局		計	二五八、五九一
刑務所		總計	

更に朝鮮に於ける人口一人に對する歲入歲出額を見る、明治四十三年度には歲入一圓六十八錢歲

出一圓三十七錢であつたものが、昭和九年度に於ては 入歲出共十圓六十八錢に膨脹して居る。

第二章 公債

朝鮮總督府の特別會計は併合以來大に膨脹し、特に歲出の増加著しき結果、到底朝鮮自體の收入及び中央政府よりの補充金のみを以ては、その需要に應ずる能はず、道路、海關、鐵道、專賣、治水等の經費の爲めには、勢ひ相當多額の公債及び借入金に頼らざるを得なかつた。明治四十三年度末に於て朝鮮總督府特別會計の國債額は二千百七萬餘圓であつたものが、大正九年度末にはその現在額實に七倍の一億四千七百五十七萬餘圓に増加し、昭和八年度首には更に四億三千百八十七萬圓に達した。諸般施設の改善と産業振興の途中にある朝鮮としては、今後も國債の増加は避け難いこととて、國債元利金支拂額が歲出の重要費目を占むるに至れるも亦當然の歸結であらう。

朝鮮總督府公債及借入金 (昭和八年首現在)

種別	金額	利率	据置年限	借入先	償還年限
起業資金債	一三、六三、九〇〇	六分五厘	十箇年	日本興業銀行	昭和八年
第一回四分利公債	六三、六六〇	九分八厘	十箇年	公募	同四十四年

事業費資金借入金	三、四七、二二〇	四分五厘	大藏省預金部	同	八年
五分利國庫債券	三三九、二三、六五二	五分	預金部・交付	自昭和九年	
四分利國庫債券	三三、八七〇、六三六	四分五厘	公募	至同六十九年	
五分利公債	一〇五、八五、四三三	五分	公募	昭和三十九年	
行政整理賜金公債	三、八二七、七六七	五分	交付・公募	昭和三十四年	
旱害救済一時借入金	八、七五〇、〇〇〇	五分	交付	昭和三十二年	
朝鮮貴族保護資金	一、九六〇、〇〇〇	五分	預金部	昭和八年	
借入金			預金部	自昭和六年	
滿洲事件費公債	四五六、九六六	四分五厘	日本銀行	至同十九年	
合 計	四二、八七六、三〇四			昭和二十一年	

右の公債及び借入金の中起業資金公債及び第一回四分利公債は舊韓國政府の起債に係り、道路修築、海關工事、水道工事、金融及び官業の資金、土地調査、教育及び衛生設備等に使用し、旱害救済費一時借入金八百七十五萬圓を除く其他の國庫債券及び借入金は、朝鮮總督府特別會計設定後、朝鮮事業公債法に依り起債したるものにして、鐵道の建設及び改良、道路の修築、海關工事等の諸費を支辨し、大正九年度に於ては、醫院新營、警察官署新營、警備電話擴張、監獄新營、鹽田擴張

及び平壤鑛業所擴張等の諸費に使用し、同十年度に於ては更に煙草專賣創業費をも支辨し、同十一年度に於ては電信電話整備費及び砂防事業費をも支辨し、次で同十二年三月公債及び借入金限度を三億九千三百七十萬圓に擴張せられたが、更に昭和二年三月二十九日法律第十一號を以て朝鮮事業公債法を改正し、その防度を六億三百七十萬圓に改め、昭和二年度以降は鐵道の建設改良及び私設鐵道の買収のみを公債に依ることとした。而して國債の償還は大正十一年以降はなかつたのであるが、昭和五年より政府の豫算編成方針に基いて、總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、以て所屬國債の償還に充つることとなつた。

第三章 租 稅

韓國併合前に於ける朝鮮の租稅は、地稅と戶稅が主なるものであつたが、その制度は實に不完全にして、法規の不備、官憲の私曲の爲めに、一方に於ては租稅の誅求あり、他方に於ては公課の脱漏あり、國民負擔の均衡を失し、經濟の發達を阻害すること大なるものがあつた。そこで明治三十七年日本の保護の下に立つてからは、銳意稅制の整理及び徵稅方法の改善を行ひ、課稅の公平、負擔の適正を計ることを期し、漸を追うて面目を改めて居る。即ち大正十五年に於て將來に於ける朝

鮮國稅體系の根本方針が決定せられ、これに基き昭和二年先づ營業稅及び資本利子稅を創設して收益稅制度の整備を圖り、續いて消費稅に於て骨牌稅の創設、交通稅に於て登録稅、印紙稅、取引稅の改正を行ひ、昭和九年度に於て租稅體系の中樞たるべき第二種及び第三種所得稅を創設する外、相續稅、清涼飲料稅を設け、地稅、酒稅の改正を行ひ、こゝに多年の懸案であつた國稅の體系は全く整備せられ、負擔の均衡をも實現せらるゝ事となつたのである。かくて現行國稅の種類は、直接稅に地稅、所得稅、營業稅、資本利子、相續稅、取引稅、釐稅、間接稅に酒稅、砂糖消費稅、清涼飲料稅、關稅、噸稅、出港稅、骨牌稅、交通稅に登録稅、取引稅、印紙稅、朝鮮銀行券發行稅の合計十八種となつて居て、これを内地の稅種と比較するに織物消費稅を缺き關稅の一種として移入稅を存する點を除いては全く同一となつたのである。而して明治四十四年度の租稅收入豫算額は一千八十七萬一千圓であつたが、昭和九年度に於ては四千六百九萬六千圓となり、實に併合當時に比し四倍餘の増加になつて居る。從來稅務事務は地方一般行政廳にて取扱はれて來たが、一般所得稅の創設を機とし稅務機關の特設を見るに至つた。新機關の組織は、京城、平壤、大邱、光州及び咸興の五箇所に稅務監督局を置き、その下に九十九箇所の稅務署を置き、稅務監督局は稅務署を統轄し、稅務の第一線に立ち、直接民衆に接することになつたのである。

租稅收入豫算額

(昭和九年度)

稅目	稅目	稅目
地稅	清涼飲料稅	二一六、四八〇
所得稅	砂糖消費稅	二、四一九、三〇九
營業稅	關稅	九、〇〇八、六三三
資本利子稅	噸稅	三八、五三一
相續稅	出港稅	六六、八〇八
取引所稅	朝鮮銀行券發行稅	七、三五五
釐稅	計	四六、一九六、三九
酒稅		

尙ほ國稅の外に、地方稅、府稅、邑面賦課金、學校費賦課金及び學校組合費を加へた朝鮮に於ける直接稅負擔額は左の如くなつて居る。

直接稅負擔額

(昭和七年度)

府	戸數	人口	稅額	一戸當平均	一人當平均
内地人	六三、二〇三	二七、〇〇八	六、七一、〇〇八	九七、六六六	三、〇七〇
朝鮮人	一四、三〇八	九六、〇〇六	二、三二、八三九	二、〇八九七	二、〇四九六
外國人	三、五七七	一六、三三四	一七二、九二八	四八、〇六三	一〇、五九六

計	三六一、〇八八	一、二二三、三三八	八、六四五、八三三	三三〇、二四九	七〇、一三三
郡	内地人	六六、七四五	三三、四四四	七、四三三、一四八	一一〇、三六六
	朝鮮人	三、五七七、九三六	一九、一一一、二六七	四、八六八、二六〇	一一〇、九八一
	外国人	六、三六三	三三、九二七	二〇四、四五九	三三、一三七
島	計	三、六五一、〇三三	一九、三六六、六三八	五〇、五五五、八六八	一一三、八三三
					二〇、六〇五

第四章 財政 地方

道、朝鮮の地方團體には、道(内地の府)、府(内地の市)、邑面(邑は内地の町に、面は村に當る)、學校費(朝鮮人事務を)、學校組合(内地人の教育事務を處理す)がある。道は昭和八年四月一日新に設けられた制度にして、從來の道地方費の事務を繼承し、汎く道の公共事務を處理し得るに至つた。道の財政の内地の府縣に比すれば未だ著しく財源に乏しいのであるが、交通、産業、教育、衛生等の開發の初期とも謂ふべき朝鮮の現状に於ては、道に於て施設すべき事業の範圍は却て廣汎である。道の財政は道税を主とし、國庫補助金、使用料、手数料等を以てその歳入に充て、各般の事業費を支辨するのである。昭和五年度の歳計は歳入出各三千二百五十六萬餘圓であつたが、昭和六年度からは向ふ三箇年を期し

窮民救済の目的を以て土木事業を企劃し、預金部資金、其の他の起債に依り、これを實施することとし、昭和八年度には六千三百二萬二千餘圓に上つたのである。道税の種類は、地稅附加稅、所得稅附加稅、戶稅、家屋稅、林野稅、特別所得稅、屠場(屠畜)稅、漁業稅、車輛稅、不動産取得稅の十種、千九百十八萬二千餘圓、即ち經常歲入の約八割を占め、一戶當平均負擔額五圓二十六錢であるが、昭和八年には林野稅を新設し一町步平均二十三錢以内を賦課することになつた。道の收益財産は未だ僅少の額に過ぎないが、韓國併合の際各府郡島に配與せられた臨時恩賜金千七百三十九萬八千圓を基金として維持し、道知事これを管理して、その利子年額百萬圓を道費に受入れて、授産、教育、社會救済の資に充て、居る。

府、府の經濟はこれを一般經濟と特別經濟とに區分し、特別經濟は更に第一部特別經濟と第二部特別經濟とに區分せられる。一般經濟に於ては、府稅、使用料及び手数料其の他の收入を財源として府勢の進展、文化の發達に伴ふ都市的施設に努めた結果、現在では道路橋梁の維持修繕、市區改正、傳染病院、隔離病舎、墓地、火葬場、公園、市場等の經營、消防、行旅死亡人、遺棄兒等の救済、貧民救助、傳染病豫防、上水道、下水道、病院、汚物掃除、公益質屋、公設浴場、公設宿泊所、公設市場、公設運動場、共同洗濯場、人事相談所、職業紹介所、簡易食堂、府營住宅、圖書館、青

年訓練所等の施設を爲し、平壤府に於ては電氣電車及び乗合自動車事業を、大邱府では乗合自動車等を經營して居る。昭和八年度に於ける府の一般經濟豫算は通計して一千五百十四萬四千八百二十五圓に達して居る。而して經常歳入の主なるものは、府税、使用料及び手数料であるが、府税として賦課するものは、國税及び地方税の附加税と特別税で、左の種類、制限に依り賦課することが出来る。

地稅附加稅	地稅の百分の六十
所得稅附加稅	所得稅の百分の七
營業稅附加稅	營業稅額
取引所稅附加稅	取引所稅の百分の五十
家屋稅附加稅	家屋稅額
車輛稅附加稅	車輛稅額
特別所得稅附加稅	特別所得稅の十七分の七

特別稅としては府の實情に鑑み、戸別稅其他に應じ、別に稅目を設けて賦課するものであるが、現に存する稅種は、戸別稅、特別戸別稅、特別營業稅、雜種稅、助興稅、埋築免稅地坪數割、土地增價稅又は土地坪數割である

第一部特別經濟は府内の内地人教育に關する經濟を分別したもので、各府を通じ、小學校、高等

女學校實業學校、實業補習學校、幼稚園を經營して居り、その豫算は昭和八年度に於て三百四十六萬七千四百四十六圓に達して居る。第一部特別經濟に屬する府税は、内地人の負擔する戸別稅で、その一戸當平均負擔額は二十二圓七十四錢とあつて居り、教育施設の擴張充實に伴ひて、負擔は漸次増加の趨勢を示して居る。第二部特別經濟は、主として府内の朝鮮人教育に關する經濟を分別したもので、初等教育施設たる普通學校及び實業補習學校を經營して居る。昭和八年度豫算は各府を通じ、百九十五萬一千七百四十三圓となつて居るが、その主要財源たる府税は戸別稅及び家屋稅附加税にして、その負擔額は平均三圓六十一錢に過ぎないけれども、負擔力乏しき朝鮮人經濟の實情に照らし決して輕稅とは稱し難く、前記教育機關の生徒數の増加及び施設の充實に伴ひその負擔は急激に増加を來しつゝある。

邑面 邑面はその邑面に屬する收入を以て、邑面の必要なる費用及び法令に依り邑面の負擔に屬する費用に充て、仍不足あるときは、邑面稅及び夫役現品を賦課徵收し得るのであるが、邑面稅として賦課することを得るものは、國税及び道稅の附加稅、並に特別稅である。而して特別稅の主たるものは戸別稅の外、特別營業稅及び雜種稅であつて、其他臨時的性質のものとしては、土地坪數割、建物割、段別割等である。現在邑の數は四十九、面の數は二千三百九十七あるが、昭和八年度

に於ける邑面の豫算は總額二千三百九十一萬六千三十九圓(内邑の豫算三百七十五萬七百二十六圓)にして、現在邑面の所有する基本財産は現金一千二百二十二萬六千八百十三圓九十四錢、土地、家屋、山林とを合して二千六百九十九萬一千八百十五圓九十九錢に達する。邑面事公共通したる主なるものは、土木に於て道路、橋梁、渡船、及び堤防、排水、勸業に於て模範林、苗圃、市場、採種田畝、蠶業、造林、畜産、衛生に於て屠場、墓地、火葬場、隔離病舎、上水下水、清潔消毒、傳染病豫防、警備に於て消防、及び水防等で、その他特殊のものとしては、電気、公會堂、公園、運動場、荷揚場、繫船場、港灣又は行旅病舎等を經營して居り、最近に於ては青年訓練所の設立經營等漸次事業内容の充實擴張を示して居る。

學校組合 學校組合は法人であつて、その區域内に住所を有する内地人を以て組合員とし、その監督を受け、法令の範圍内に於て、主として内地人の教育に關する事務を處理し、従前から屠場、火葬場、墓地等を經營し來つた組合に對しては、附帶事業として當分の内その繼續を認めて居る。組合は營造物の使用に付使用料を徴收する外、組合財産より生ずる収入、組合に屬する収入を以てその經費を支辨し、仍不足する場合は組合費及び夫役現品を賦課徴收するを原則とするが、多くは創立日猶ほ淺く、収益財産として見るべきものがない爲め、主要財源は常に組合費の負擔に俟つの餘

儀なき狀況に在り中には維持困難なものがあるので、主として經常費に對し、年々國庫より補助を與へつゝあるが、その額が甚だ少額で、授業料収入と合せて、組合費總額の僅に二割七分に當るに過ぎない。然るに時運の進展に伴ひ内地人教育の完備充實を期する必要上、組合の財政は益々膨脹し従つて組合員の負擔は年と共に増加しつゝあり、昭和八年度の學校組合數は四百三十八に達し、その豫算は通計して、三百二十三萬二千八百八十二圓に及び、一戸當平均負擔額二十二圓五十六錢となつて居る。

學校費 學校費は普通學校、その他朝鮮人の教育に關する費用を支辨するため各郡島に置くもので、學校費は賦課金、使用料、補助金、財産收入、及び其他の収入を以て財源とするものであるが、學校費の經營する學校數は昭和八年五月末現在に於て公立普通學校二千十五、實業補習學校七十七を算して居る。昭和八年度に於ける總經費に對する財源の割合を見るに、補助金は總額の四割六分を占め、賦課金二割二分、授業料収入の二割これに亞ぎ、其他は寄附金、財産收入、雜收入で、昭和八年度の學校費歲計總額は千四百四十六萬二千三百七十圓であり、一戸平均賦課金は八十七錢九厘であるが、その經費は年々増加の一方に在り、民力の現状より見てその負擔は決して輕からざるものである。

第十五編 金融

第一章 金融機關

一八八

往時に於ける朝鮮には、銀行なる金融機關はなかつたのであるが、明治十一年釜山に、東京の第一銀行が支店を設けたのを嚆矢とし、爾後元山、仁川の開港に伴ひ、こゝにもその出張所を設け、次いで明治二十三年以來長崎の十八銀行が仁川其他各地に支店を設け、明治二十五年七月以來第五十八銀行(後第三百十銀行と改稱し、更に安田銀行に合併せられた)もまた各地に支店を設置したが、明治三十二年には始めて朝鮮側の銀行大韓天一銀行(現在の朝鮮商業銀行)の創立を見、明治三十六年には漢城銀行、同三十九年には韓一銀行と朝鮮人經營の銀行が追々設けられたのである、けれども當時の金融界は極めて幼稚なもので、中央と地方との金融の疏通は外割と名づくる弊害の多い制度により、公金を一時融通して間に合せ、市中の商取引は於音と稱する甚だ不完全な約束手形によつて行はれるといふ有様で、これ等に伴ふ弊害は著しく、明治三十七、八年には於音の濫發と白銅貨の濫鑄により、恐慌を惹起するに至つた。事態かくの如くであつたから、明治三十七年財政顧問の就職以後は、從來の金融界の宿弊を一掃し、財政の基礎を固むるを急務とし、爾來數年に互

つて金融界に各種の施設が講ぜられたのである。即ち明治三十八年には第一銀行に對し、明治三十五年以來その發行を許されて居た同行銀行券の無制限通用を公認して中央銀行の任に當らしめ、又恐慌のため經營困難に陥つた大韓天一及び漢城の兩銀行を援助し、商品金融の便を開くため、政府保護の下に明治三十八年十二月、漢城共同倉庫株式會社を京城に設け、以て商品擔保貸付に便し、同時に於音を撲滅して信用取引の基礎を固むるため、京城、平壤、大邱を初め、各地に手形組合を組織せしめた。更に地方金融の疏通を目的として、明治三十九年には農工銀行條例を發布し、政府保護の下に全國樞要の地十一箇所に農工銀行を設置し、倉庫業をも兼營せしめたが、後合併して京城、平壤、大邱、全州、光州、元山の六箇所となつた。明治三十九年十月には、日本興業銀行が京城に支店を設置して韓國、々債の引受、農工債券の應募等に活動し、明治四十三年韓國銀行に業務を引繼いで撤去した。また下層農民の小額生産資金々融のため、明治四十年五月、地方金融組合規則を制定して各地にその設置を勸奨し政府はこれに對し、資金の交付、經費の補助、農業技手の配付等厚き保護を與へ、以て小農氏の金融疏通と、農事の改良とに力を致さしめ、その結果として爾後毎年十乃至三十の組合が増設され、遂ひには今日の金融組合の隆盛を致す根源を成したのである而して明治四十一年には拓殖移氏の業と、殖産資金の供給との爲め、東洋拓殖株式會社を起し、翌

四十二年初めて韓国銀行と名づくる中央銀行が設立せられ、從來第一銀行の取扱へる中央銀行業務を行はしむることとなつた。

明治四十三年韓国併合後は、諸般の施設著しくその歩を進め、經濟界も亦大いに面目を改むるに至り、各種金融機關も時代に應じ改廢整理せられ、以て今日に及んだのである。即ち明治四十四年朝鮮銀行法が發布せられ、從來の韓国銀行はこれを朝鮮銀行と改稱し、鮮内のみならず、支那、露西亞に迄その手を延し、明治四十五年漢城共同倉庫會社は朝鮮商業銀行（大韓天一の改稱）に、手形組合はこれを農工銀行に合併せしめ、大正元年には初めて銀行令を制定し、以て普通銀行の設立經營に關する準據法規の從來内鮮人間異なるものを同一法規に統一した。また大正三年には農工銀行及び地方金融組合をして、時代の推移に順應し、益々機能を發揮せしむるため、農工銀行令及び地方金融組合令を發布して、その業務の範圍を整理し、更に大正七年各農工銀行を合併統一して、資本金一千萬圓の朝鮮殖産銀行を政府の特殊の保護監督の下に殖産資金に供給調節に任せしめ、更に昭和三年十二月内地新銀行法に倣いて從來の銀行令に種々改正を加へ、組織を株式會社に限定すると共に、新設銀行の資本金を二百萬圓、現在銀行には向ふ五箇年間に百萬圓に増資することとし昭和四年一月一日よりこれが實現を見たのである。更に鮮内に於ける貯蓄預金の増加に鑑み、預金

者保護の見地より貯蓄銀行令を制定し、昭和四年七月一日よりこれを実施し、同時に本令に遵據した資本金五百萬圓の朝鮮貯蓄銀行の設立を見、斯くて經濟界の進展は銀行の新設合同増資となり、朝鮮に於ける銀行業の發達を促したのである。尙ほ下層金融の改善充實を期するため、大正七年地方金融組合令を金融組合令と改め、その内容を改正して時代に適應せしむるとともに、村落組合の増設、都市組合、及びこれらを統制する地方的中樞機關たる聯合會の新設を劃し、一面殖産銀行と連絡を保たしめて資金疏通の路を確保し、他面政府の特別の保護監督の下に業務の堅實を期し、以て今日の聲價を博する迄になつたのである。處が金融疏通の傍系機關として無盡業者竝に信託業者の増加活躍漸く顯著となつて來たので、昭和六年六月朝鮮信託業令竝に大正十一年四月朝鮮無盡業令を發布し、信託業及び營業無盡の取締監督を嚴にすることとなつた。今試みに併合當時と最近に於ける金融機關の状態を比較すると左の如くなつて居る。

金融機關比較表

銀行	金融組合	東拓拂込	積立金	銀行券	殖産債	領金	貸金				
本店	組合数	店資本込	發行高	發行高	發行高	發行高	發行高				
支店	聯合會及	支店資本込	發行高	發行高	發行高	發行高	發行高				
出張所	支店	支店資本込	發行高	發行高	發行高	發行高	發行高				
明治四十二年末	三	五九	二七	一	一九、五九九	五四〇	三〇、二六三	一	千円	一八、八四五	四、二〇七

昭和八年九月末 一三 一六二 六七四 一四 九六二、三〇七、二〇、五八二、一五、六九〇、二五、一、六〇二、二六、七、二四、一、四九九、九三〇
備考 銀行の鮮外支店出張所は含まず。

更に最近に於ける朝鮮の金融機關の大勢を一瞥するに便ならしむる爲め、左に金融機關一覽表を掲げる。

金融機關一覽表 (昭和八年九月末現在)

銀行	朝鮮 銀行	朝鮮 殖産 銀行	朝鮮 貯蓄 銀行	普通銀行		東拓	計	金融組合	金融組合 聯合會
				朝鮮に本店を有するもの	内地に本店を有するもの				
本店	1	1	1	10	1	1	13	674	1
鮮内支店出張所数	10	53	2	90	16	9	170	172	13
資本金	40,000千円	50,000千円	5,000千円	26,425千円	1千円	101,435千円	1,349,944千円	2,784千円	2,600千円
政府貸下金	7,600	1,459	—	165	—	—	79,334	4,043	2,600
準備金積立金	5,521	3,100	169	4,090	—	—	21,800	15,130	430
前期繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銀行券發行高	1,569,000	—	—	—	—	—	1,569,000	—	—

債券發行高	—	251,603	—	—	—	—	251,603	—	—
領金現在高	42,467	73,564	29,096	73,211	48,994	3,752	270,993	107,778	50,563
貸出金現在高	61,740	38,101	7,074	85,785	17,203	80,378	580,280	137,091	64,736

備考 銀行の鮮外支店出張所は含まず。

即ち昭和八年九月末現在では、十三の銀行本店、百七十八の銀行及び東拓の支店出張所、六百七十四の金融組合が朝鮮金融界の樞軸を爲して活動し、その拂込資本金約七千三百萬圓、政府貸下金八千六百萬圓、合計一億五千九百萬圓を基礎として、その上に四億二千九百萬圓の預金と、七億八千二百萬圓の貸付金を有し、以て朝鮮經濟界を培養して居るのである。然しながら朝鮮の金融機關の活動は未だ充分でないから、その内容の充實と普及を計り、以て資金の供給を潤澤ならしめ、金利を低下せしむることは最も急務である。

第二章 銀行

イ、朝鮮銀行 朝鮮銀行は朝鮮に於ける中央發券銀行にして、現在の資本金は八千萬圓を減資して四千萬圓となし、銀行券の發行高の多い時には一億六千萬圓に上つたことがあるが、昭和八年九

月末では一億一千五百萬圓となつて居る。鮮内貸出高は六千七百七十四萬圓あり本業の傍ら普通商業金融をも行つて居る。

本店を京城に置き朝鮮内樞要地に支店を設け、尙ほ爲替の調節及び貿易助長の爲め、東京、大阪、神戸、下關、安東縣、大連、奉天、新京、哈爾濱、開原、營口、龍井村、遼陽、鐵嶺、旅順、四平街、傳家甸、小西關、青島、上海、天津、米國紐育等に支店、出張所又は派出所を設置し、滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲め商取引に困難を感ずるを以て、大正五年六月十二日以來五拾錢貳拾錢拾錢の小額支拂手形を發行し補助貨普及するに及び、昭和三年三月以降新規發行を中止せるが、昭和七年三月より再びこれが發行を見るに至り、昭和八年九月末に於ては發行高百二十二萬圓である。

年次	公稱	資本	拂込	積立	政府	借入金	預金	貸出	銀行
	資本	資本	金	金	金	金	金	金	發行高
昭和八年末	40,000	25,000	5,301	84,100	155,001	225,005	354,509	148,766	
鮮内									65,186
昭和九年	40,000	25,000	6,101	75,700	151,090	238,400	346,966	135,057	
鮮内									30,333
九月末									55,361
鮮内									67,160

ロ、朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金三千萬圓にして本店を京城に置き、樞内樞要の地に支店五十三、派出所七を置いて左の業務を営み、尙大阪に支店一を設置せり。本店は左の業務を営む。

(一)五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の権利を擔保とする貸付(二)五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付(三)法令の規定に依り設定したる財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付(四)農業者又は工業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付(五)公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付(六)金融組合、漁業組合其他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付(七)朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要なる貨物を質とする貸付(八)國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付(九)爲替及荷爲替(十)公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を営むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受(十一)擔保附社債に關する信託事業(十二)預り金又は地金銀、有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督應募又は引受十一擔保附社債に關する信託事業十二預り金又は地金銀有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金銭出納の取扱を爲すのみならず朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座越並諸手形割引の業務を営む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けたる債券及社債券現在高を超

過することを得ず) 債券を発行することを得。

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	債行高	預金	貸出金	政下府金
昭和八年末	30,000	10,000	11,103	15,482	84,777	251,585	1,499
昭和九年九月末	30,000	10,000	11,343	24,807	79,556	347,533	1,499

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金五百萬圓にして本店を京城府に、釜山府に支店及出張、平壤府及仁川府に支店を置き、更に朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所(本店、釜山、平壤及仁川支店草梁)を其の代理店と爲す。

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	預積金	貸付金	所有價證券	預け金
昭和八年末	5,000	2,500	140	3,139	8,520	13,661	1,755
昭和九年九月末	5,000	2,500	300	3,875	10,441	35,484	906

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立増加せるのみならず、内鮮人間經濟關係の密接となるに隨ひ内鮮人合同經營に係るもの出現するに至りしを以て、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀

行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互り改正を行ひ來りたるも、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたりしを以て、昭和三年十二月之が改正を行ひ翌四年一月より施行せり。昭和九年九月末現在普通銀行は朝鮮に本店を有するもの八、其の支店出張所九十三、内地に本店を有する銀行の支店十六なり。

普通銀行一覽

昭和九年九月末現在

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	9,953	4,975	1,721	165	31,250	45,442
漢城銀行	3,000	1,875	476	—	19,682	36,180
東一銀行	4,000	2,775	83	—	11,266	15,746
海東銀行	2,000	800	53	—	1,801	2,078
湖南銀行	2,000	1,375	476	—	4,374	5,169
慶尙合同銀行	2,250	1,331	159	—	2,885	3,768
大邱商工銀行	1,000	330	7	—	4,479	3,379
釜山商業銀行	1,500	750	355	—	4,179	3,408
第一銀行支店	—	—	—	—	27,062	7,898
安田銀行支店	—	—	—	—	13,766	4,380

十八銀行支店	—	—	—	七、三九五	七、七三三
山口銀行支店	—	—	—	三、四八二	四一六
合 計	二五、六七五	一四、三三二	四、〇五二	一六五	二五、五九六
昭和八年末	二六、〇七五	一四、三七二	三、七二四	一六五	二六、〇〇〇

備考 香港上海銀行代理店一箇所存するも掲記せず。

ホ、信託會社

朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始せるものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代出現するに及び、本業を營むもの簇出し爾來漸増せるが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月施行せられたる擔保附社債信託法あるのみにして、一般信託業を營むものに對しては直接適確なる指導監督の方法を缺きたる處、昭和六年六月朝鮮信託業令公布せられ（昭和六年十二月一日より施行）此等信託業者に對する指導監督の法規整備するに至り、當時現存せし所謂信託會社二十社中朝鮮土地、共濟（以上京城）群山（以上群山）南朝鮮・釜山（以上釜山）の五社は同令に依り營業の免許を受けたるが、昭和七年十二月朝鮮信託（京城）設立してより、同社は昭和八年九月群山信託を買收したるを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買收を完了し、支店を群山、釜山、木浦、平壤に設置したり

へ、東洋拓殖株式會社 朝鮮に於ける拓殖事業の經營及び殖産資金の供給を目的として設立せられ其の後業域を滿洲國、支那、東部西伯利亞、南洋方面迄擴張し、朝鮮殖産銀行設立當初は資金關係にて同行の親會社の立場に置かれたが、朝鮮殖産銀行の業務逐年進展せるに反し朝鮮に於ける當社の業務は遅々として進まず、特に資金供給方面は主力を朝鮮にのみ注ぐことを得ず、産業資金の大部分は朝鮮殖産銀行の供給する所となり、當社は其の一部を供給するの狀態である。昭和八年九月末貸出總額は八千三十七萬八千圓で、朝鮮殖産銀行の公共産業貸の約三四%に過ぎなし。

ト、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立し、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦、に同十三年一月群山に昭和四年七月鎮南浦に之を設立せり。

チ、金融組合 明治四十年金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合設立せられ、農氏の經濟を緩和し、産業を助長せること少からざりしが、時勢の進運に従ひ、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布し、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張し

次で同七年六月更に其の一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、従来農民に限りたる組合員の資格を擴張して商工業者その他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたるが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互り準據法を改正して整備する所あり、之が運用に依り庶民金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至れり。今組合の組織、事業の大要を摘記すれば左の如し。

- (一)、組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ。
- (二)、組合員の責任は有限責任にして出資一口以上(一口の金額十圓以上五十圓以下)を負担せしめ、之に對し年七分以下の配當を爲す。
- (三)、組合に組合長一人理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は数人の副理事を置くを得しむ、而して組合長、監事及評議員は組合員中より選任せしめ、理事及副理事は朝鮮總督之を任免す。
- (四)、組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも、常務に付ては理事單獨にて之を代表することを得しむ。
- (五)、組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金より成り(村落組合に在りては外に政府の下付ける基本金を有す)左に掲ぐる業務を行ふ。

(イ) 組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保護し又は之に對して倉荷證券を發行すること (ニ) 組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること 及無盡會社より預り金を爲すこと (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる業務を爲すこと。

尙都市組合は右第一號の資金の爲、手形の割引を爲すことをも認めらる。

金融組合業務概況 (昭和九年九月末現在)

組合別	組合数	支所数	組合員数	拂込濟出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六三四	一七一一	一〇八、六三七	七、五六〇 <small>千円</small>	一四、六四〇 <small>千円</small>	六〇、五四三 <small>千円</small>	八、〇五二 <small>千円</small>	八、四九〇 <small>千円</small>	二二、四八九 <small>千円</small>
都市組合	六二	一	四九、〇九六	一、九九六	三、〇九七	四、八七三	三三、八〇七	四〇、六三五	二五、三三三
計	六九五	一七三一	一〇七、七二三	九、五五六	一七、七三七	六五、四二六	六一、八五九	四九、一四五	四七、八二二

り、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展せしが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは組合の積極的活動を促進する上に遺憾少からざりしを以て、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したるが更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を

合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設したり、其の組織事業の概要左の如し。

- 一、朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖るを目的とする非營利有限責任の法人にして、其の本部を京城府に、支部を各道廳所在地に置く
- 二、朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定したる産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔せしむ。之に對しては年七分以下の配當を爲す
- 三、朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く、會長及理事は朝鮮總督之を任命し、監事は總會に於て會員の代表者中より之を選任す。
- 四、朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、借入金及諸積立金より成り、左に掲ぐる業務を行ふ

(一) 會員に必要な資金の貸付を爲すこと、(二) 會員に對し手形の割引を爲すこと(三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと(四) 會員より預り金を爲すこと(五) 會員に對し業務上の指導を爲すこと(六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること(七) 職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲必要な業務を爲すこと。

金融組合聯合會業務概況 (昭和九年九月末現在)

支部數	會員數	拂込濟出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	預り金	貸出金	預け金
一三	七四一	千四百七十八	千四百五十一	千四百二	千四百六	千四百六	千四百三	千四百三

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したるが、時勢の進

運竝に朝鮮の實情に尙一層適應せしむべく昭和六年六月無盡法令の改正を行ひ、益庶民金融機關としての發展を期待せらるゝに至れり。

無盡會社業務概況 (昭和九年九月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
三	四、八〇〇、〇〇〇	一、六九四、二〇〇	一、五八九、四〇〇	一、四三三	七六、八二九	一〇七、八〇、六五〇

第十六編 貿易

第一章 貿易の變遷

由來朝鮮の貿易状態は、日韓併合以前に於ては極めて貧弱なるものであつたが、總督府設置以來、産業上各種の保護獎勵施設を實行したると、世界大戰の影響によつて經濟界を刺戟したる結果、近年に至り輸移出入貿易共に急激なる膨脹を來し、併合當時と今日とを比較するときは、殆んど隔世の感がある。試みに既往の状态を見るに、明治十九年の頃に於ては、朝鮮の開港は釜山、仁川、元山の三箇所を數ふるのみで、その貿易額は三百十萬圓内外であつた。殊に輸出額は僅に五十六萬圓に過ぎなかつたのであるから、當時の貿易不振の一斑は略ぼ想像し得るであらう。爾來數年の間著

しい貿易の變遷はなかつたが、その後明治三十年には、鎮南浦、木浦、同三十二年には群山、馬山及び城津を開港し、同三十七年には、日露戦役に依りて、龍巖浦は事實上の開港場なり、斯くの如くして次第に對外貿易を頻繁ならしめ、更に同四十一年には、清津を開港し、貿易總額ば明治三十八年に四千萬圓、同四十二年には五千三百萬圓を算したものが、大正二年には一躍して一億圓を突破し、同十二年には六億三千八百萬圓に膨脹して、その間に於ける異常なる貿易の發展を示したのである。日清戦役前の朝鮮の貿易關係は、内地及び支那の兩國がその大部分を占め、その貿易勢力には著しい差異はなかつたのであるが、日清戦役の結果は、遽かに内地と朝鮮の貿易關係を密接ならしめ、また延いて諸外國との通商關係も緊密を加へ、米國、英國、蘭領印度、露領亞細亞、英領印度、英領海峽植民地、暹羅、獨逸等との間に貿易が行はれ、殊に滿洲國、支那及び露西亞とは、地理的關係から内地に亞いで貿易上密接なる關係を保つて居る。試みに昭和八年に於ける貿易總額を見るに、その輸移出入額は左の如くなつて居る。

輸	出	輸	入
移	出	移	入
計	出	計	入
	五、七七三		六四、三六八
	三五、八五四		三九、八二七
	三六八、六三七		四〇四、一八五

從來朝鮮に於ける貿易狀況は、累年輸入超過を繼續し來り、大正十三年及び同十四年の二箇年間は輸移出超過を見たが、昭和元年より更に輸入超過に陥り、昭和八年には三千五百五十五萬八千圓の入超を示して居る。

貿易品價額累年表

年次	輸 出		輸 入		輸 移 入 入	輸 移 入 入	輸 移 入 入	輸 移 入 入
	輸	出	輸	入				
明治四十三年	四、五二五	一五、七七八	一四、四三四	二五、三四八	三九、七八三	一九、八六八	一九、八六八	一九、八六八
同 四十四年	五、五一六	一三、三四〇	二〇、〇三九	三四、〇五八	五四、〇八七	三五、三三〇	三五、三三〇	三五、三三〇
同 四十五年	五、六六六	一五、三六九	二六、三五九	四〇、七五六	六七、二一五	四六、三三九	四六、三三九	四六、三三九
大正 元 年	五、五六五	二五、三三三	三一、一五一	四〇、四三九	七一、五八〇	四〇、七〇一	四〇、七〇一	四〇、七〇一
大正 二 年	五、八〇一	二八、五八七	二四、一八四	三九、〇四六	六三、二三二	二八、八四二	二八、八四二	二八、八四二
同 三 年	八、五九一	四〇、九〇〇	一七、六六四	四一、五三三	五九、一九九	九、七〇七	九、七〇七	九、七〇七
同 四 年	一三、八三七	四一、九六四	二一、九九七	五二、四五六	七四、四五六	一七、六五四	一七、六五四	一七、六五四
同 五 年	一九、〇四九	六四、七三五	三〇、一九〇	七二、六九六	一〇、二八六	一九、一一一	一九、一一一	一九、一一一
同 六 年	一六、九八四	一三七、二〇四	四一、〇三五	一一七、二七三	一五八、三〇九	四、六三〇	四、六三〇	四、六三〇
同 七 年	一九、八二六	一九九、八四八	九五、八六八	一八四、九二七	二八八、七八六	六、一一〇	六、一一〇	六、一一〇
同 八 年								

黑人	1,046	其他	80,764
人參	274	合計	368,637

要するに朝鮮の輸移出品は食料品及び原料品が大部分を占め、製造工場の不振なることを物語つて居るが、食料及び原料の不足せる内地に對し、その供給の地位に立つ朝鮮の産業は内地の食料問題及び原料問題解決の爲めにも將來は益々保護奨勵を加へる必要がある。

第三章 輸移入品

朝鮮の産業は農業を主とし、製造工業は極めて幼稚なる爲め、輸移入品は多く製造工業品に屬し、就中綿織物は最も多く、粟、米、砂糖、石油、揮發油、繰綿及打綿、綿糸、麻織物、絹織物、肌衣、紙、護謨靴、鐵、鐵道材料、機械、石炭、セメント、木材及び板等の輸移も尠くない。内に製造工業の勃興を計ることの必要にして、成るべく朝鮮産品の使用を奨勵すべきは言を俟たないが、官業民業共に新設擴張すべき事業の多い朝鮮としては、將來各種原料品、及び機械等を大に輸移入し、これを利用し消化せねば、到底産業の振興を期待することは出来ない。

主要輸移入品價額 (昭和八年)

米	及	粟	小	大	砂	肌	地	鹽	葉	マ	繰	綿	揮	支	毛	絹
及	麥						下		煙	ッ	綿	及	織	那	織	織
粗	粉	豆	糖	衣	袋	草	草	草	草	草	糸	糸	油	布	物	物
額	1,839	2,787	3,989	2,736	5,851	7,696	2,273	2,769	408	1,493	9,583	6,800	5,464	1,147	8,538	18,445
品	清	麥	燈	榨	棉	肥	石	セ	鐵	ゴ	陶	鐵	鐵	機	木	其
名	酒	酒	油	蠶	織	料	炭	メ	筒	ム	磁	條	電	械	材	他
價	1,218	2,110	3,025	9,453	43,802	11,453	10,735	3,348	1,963	906	2,922	7,052	2,951	2,351	6,135	178,994
額	1,218	2,110	3,025	9,453	43,802	11,453	10,735	3,348	1,963	906	2,922	7,052	2,951	2,351	6,135	178,994